

第三部

室町時代の本文史・享受史をめぐる考察

伏見宮家の源氏物語享受

― 貞成親王・邦高親王を中心に ―

上野英子

【要旨】

上藤局本は伏見宮家の第五代当主邦高親王時代に作成された源氏物語の写本である。今回、その複本が二部確認できたことから、蔵書や写本作りの有りよう等も含めた、伏見宮家における源氏物語享受の実際について調査してみた。結果、上藤局本は同宮家で書写された最初の揃本源氏物語だった可能性も出てきたようである。

ここ数年の間、稿者は紅梅文庫旧藏源氏物語（以下、紅梅本と略）を切り口に、室町時代の源氏学、就中三条西家における本文と注釈の研究を展開し、併せて紅梅本の影印を順を追って紹介してきた⁽¹⁾。因みに紅梅本の祖本は三条西実隆の〈文明本〉であり、親本は伏見宮家で作成された〈上臈局本〉である。これらの関係や研究上の意義・見通しについては何度も触れてきたことなので、ここでは繰り返さない。今回は紅梅本からやや離れて、紅梅本の親本である〈上臈局本〉を作成した伏見宮家について考察する。

というのも、本文研究会のメンバーである中城さと子氏のご教示により、熊本大学教育学部旧藏源氏物語（以下、熊大本と略）⁽²⁾もまた紅梅本と同じく〈上臈局本〉の転写本であることが判明したからである⁽³⁾。伏見宮家では〈上臈局本〉以外に紅梅本と熊大本と、都合三部もの源氏本を作成していたのだろうか。果たしてそのようなことがあり得るのだろうか。こうした疑問から、本稿では伏見宮家における源氏享受のありようについて、先ずはその実態を確認していきたいと思う。

（一）貞成親王の場合

【目録からみた伏見宮家の蔵書】

伏見宮家は持明院統の嫡流で、北朝第三代崇光天皇の第一皇子栄仁親王を初代とする。するとその起こりは、親王が伏見御料に戻られて、以後伏見殿と称された、応永十六年（一四〇九）頃に設定できるかもしれない。では発足当初、同家の蔵書規模は一体どの程度だったのだろうか。

飯倉晴武氏によれば、崇光天皇に相続された持明院統の文庫は、その

まま永仁親王へと譲渡されたという。そして嫡男で二代目当主となられた治仁王の頓死をうけて、弟の貞成親王が第三代当主に就任なされると、同文庫もそのまま貞成親王へと受け継がれたという⁽⁴⁾。その間の所蔵文書は「仙洞御文書目録」（『群書類従』雑部）から窺うことができる。文和三・四年（一三五五・六）に中原盛氏・中原清種・阿部資為らによってまとめられた同目録によれば、櫃数はおよそ百七十七合程度というから、かなりの規模である。書名の多くは歴代宸筆・朝儀式関係・史書・諸家記録・漢籍・仏典・所領文書等々、皇室の重宝ともいえる古記録を多数継承されたようで、一方、国書関係はといえば管弦か和歌関係の資料が大半であった。物語類で具体的な書名は、「雑」のなかに一括されていたためだろうか、全く見つけられない。伏見宮家の蔵書で何より誇るべきは、歴代宸筆群と楽道関連資料だったようである。

応永八年（一四〇一）に伏見宮御所が炎上し、こうした文書や諸記録類・楽器等の多くを焼失したものの⁽⁵⁾、その後、貞成親王が作成なさった「即成院預置文書目録」（応永二十四年作成、二十九年、三十一年改正）、「法安寺預置文書目録」（応永二十七年作成、三十二年改正）、「大光明寺預置記録目録」（応永三十二年作成）等を見ると、例えば応永二十九年（一四二二）の時点では櫃の数だけでも百五十五合あったようである⁽⁶⁾。回祿の災いを恐れて蔵書を菩提寺等諸処に預け置かれたようだが、なかには自邸に留め置かれた分もあったろうから、それらの分も含めると、依然としてかなりの規模だったことが窺われるのである。とはいってもこの、これらの預置き目録のなかにも物語関連の書名は見当たらない。預け置くまでもないということなのだろうか。

そして応永二十七年（一四二〇）十一月、漸く物語関連資料がまとめ

られた。貞成親王が作成された「物語目録」(一四九番)がそうで、そこには次のような書名が記されている。(7)

諸物語目録

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 一 神代物語一帖〈小冊子〉 | 一 熊野物語一帖〈小双子〉 |
| 一 續地藏驗記二帖〈上下〉 | 一 地藏物語三帖〈同物語〉 |
| 一 諸寺観音靈記一帖 | 一 泊瀬観音驗記二帖 |
| 一 石山縁起絵記(詞)一卷 | 一 善光寺縁起一卷 |
| 一 観喜天物語一帖 | 一 幻中草打盡一帖 |
| 一 十王讃嘆一帖 | 一 法語一帖 |
| 一 智興内供絵詞一帖 | |
| 一 三愚一賢一帖〈葉室右□／光俊入道□／菊亭本〉 | 一 宝物集一帖〈第二〉 |
| 一 五常内義抄一帖〈菊弟本〉 | |
| 一 宇治大納言物語四帖〈第一第二／第三又一帖〉 | |
| 一 髭切物語一卷 | 一 堀江物語一帖〈上下〉 |
| 一 酒天童子物語一帖 | 一 磯松丸物語一帖 |
| 一 玉藻物語一帖 | 一 保元物語二帖〈上下〉 |
| 一 一口物語一帖 | 一 平家物語二帖 |
| 一 平治物語二帖〈上下／椎野本〉 | 一 承久物語一卷〈中〉 |
| 一 九郎判官物語一卷 | |
| 一 太平記三帖〈第三第四／第五〉 | 一 梅松論一帖 |
| 一 太平記一卷〈第九半／書残之〉 | 一 古事談一帖 |
| 一 堺記一帖 | |
| 一 水鏡三帖〈重有朝臣本〉 | |

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| 一 十寸鑑三帖〈上中下〉 | 一同帖一帖〈第四五〉 |
| 一 賤男日記一帖〈具氏 ^{中院} 宰相／中将記〉 | 一同帖又一帖 |
| 一 准后南都下向事一帖〈重有朝／臣本〉 | |
| 一 散ぬ桜一帖〈上下〉 | |

以上

応永廿七年十一月十三日取目録畢

以下この目録について、気のついたこと四点を挙げておく。

第一は、伏見宮家では同一書名の作品を複数部、所有していた点である。たとえば「宇治大納言物語四帖〈第一第二／第三又一帖〉」とあるのは、第三冊目のみ二部あったということだろうし、「太平記」の場合、「三帖〈第三第四／第五〉」「一卷〈第九半／書残之〉」とあるのは、冊子形態の太平記が三帖、卷子形態の太平記が一卷あり、しかも後者には「第九半書残之」とあるので、卷子本・冊子本共に端本だったと解釈できよう。揃い本を得られぬまま端本を集めた結果のようである。また「賤男日記」の場合は「一帖〈具氏^{中院}宰相／中将記〉」とあるものと、単に「一帖」とあるものが併記されている。これなどは完本が二部あったとみるこことが出来るかも知れない。

第二は、「十寸鑑」(ますかがみ)についてである。目録では「三帖〈上中下〉」と「一帖〈第四五〉」の二部あったとしている。分冊の仕方が「上中下」「第四五」と異なっていることから、三帖本と一帖本とは系統が異なっていた可能性もある。そして注目すべきは十二年後の永享四年(一四三二)、貞成親王が架蔵の『増鏡』について『看聞御記』で次のよ

うに記している点である。

六月十七日 抑自禁裏被仰下真寸鏡、此間書写畢。三帖（上中下）、又一帖（第四五七）今日進上。万代可伝之間、不顧惡筆自書進了。^{〔8〕}

伏見宮家の『増鏡』は万代に伝へるべき写本と認定され、禁裏の御文庫に加えられるべく要請があったためだろう。この日親王は禁裏からの仰せを承けて、架蔵本『増鏡』二部（一部は上中下の三帖揃本、一部は巻第四・五・七を収めた一冊本）を惡筆を顧みず自ら書写し、後花園天皇に進上したとある。なお「物語目録」の時点では「一帖（第四五）」とあったものが、ここでは「一帖（第四五七）」と増えている。いずれかの誤写か、十二年の間に「第七」が加わったものと思われる。

ところが貞成親王はそのあと更にもう一部、複本を作成なさった。現存する尊経閣文庫所蔵の後崇光院（貞成親王）自筆『増鏡』二〇冊がそうである。冊数から見て、応永二十七年の目録に記録されたものでも、永享四年に献呈されたものでも無いことは明らかである。

なおこの尊経閣文庫本については、鈴木登美恵氏に興味深い指摘がある。それに拠れば、所謂古本系統の本文のなかに巻五巻七など別本系の本文が並列的に存在しており、また片面行数や傍訓の不統一からみて、全冊同時期の書写では無く、時日を隔てて書写した冊を取り合わせたか、もしくは祖本自体が取り合わせ本だったろうというのである^{〔9〕}。おそらく貞成親王は献上本を書写する傍ら、架蔵本二種を取り合わせて自ら複本作りも行っていたということなのだろう。貴重な資料の場合、伏見宮家では複本作りを行っていたという事例である。

第三は、当時の伏見宮家が所蔵していた物語類は、その多くが寺社縁

起や絵詞・法語といった仏教関連物語類、保元・平治・平家・承久記や太平記といった軍記物語類、増鏡や水鏡といった歴史物語、宝物集や宇治大納言物語といった説話集類だったことである。作り物語らしきものといえ、玉藻物語や九郎判官物語といった室町期の物語ばかりで、なぜか伊勢物語や源氏物語をはじめとする王朝物語は見えない^{〔10〕}。これは伏見宮家の嗜好とも関連していたのだろうか。

なお保元・平治・増鑑・承久記の借用について、『看聞御記』巻九の紙背文書に次のような某氏宛て書状がある。該当箇所のみ引用してみる。保元平治の物語の御双子□よし仰下され候、面白存候。便宜にいたされ候は、かしこまり入候へく候。

ますか、み、とくつかはしたく□で、さいそく候へとも、いまた返し候はて、つかはし候はす候。別当、わたくし□見たく候と申候て申いたし候つる。心うつくしくひま候はて、つほねに候をりはかり、ちとつ、見候程に、いまた見はて候はぬ。いまちと見はて□は□、いそき返し候へきよし申候程に、□□にもさいそくし候はす候。返し候は、いそきつかはし候へく候。いま一帖候よし仰下され候。いかさまあらみ候て、便宜に進上し候へく候。又承久の物語の事、一条なとたつね候て候は、進上し候へく候。^{〔11〕}

これを要約すれば、およそ次のようになろうか。『保元物語』『平治物語』の御本についてご教示いただき、興味深く感じました。格別のお計らいをいただきましたら、恐縮に存じます。『増鏡』は直ぐにでもお渡ししたいところですが、現在の借り手に催促いたしました、未だに返却されておりません。別当が自分も『増鏡』を読みたいと、次のように言い出しております。「十分時間ができて

控え室におります時に、少しづつ拝読しておりますが、未だ読み終わ
りません。もう少しお時間をいただき読み終わりましたら、急ぎお返
しいたします。」このように申しておりますので、強いて返却の催促
はしておりません。戻って参りましたら、急ぎお届けいたします。当
方に『増鏡』がもう一冊ある由、ご教示くださいました。是非とも取
り出しまして、都合の良い時にお届けいたします。又『承久物語』に
つきましても、一条なども照会してまいりましたので、お送りいたし
ます。)

伏見宮家の交流圏では軍記物語に人気があり、廻し読みを行っていた
ことがわかる。また私に施した傍線部から、貞成親王は架蔵本『増鏡』
がもう一帖別にあるとの情報を、相手側から得ていたことも窺われる。
どうやらこの書状は、架蔵本『増鏡』二部を内裏に書写献上した永享四
年以前のものらしい。ともあれ、人気のある作品はこのように借覧希望
も多く、複本作りは紛失対策でもあった、ということなのだろう。

第四は、「物語目録」に記された「散ぬ桜(上下)」についてである。『実
隆公記』の文明七年(一四七五)と明応六年(一四九七)に次のような
記述がある。⁽¹²⁾

文明七年(一四七五)

十一月一日 子刻許有召、参東向之中間、物語双紙可読申之由也〔ち
らぬ桜、大塔宮鍾愛の女、彼宮一期之間之事等書之。世間之感□誠
以可哀者也。上下催感涙了。世中はちらぬ桜と成にけり有てはて憂
身を歎つ、奥有此歌。仍号之者也〕百余丁読之終功。深更退出、
候寝殿。

明応六年(一四九七)

五月廿六日 自禁裏仰宰相息女、被書御草子〔ちらぬ桜、銘トハスカ
タリ〕。件御草子出現所持来也。則令進上了。

八月廿二日 及晩参内、依当番也。於議定所数刻御雑談、仮字草子〔と
はすかたり〕校合事被仰之。仍於殿上、与園宰相相読合了。

私に施した波線部のように、「ちらぬ桜」とは「大塔宮鍾愛女」が「宮」(護
良親王か)の事跡について著した作品で、当時はかなり人気があったら
しい。五月廿六日条に拠れば、禁裏からの仰せによって「宰相息女」(姉
小路基綱女、済子か)が書写を命じられ、完成したので、この日進上さ
せたとある。女性のなかにも、こうした禁裏本の書写を担当させられた
人がいたことだろう。なお実隆は「ちらぬ桜」の別称として「ト
ハスカタリ」と記している。だが内容が異なるので、この場合は、我々
が馴染んでいる鎌倉時代の日記文学『とはすがたり』とは別の本と思わ
れる。

【源氏物語と貞成親王】

応永二十七年(一四二〇)「物語目録」の時点において、源氏物語及
び関連資料の書名は皆無だった。だが『看聞御記』によれば、伏見宮家
にはそれ以前から、いくつかの源氏物語関連資料が保管されていたこと
が窺われる。

例えば、応永二十四年(一四一七)の時点では伏見院宸筆写本「仮名
源氏詞」一巻があり、「帥中納言」(三条公雅か)が伏見院宸筆を所望し
たため、それを遣わしたとある⁽¹³⁾。思うにこれは、現行の宮内庁書陵
部所蔵『上代様仮名手本(後撰・源氏、伝伏見天皇宸筆)』(伏六五二)

のことだろう。源氏物語夕顔巻の本文を一部抜粋し、上代様に透写した文献である。

また応永二十五年（一四一八）の時点でも、「室町殿」（足利義持）の求めにより架蔵の「源氏目録」を書写して贈ったとの記事が見える^{（14）}。「目録」とは巻名次第のことだろう。なおこの「源氏目録」の進呈については、興味深い経緯があった。きっかけは貞成親王が「水無瀬三位入道」の懇望に押し切られて、「仙洞上臈」のために、源氏物語の橋姫・夢浮橋を書写なさったことにあった。親王としては誰のための写本なのかわかなまま、懇情に負けて引き受けられたのだが、それが「室町殿」（足利義持）の逆鱗に触れ、結果、伏見宮家の「源氏目録」を書写して提出する羽目に陥ったようである。

どうにも脈絡のつかみにくい話だが、後日談によると、この「仙洞上臈」は後小松院にお仕えしながら「木寺宮」（承道親王か）との密通が露見したため、宮は「失生涯」（社会的立場を追われたの意味か）、彼女も籠居させられたのだったが、その後帰参を許されたものの、今度は「室町殿」（足利義持）のお手が付いたらしい。また彼女が義持に義持直筆の「源氏目録」をおねだりしていたこともあり、義持は一つには「源氏目録」の手本を得るため、ひとつには貞成との仲を疑ったふりをして彼女をからかうために激怒してみせ、今回の騒動となったようである。事情が判明した後、貞成は「履薄氷時節、仰天之外無他。源氏書写後悔千万也」（応永二十五年十月廿日）と嘆息すること頻りだが、宜なるかなである^{（15）}。

次に、この事件の発端となった『看聞御記』応永二十五年（一四一八）五月十九日の記事を確認してみよう。

抑水無瀬三位入道、源氏二帖〔橋姫・夢浮橋〕料紙〔表紙金欄／結

構也〕進之。予書写所望申。悪筆不思寄之間、則返遣了。双子結構。主不審。若三条大納言〔水無瀬智／君也〕仙洞上臈〔三条相国息女〕、此人々就所縁所望申歟。彌不思寄之間、返遣了。

「水無瀬三位入道」を水無瀬具隆だとすると、彼の孫娘は当時権大納言だった三条公量（同年十一月に公光と改名。その後更に公冬と改名）に入室していた。公量に姉妹が居たかどうかは不明だが、もし姉妹がいて、それが「仙洞上臈」だとしたならば、彼女は貞成親王の推測通り、所縁によって水無瀬具隆に仲介を求め、書写を依頼してきたことになる。

しかもこの時、仲介者の具隆は底本（金欄表紙で料紙も贅沢な、橋姫と夢浮橋の二帖）も持参してきたようである^{（16）}。底本の所有者は不明。なぜ橋姫と夢浮橋だったかも不明。仮に、寄合書きで新しい源氏写本を作成する企画があったことだったならば、すべての事情が判明した際に貞成親王がその旨を書き残していたはずである。だが日記をみる限り、そうした記録は全く無い。よって「仙洞上臈」は個人的に、この二帖の写本が欲しかったものと判断しておく。

それにしても、女性が新たに源氏の写本を作りたいと思った場合、仲介者を介して分冊単位で依頼することが多かったのだろうか。例えば細川高国室も、絵合・須磨・薄雲の三帖の書写を三条西家に依頼している^{（17）}。なるほど分冊単位の方が、発注側にも書写側にも負担が少なく、一般的だったのかもしれない。そう考えると、彼女が源氏目録まで欲しがったのは、巻単位で入手するため、物語の全体像を把握し今後の集書計画を立てるためだったのだろうか。

【源氏読みと源氏物語注釈】

物語の中では王朝物語よりは軍記や歴史・説話などが好みかと思われた貞成親王だったが、源氏物語にも挑戦なさっていた。前述した「仙洞上臈」源氏本騒ぎのあった翌年、すなわち応永二十六年から七年にかけてのことである。次に『看聞御記』の当該記事を引いてみる。

応永二十六年（一四一九）

五月六日 抑源氏無才学之間、自桐壺次第読之。女中・長資朝臣張行也。重有朝臣読之。毎日読之間、駄餉等可為順事云々。

同廿日 行豊朝臣参。源氏本悉不所持之間、行豊朝臣所持之本少々借用。此間連日読之。其次第不能記之。

同廿三日 源氏乙女読之。行豊朝臣、寿藏主聴聞。有盃酌。其後蹴鞠。

六月十二日 源氏野分御幸等読之。

応永二十七年（一四二〇）

三月三十日 重有朝臣源氏楨柱読之。自去年読懸未終之間、又読之。

聊有盃酌。

発起は五月六日。源氏物語について知識が不足しているため、皆で桐壺から順次読んでいこうという試みだったようである。これは、宮家の女性陣や近臣「長資朝臣」（田向長資）の提案によるもので、初日は「重有朝臣」（庭田重有）が読みあげた。重有は、こののち貞成親王が書写なさった源氏注釈書（後述）の所有者でもあり、近臣の中では一番の源氏通だったのだろう。

注目すべきは廿日の記事である。六日以降、彼らがどの巻まで読み進めたかは不明だが、この日にいたって読むべき巻のテキストがなくなってしまうらしく、そのため「行豊朝臣」（田向経兼息で、世尊寺行能

猶子）所持本を暫く借用し、その間は連日、同本で読んだとある。「源氏本悉不所持之間」とある所をみるに、どうやら伏見宮家には本当に源氏物語が無かったようで⁽¹⁸⁾、それまでは重有の所持本で読み、二十日以降は行豊の所持本で読み続けたということなのだろう。こうしてこの年は「野分行幸等」（藤袴も含むか）までで中断し、翌年「楨柱」を読んだとあるが、以後の記録は見当たらない。全巻読破なさったかは不明である⁽¹⁹⁾。

それにしても、貞成親王は源氏物語を一体どのように位置付けていらしたのだろうか。『椿葉記』に次のような文言がある。

其本（又）和歌の道ハ、むかしより代々の聖王ことにもてあそひまし／＼て、万葉集以来八代集、ちかき代までも勅撰ありつるに、この一両代中絶し侍、道の零落無念なる事なり、たゞし室町殿（足利義教）歌道の御数寄ありけなれハ、当代いかにも撰集再興のさたハありぬへし、和歌に師なし、古歌をもて師とするといへり、しかれハ、万葉・古今以来代々の集、この道先達の口伝・秘抄、源氏・狭衣などやうの物をよく御らんせられて、花をもてあそひ、月にめつるおもひ、四季折節に付たる風情ハ、日夜朝暮に叡心に懸けられて御たしなみあるへき御事なり⁽²⁰⁾

自筆本とされているこの書には、永享五年（一四二九）二月の奥書がある。称光天皇の崩御を受けて踐祚なさった貞成親王の御実子、後花園天皇に奏上されたもので、右の引用文は「和歌の道」を説いたくだりである。これを見る限り、親王の源氏物語観は極めて一般的なもので、歌詠みのための基礎的教養をえて、歌心を養うための読書だったようである。

さて源氏読みと並行して、貞成親王は源氏物語の注釈書も書写なさっていた。現行の宮内庁書陵部蔵伏見宮家旧蔵の貞成親王宸筆『源氏物語注釈』写本一卷（図書寮文庫二〇九・伏五〇五）がそうである。古い具注暦（応永二十二（三年分）の裏に書写されたもので、全て親王の一筆。具注暦の裏ということから、伏見宮家の蔵書に加えるというよりは、自身の手控え用だったらしい。書写奥書に

応永廿六年六月三日書写畢 以重有朝臣所持之本写之了 僻事不審事等多之 然而如本先写了 尋証本可校合者也

とあることから、応永二十六年（一四一九）当時四十七歳だった親王が、庭田重有所蔵の注釈書を借りて書写したものである。どんな内容の注釈書だったのか、しばらく同書を分析してみよう。

内容は大きく二つに分かれる。順序が逆になってしまいが、後半の説明からはじめよう。これは「源氏或抄物云」という内題のもと、桐壺から夢浮橋まで巻名毎に問題となる本文を掲げて注を記したもので、夙に伊井春樹氏が伊行『源氏釈』の一伝本（第一次本の中でも更に古い形態を保持する一類本に属する）と認定され、翻刻も紹介された資料である⁽²¹⁾。例えば桐壺の冒頭は次のようにある。

きりつほ

月の影はかりそやえむくらにもさはらすさし入たるとある所は

八えむくらしけるやとのさひしきに人こそみえね秋はきにけり

といふる事の心也

きりつほの更衣の母北の方命なかさのほとつらさも松の思はむ事も
はつかしとある所は

いかにしてありときかれし高砂の松の思はむ事もはつかしといふ

ふる歌の心也

項目として揚げられたのは引歌や典拠のある箇所が大半だが、総合・紅梅・夢浮橋の三帖は巻名のみを掲げており、それぞれ「絵あはせたとへ事なし」「こうはいには物の心みえす」「夢のうきはし たとへ事なし」としている。『源氏釈』現存諸本中、該書と項目が完全に一致するものは無く、そのことは各項目の見出しの文章においても同様である。

とはいえ、見出しの文章は、注記に必要な部分は物語本文から抜き出し、場面を説明する場合は前後の状況を自分の言葉で要約したものが多く、かつ「：とある所は」で提示された見出しの文章に対して、どの注も「：の心也」で結ぶなど、あらかた統一がとれていることから、既存の注釈書の写しかと思われた。なお注の内容で、後述する該書前半部にみられる項目注と重複するものは見当たらない。

かかる後半部とは対照的に、前半部は未整理な聞書をそのまま清書したものであるという印象を受けた。こちらはまだ翻刻紹介はなされていないようであるから、便宜上、三つのパートに細分して説明していく。

まず第一のパートは所謂「総論」に相当する部分で、該書の場合、巻名目録と準拠からなっている。すなわち五十四帖の巻名を列挙したあと、「此外」として「さくら人」以下十一帖の巻名を掲げ「この十一帖はな^(損傷へか)て用いぬとなり」と注記。次は「物語ノおこり」として、例の石山寺伝説（上東門院から新作物語を命じられた式部が、石山寺に籠もって源氏物語の着想を得たという話）を紹介し、次に光源氏の準拠として、業平中将や源高明を挙げている。

第二のパートからが具体的な注釈部分となるわけだが、普通ならば、

後半部の「源氏或抄物云」がそうであつた如く、先ず巻名を挙げその後同巻に関する諸注が配列されるのだろう。しかし前半部の場合は違っている。巻名毎にまとめることなく、

「／きりつほにおたきといふ所にとあるは：」

「／おなし巻にこま人といふは：」

「／おなし巻にしけいさといふは：」

「／は、木、といふは：」

等と、一項目毎に鈎点を付して巻名を掲げ、物語本文中の事物を記して解説を施す形式であり、こうした項目注が羅列されているのである。

問題は、これらの項目注に巻名の無いものが含まれていること、そして項目注の並び順が時折乱れている点である。例えば夕顔巻の項目注を羅列したくだりに、本来ならば賢木巻にあるはずの「／とのひ物のふくろの事」や葵巻に入るべき「／ねのこもちぬのこと」が入っていたり、末摘花巻の項目注が続いているなかに、突然「／絵合の巻にとしかけははけしき浪風になどある」が入ったりと言った具合である。貞成親王が奥書で「僻事不審事等多之」としたのは、こうした点だったのだろう。これらは講釈受講時に付箋等に書き写していたであろう項目注（聞書）を、整理不十分なまま列記したためかと思われる。

とはいえ、中には興味深い次のような項目もある（22）。

／末摘巻にふるきのかはとかけるは黒貂と彼青表紙にあり 但
建礼門院の源氏の御絵の花園左大臣有仁公に、伊通公など詞か、
せ給へるにわ黄皮也 不審 或白貂歟黒貂歟云々

因みに源師時の『長秋記』元永二年十一月二十七日条によれば「参中宮御方、以中将君被仰云、源氏絵間紙可調進、申承由、又上皇云、書画可

進者、同申承由」（23）とあり、ここである「中宮御方」とは待賢門院のこと、「中将君」とは後の花園左大臣源有仁のことと解される。これを貞成親王が書写した項目と比較すると、「建礼門院の源氏の御絵」とあるのは待賢門院の誤伝だろうが、「花園左大臣有仁公」という記述の方は合致するため、これは俗に「隆能源氏」とも称されている『源氏物語絵巻』に言及した注釈と受け止められるかもしれない。

そしてこの注が何を問題としているかといえは、「ふるきのかは」の意味ではなく、その皮は黄色（白）か黒色かという点であった。現在『源氏物語絵巻』の末摘花巻は散逸してしまったが、おそらく末摘花巻では源氏が朝方の雪明かりで初めて彼女の姿を目にする場面が描かれており、彼女が黄色か白色の皮衣を着用している様が描かれていたか、あるいは詞書にそのような文字が記されていたのではあるまいか。そのため「黒貂」とする青表紙本と対立しているとして、「不審」としたものと読み取れるようである。

なお右の項目注では「ふるきのかはきぬ」について、青表紙には「黒貂」とあつたと指摘していた。この点を検証してみると、大島本付裁の第一次奥入には当該項目が無いが、『定家自筆本奥入』（第二次）では「ふるき 貂フルキといふけもの、のかはのきぬ也」と記しており、これは『源氏釈』と殆ど同文である。だがそこに「黒貂」の文字は見えない。あるいは青表紙本の物語本文中に振漢字として加わっていたものであろうか。なお定家自筆本を所有していた長慶天皇の『仙源抄』によれば、「貂（フルキ／和名）西記云舞人帰路着黒貂皮衣 又云狐也 定家説」とある。長慶天皇御架蔵の定家自筆本には、奥入か書入れ注かは不明だが、確かに「黒貂」という注記がなされていたようである。

貞成親王当時、青表紙本は民間では既に「正本今は世に絶たる歟」とされており⁽²⁴⁾、一方『源氏物語絵巻』もまた、室町末期の注釈書『源氏物語秘義抄』によれば「花園左府」などが詞を書写した源氏絵二十巻は、「このほんつたはりてしやうくんけにあり」とある⁽²⁵⁾。

するとこの項目注は、もともとは朝廷や柳営、そのなかでも、青表紙正本や『源氏物語絵巻』を実際に披見することのできた、ごく限られた人々のなかでこそ発生し得たものであり、それが展転変容しながら、このように受け継がれてきたということなのだろう。

第三のパートは、前半部分の最後のあたり、『紫明抄』からの引用部分である。すなわち「○紫明抄（若紫）」「末摘花」「花宴」「葵」といった具合に、まず巻名が記され、それぞれの巻名毎に注の項目がまとめられていく。注の項目・見出しの文章・注の内容、いずれも『紫明抄』からの忠実な転写とはいいい難く、分量も僅かではある。とはいえこの部分は明らかに河内学派の注を継承したものといえる。

以上、貞成親王が転写した庭田重有本を分析してみた。応永二十六年といえば『河海抄』も既に成立していた時期にあたるのだが、重有周辺ではまだ享受されておらず、僅かに『紫明抄』の一部が採り入れられた程度で、大半は『源氏釈』の古態に源氏の秘説を取り混ぜての聞書注だったようである。五十四帖以外の巻名も列挙されたが、「用いぬ也」とあるように、五十四帖説が固まった頃の享受とみてよい。テキストについても僅かに「青表紙」の固有名詞が見えるものの、伝本の種類や優劣に関する記述は殆ど無く、テキストへの関心は薄かったようである。

【禁裏本源氏物語を預かる】

応永二十六年の時点では源氏の揃い本を所持していなかった伏見宮家だが、永享五年頃より朝廷所蔵の源氏物語二合（源氏の揃本で、「結構本」を預かることもあった。以下、『看聞御記』の関連記事である。

永享五年（一四三三）

七月二十四日 自内裏源氏二合（五十四帖／結構本也）被預下。火事御用心云々。

八月十九日 内裏被預下源氏二合、御葛一合慥返献。仙洞申出平翰御劍二返進、付四辻進之。早速返進被悦思食。向後も所用之時可申之由、被仰下。自内裏鷹一被下。抑山訴無為落居。人々室町殿参賀云々。

永享六年（一四三四）

八月十八日 自内裏源氏二合（一部）被預下。畏悦也。今夜四条京極炎上云々。

嘉吉三年（一四四三）

八月二十三日 一条殿以茂成朝臣被申。源氏有校合事。禁裏御本申出之処、他所二被預置也。一本伏見殿二被預申之由、被仰下。校合之為申出度之由、被申。禁裏御本預置了。被伺申之上者、不可有子細。可進之由返事申了。此御本兼拝見了。殊勝御本也。勝定院旧院へ被進之由、茂成朝臣二被語之由申。

ことの契機は、永享五年に比叡山延暦寺の強訴を足利義教がはねつけた、所謂（永享の山門騒動）で世の中が騒然としたためだったらしい。預かり本を返献した八月十九日の記事に「抑山訴無為落居。人々室町殿参賀云々」とあるのは、この騒動が小康状態となったことを意味している。ところが永享六年になるとまたもや対立が激化し、八月十八日、禁

裏本「源氏二合（一部）」が再び伏見宮家に預け置かれた。「二合」で五十四帖のようであるから、揃い本をお預かりしたと思われるが、但し今回はその後に「（一部）」という注記がある。これは同じ源氏の写本が二部あって、その内の一部が伏見宮家に預けられたと解しておく。なおこの日の記事に「畏悦也」とある。光栄だということなのだろうか。

そして歳月が流れて、嘉吉三年の記事に拠れば、「一条殿」（兼良四十二歳か。当時、前摂政）が「茂成朝臣」（貞成親王近臣の和氣茂成か）を介して、伏見宮家に預け置きされた禁裏本源氏物語を、校合のため借用させて欲しいと申し出てきたようである。茂成の説明に拠れば、当初禁裏に申し込んだところ、当該本は他所に預け置いた状態であること、そのうちの一本は伏見宮家に預けてあるとの返答があり、それを承けての今回の申し出となったようである。

それにしてもこの源氏本、かつては貞成親王自身も一覽して「殊勝御本也」と評価した写本だったが、禁裏では複本を作成したのみならず、それらを別々に預け置いている。かかる周到さからみて、よほどの典籍であつたらしい。元々は「勝定院」（足利義持）より「旧院」（後小松天皇）に進呈された源氏物語だったというのだが、もしかしたらこれが耕雲本だったのではあるまいか。

耕雲が將軍義持の命をうけて耕雲本を作成したのが応永年間（一三九四～一四二八）。義持の薨去が一四二八年であるから、「勝定院旧院へ被進之」の出来事はそれ以前ということになる。また耕雲本の原本を転写した清水谷実秋は一四二〇年、書き入れた飛鳥井雅縁は一四二八年の卒去だから、「禁裏第一次本」の成立は、少なくとも一四二〇年以前ということになる。この「禁裏第一次本」は寛正年間

耕雲本の書写史

- 応永年間（1394～1428）耕雲、足利義持（勝定院）の命により耕雲本を作成。
- 応永35年＝正長元年（1428）義持薨去。これ以前に「勝定院、旧院へ被進之」
- 応永27年（1420）耕雲本原本を転写した清水実秋の卒去。
- 正長元年（1428）耕雲と共に注を書き入れた飛鳥井雅縁（宋雅）の卒去。

これ以前に、「禁裏第一次本」成立

1434～1443年：
伏見宮家に預置き？

- 寛正年間（1460～65）甘露寺親長「禁裏第一次本」を転写。親長本成立
- 寛正3年（1462）徳大寺実淳「親長本」を書写。実淳本成立
- （先年「禁裏第一次本」「親長本」焼失）
- 文明11年（1479）親長「実淳本」を書写。親長、再転写本
- 長享2年（1488）一条冬良「親長本」を寄合書きにて書写（実隆・伏見宮邦高親王ら）現存する高松宮家旧蔵本

兼良の源氏講釈

（一四六〇～六五）に甘露寺親長が借り出して書写し、親長本を徳大寺実淳が転写したのち、「禁裏第一次本」と親長本とは焼失してしまうことになるのだが、永享五年から嘉吉三年にかけて、禁裏第一次本か耕雲本原本のいずれかが、伏見宮家に預け置かれていたということなのではあるまいか。

すると伏見宮家では少なくとも十年もの長きにわたって、貴重な禁裏本源氏をお預かりしていたことになるわけだが、その間、貞成親王がそれを転写していた形跡はない。無論、宮家といえども禁裏からの預かり本を勝手に開封できるわけではなく、ましてや許可無く転写できるものでも無かつただろうが、貞成親王は後花園天皇の実父である。願ひ出れば転写の勅許は容易だったろう。それでも無かつたわけだから、貞成親王時代の伏見宮家は、源氏物語の写本作りに関してかなり淡泊だったといえるのではあるまいか。但しこの件から、禁裏では複本が二部作成されることもあったという事実を伏見宮家が認識したことは、押さえておいてよいだろう。

なお貞成親王に続いて第四代伏見宮家当主となられた貞常親王（一二二六―一四七四）だが、『看聞御記』によれば幼少時より中原康富について広く漢籍を学ばれ、また音曲の伝受を初めとして和歌や連歌・書道なども嗜まれたようである。

晩年には応仁の乱が勃発。戦乱のなか、同腹兄にあたる後花園院が避難先の室町殿にて崩御なさると、その経緯を『山賤記』としてまとめられている。同書によれば、貞常親王が訃報を受けられたのは、夜半、仮移住先の大原にてのことだった。急遽出京なさり、仮仙洞に参入して御枕頭に侍されたこと。本来ならば御葬列に供奉すべきところ、童僕も含めて身支度が整わず「かかる山がつのたぎなきすがたにてよろほはん事も、中々なき御かげの御おもてぶせ、後代のあざけり」と断念なさったことなど、悲痛な思いを縷々述べられている。世襲宮家の一つに過ぎなかった伏見宮家を、最初の世襲親王家に引き揚げてくださった⁽²⁷⁾院の葬列である。悲しみは深くていらしたのだろうが、「御おもてぶせ」「後代のあざけり」といった表現から、戦乱の時代にあっても世襲宮家としての体面を維持してゆかねばならなかった苦悩が偲ばれるのである。また『山賤記』の中には

・けふはまことや、暮行年のはてなりけり。なき人のかならすくる夜といひつたへ侍り。泉式部があつみちの御こにをくれて、なき人のくるよときけど君もなしわがすむ宿や玉なきの里、とよみしもこよひのことぞかし。：

・後撰集に、なき人のともにし帰るとしならはくれゆくけふはうれしからましといひけんもおもひ出られて：（群書類従本）

等のくだりもある。前者は『後拾遺和歌集』（巻一〇哀傷五七五）等か

らの引用、後者は『後撰集』（巻二〇哀傷一四二四、兼輔詠）からの引用だろう。貞常親王の事績で、かかる和歌関連の情報は数多く確認できるのだが、王朝物語、就中原氏物語に関連する事跡となると、見つからない。向後のご教示を賜りたい。

（二）邦高親王の場合

邦高親王（一二四六―一五三三）は第五代伏見宮家当主。三条西実隆とはほぼ同世代で、実隆同様、少年時代に応仁の乱を経験している。祖父とは異なり『看聞御記』のような記録こそ残されなかったものの、その盛んな文化活動の様子は『実隆公記』を初めとする周辺資料を通じて垣間見ることができる。それによれば、伏見宮邸では音曲関係は無論のこと、和歌や連歌の会や講師を招いての和漢の講釈等も盛んに開催されていたようである。

【紫式部日記】

そして源氏物語の関連でいえば、『紫式部日記』がある。例えば『群書類従』本の奥書には、

a 邦高親王 御在判

b 右以伏見殿邦高親王御筆之本書写一校畢

c 右紫式部日記屋代弘賢書写以流布印本及扶桑拾葉集校正畢

（a―c、傍書とも稿者）
等とある。これを見るに、始めに邦高親王の署名と判のある写本があったこと。それを邦高親王自筆本と判断して転写し、本奥書として「邦高

親王御在判」と記した(b)本があったこと。おそらく屋代弘賢本もその一本であり、その屋代弘賢本を基に「流布印本」や「扶桑拾葉集」によつて校訂を加えた(c)本、すなわち群書類従本が成った、と読み解くことが出来るようである。

なお群書類従本を底本とした日本古典文学大系本(岩波旧大系本)の解説(担当、池田亀鑑・秋山虔)によれば⁽²⁸⁾、

一、「現存諸本は、絵詞、日記切などの断簡をのぞけば、ことごとく伏見宮邦高親王自筆本の系統ばかりのもので、近世中期以後の転写本である」こと。⁽²⁹⁾

二、邦高親王系諸本には「その源流である邦高親王自筆本にすでに存在したと思われる十ヶ所の脱文」があること。

三、「親王自筆本は現存するかどうか分らないが、それもまた紫式部自筆の原本の姿をどれほど忠実に伝えたものかかなり不審である」こと。

等を指摘し、さらに、

四、伝定家筆浅野家蔵『臨時祭(式楽調楽)』に紫式部日記の一部が引証されていることから、定家が紫式部日記を書写していたのは確実で、邦高親王本も定家本の系列をひく可能性がある。

という萩谷朴氏の説を紹介している。

十箇所の脱文が、邦高親王自筆本の時点で発生したのか、それとも底本(定家本系の可能性も指摘されている)に内在していたものなのか、今となつては知るよしもない。だが王朝女流日記は、その多くが善本に恵まれず、伝本状況をみても大半は近世以降のもののである。家の記録と捉えられていた男性日記とは異なり、さほど重視されなかったた

めだろうか。そのなかにあって、『紫式部日記』の場合は、邦高親王自筆本が存在していた。親王が自ら揮毫なさったということは、それだけこの日記に関心を寄せていらしたからだろうが、一体なぜだろう。

因みに『河海抄』に「紫式部寛弘六年日記に源氏物語の御前にあるをよませ給とあり」(料簡)、『花鳥余情』に「紫日記云、左衛門督公任あなかしこ此わたりにわか紫や候とうか、ひ給」(作意)とあるのは、いずれも『紫式部日記』を根拠として、源氏物語の作者や成立時期を解明しようとしたものである。

同じような姿勢は、宗祇の講釈を実隆がまとめたという『弄花抄』(料簡)にも見られ、例えば次のように説いている。

諸本不同 草書中書清書有差乎 不可限青表紙河内 守流両本也
俊成卿父子之本猶有異云々 可料簡歟

私に施した傍線部分、すなわち源氏物語は始発の時点から、草書本と中書本、さらに豪華清書本が作られており、その三者間で既に本文異同が派生していたとするこの指摘は、明らかに『紫式部日記』御草子づくりの段から、制作過程を分析し諸本が分かれるようになった遠因を考察したものであり、善成や兼良とは異なった視点からの、『紫式部日記』の援用といえるだろう。

また実隆は、『紫式部日記』のみならず『和泉式部日記』も読んでいたようで、『実隆公記』によれば、足利義尚の命を承けて『紫式部日記』を書写進上したこと。自身も『和泉式部日記』を秘蔵していて、これを姉小路基綱女に贈与したこと等が記されている⁽³⁰⁾。

現在、諸伝本中の最善本とされているのが、伝実隆筆三条西家旧蔵・

宮内庁書陵部蔵『和泉式部日記』である。残念なことに同本には奥書めいた記載が無いため、『公記』の記事との具体的な関係性については今ひとつ曖昧なのだが、日記の記述から、実隆が『和泉式部日記』にかかわっていたことは確実だろう。

このように見てくるならば、実隆や宗祇らは単に先行注釈書からの孫引きとしてでは無く、王朝女流日記を自らも愛読し書写していたことが窺われる。後述するように邦高親王は実隆や宗祇との親交が深かった。親王の『紫式部日記』への関心は、そんな彼らの姿勢に触発されてのことだったのであるまいか。

想像の翼を更に拡げるなら、『紫式部日記』を源氏物語研究に積極的に採り入れる試みは、近世に入って安藤為章『紫家七論』まで待たなければならぬようだが、『畸人百人一首』によればこの為章という人物、「はじめ伏見の宮に儒をもて仕へ、のち水府彰考館の寄人にて多くの書を校合のことを司る」とあり、伏見宮家との関係も深かったようである。あるいは為章は邦高親王筆本を披見していたのだろうか。

【源氏物語の寄合書き】

室町時代の源氏写本は取混ぜ本を寄合書きで作成することが多いのだが、邦高親王の名もこうした寄合書きの筆者目録に散見する。例えば高松宮家旧蔵本（耕雲本源氏物語）の蓬生巻や書陵部本源氏物語の夢浮橋巻などがそうである。もしこれらの目録が正しいとするなら、前者は高松宮家旧蔵本的一条冬良書写奥書から逆算して、長享二年（一四八八）邦高親王三十三才時の書写ということになり、後者は書陵部本の「権大納言実隆」という奥書から、実隆が権大納言時代だった頃、すなわ

ち延徳元年（一四九〇）から永正三年（一五〇六）、親王三十五才から五十一才までの書写となり、これは耕雲本書写の後ということになる。

【上臈局本の作成をめぐる】

伏見宮家の源氏写本に関して言えば、明応四年（一四九五）、当時四十才だった邦高親王は一揃いの源氏写本に次のような奥書を揮毫なさった。「李部王」とは式部卿だった邦高親王のこと、「侍従大納言実卿」とは当時大納言と侍従職を兼ねていた三条西実隆のことである。以後、この奥書をもとに論を進めていく。

此物語五十四帖以侍従大納言実卿

自筆本上臈局（法雲院／左大臣女）手自被書

写者也深秘不可遣他所而已

明応四年六月一日

李部王 判

明応四年（一四九五）、伏見宮家では「上臈局」なる女性が、三条西実隆の源氏物語を全冊手づから書写完成させていた。現在は散逸してしまったが、本稿ではこの本を（上臈局本）と仮称しておく。さてこの女性には「法雲院左大臣」（今出川教季）の息女で、文明十二年（一四八〇）に邦高親王に入室し、翌年姫宮を出産³¹、七年前の長享二年（一四八八）には伏見宮家待望の嫡子（貞敦親王）を出産していた。なお彼女の呼称は、永正六年（一五〇九）に貞敦親王に三条香子（三条実香女）が入室したことを契機に、「南御方」と変わっていく。紛らわしいので本稿では教季女と呼ぶことにする³²。

陽明文庫所蔵後柏原天皇等筆源氏物語（以後、後柏原本と略。存

五十二冊。寄合書きで五冊が後柏原天皇宸筆という）の初音巻と幻巻には「伏見殿南御方」という筆者札が添付されている。伏見宮家には南御方と呼ばれる女性が何人かいらしたが、後柏原天皇と同時代で、猶かつ宸筆も交えたかかる源氏の寄合書きに、参加を許された程の女性となると、やはり今出川教季女だろうと思われる。

そこで共同研究をお願いしている齊藤鉄也氏に同書の仮名字母の出現率を調査していただいたところ、興味深いことに、邦高親王の字母遣いに酷似しているそうである。すなわち前述したところの、邦高親王が伝承筆者とされている高松宮家本（耕雲本）の蓬生巻や、「伏見殿」とされている書陵部蔵三条西家本夢浮橋巻などの仮名字母出現傾向に極めて近いというのである⁽³³⁾。陽明文庫本の筆者札が見立てを誤った可能性もあるが、逆に、教季女は時に邦高親王に代わって書写を代行していたという可能性も考えられるかもしれない。

ではこの〈上藤局本〉の作成は、教季女の発意による全く個人的なものだったのだろうか。

特定の巻だけではなく源氏物語全巻であったこと。そのためにはおよそ二六五六枚にも及ぶ料紙を調達せねばならなかったこと。底本の選定（誰がどんな源氏本を持っているかという情報は必要不可欠だし、他家の源氏本を底本に希望した場合、今度は借用の交渉やら搬出入を請け負う仲介者が必要となる）。そして貸主への少なからざる謝礼。経師への細々とした指図や手問賃等々、これらを勘案するに、他家の源氏本を借りて新たな揃い本を作成するということは大変な事業であって、女性一個人の力だけで容易く叶うものではなく、むしろ伏見宮家としての写本

づくりだったと捉えた方が妥当なように思われる。

そしてそのことは、邦高親王が〈上藤局本〉に自ら奥書を認め、あまつさえ文末には「深秘不可遣他所而已」と嚴重に保管するよう念を押していること、実隆が〈上藤局本〉のために題簽を揮毫していること⁽³⁴⁾等からも窺われよう。

よって〈上藤局本〉は、源氏物語の写本が手薄だった伏見宮家が邦高親王の代になって作成した、最初の家藏本源氏物語として位置づけておきたい。更に言うならば、教季女にとって、こうした書写は今回が初めてではなかったろうと推測する。如何に本人が希望したとは言え、邦高親王が、全くの素人一人に実隆から借りた源氏本五十四帖の書写を任せたとはいえないし、実際その転写本である紅梅本等をも、本文の誤脱などは極めて少ないからである。

【なぜ実隆本だったのか】

では、このときなぜ実隆本が選ばれたのだろう。時間を約三十四年ほど巻き戻してみよう。寛正二年（一四六一）、応仁の乱以前の出来事となるが、一条兼良が宮中で源氏講釈を行って評判を呼んだことがあった。この時聴聞していた甘露寺親長は、兼良の読んだ本文は自分が写した禁裏本耕雲本と寸分違わなかったと証言している⁽³⁵⁾。兼良自身は「源氏の本一様ならず。人のこのむ所にしたがふべし」（『花鳥余情』）として、テキストの種類にはさして拘泥しなかったようだが、当時は耕雲本がもてはやされたようである。

そして時は巡って、延徳二年（一四九〇）から翌年にかけて、今度は実隆が宮中で宇治十帖を読むように命じられた。当時の実隆本（稿者は

その成立時期により〈文明本〉と仮称している）は青表紙本系で、実隆は宗祇の前で予行演習を行い、初日に臨んだようである⁽³⁶⁾。そして十一日間をかけて宇治十帖を読み終えると、今度は桐壺巻から全巻を通して読むようにとの勅が下り、辞退したものの、再三の仰せにより止むなく桐壺巻を文字読みばかり行つたとある（延徳三年九月二十三日・十月二十四日条）。実隆の青表紙本と源氏読みは、後土御門天皇をはじめとする当時の朝廷で注目を集めたとみてよいだろう。その噂は邦高親王の耳にも届いていたのではあるまいか。

加えて、邦高親王が実隆の源氏解釈とテキストに関心を寄せるようになった理由は、他にもあったように思う。三年前に遡るが、長享元年（一四八七）閏十一月、邦高親王は自邸において宗祇の伊勢物語講釈を開催なさっていたからである。連歌師が、世襲親王家で、集まった貴族たちを相手に、六回にわたり、連歌ならぬ王朝物語の講釈を行つたのである。階級社会にあつて、これは画期的な出来事だったのであるまいか。初日の日、実隆の日記には

今日於伏見殿伊勢物語講釈、宗祇法師申之〔去年時分類被仰之間、予種々申含斟酌、再往空打過了。重而懇切申合、今日参入者也〕。午後参候。源大納言、菊第大納言、□□、大藏卿、〔朝衣自禁裏退出之次、参云々〕、予、重治朝臣、通世朝臣、□□□□・候、事了退出。

とある。これによれば邦高親王は前年から、宗祇を講師に迎えるべく実隆に仲介役を依頼なさっていた。どうやら宗祇と実隆とは同好の士とみられていたようである⁽³⁷⁾。とはいえ邦高親王の希望はなかなか実現せず、それがこの日になって漸く叶つたわけである。「予種々申含斟酌」重

而懇切申合」といった文言から、固辞する宗祇を実隆がかなり熱心に説得していたことが窺われよう。この会には邦高親王と同腹の宮たち（仁和寺宮・万松軒など）も隣席し、時には「談義之殊殊勝之由、□園御褒美」（閏十一月六日条）とあるなど、成功裏に終わったようである。

それにしても、である。宗祇の伊勢物語講釈の一体どこが、それほど魅力的だったのか。この問題について青木賜鶴子氏に興味深い指摘がある。それによれば、宗祇とその薫陶を受けた三条西家の伊勢物語解釈の特色は、一口でいえば、好色否定と教訓性にあつたというのである。物語に表面的に書かれた事柄をよめば、業平は紛れもなく色好みである。誰が見てもそうとしかいいようがない。だが本文の奥に秘められた心を読みとろうとした結果、業平は女を憐憫する慈悲深い人物へと変貌する。宗祇や三条西家の読みは、物語の深奥を儒教的倫理観の上に立つて解釈し直した、その新奇さにあつたというのである⁽³⁸⁾。

かかる傾向は源氏物語の解釈にも共通するものがある。一例を挙げれば、空蟬を無類の貞女とし、源氏が初めて忍び込んだ時も実事は無かつたのだとする三条西家の解釈がある⁽³⁹⁾。また宗祇の『雨夜談抄』のごとく、雨夜の品定めにくだりに以後に登場してくる具体的な女性を一人一人想定し、教訓性を交えて読み取っていく方法なども、まさにそうだろう。更に公条が『明星抄』で縷々理論武装した源氏物語の本意、すなわちこの物語は一見すると好色の本のようなのだが、実は「人をして仁義五常の道に引き入れ、終には中道実相の妙理を悟らしめて、世出世の善根を成就する」ために作成されたものであり、光源氏は〈虚〉だがそこに書き表されたものはすべて〈実〉であつて、いふなれば「莊子が寓言」のようなものであること。そして作者は「史記の筆法」を真似て著述し

ており、だからこそこの物語に描かれた事柄にはすべて準拠があるのだ云々、といった一連の捉え方とも通底するからである。

深遠な仏教哲理や儒教倫理の観点から我が国における王朝文学を読み直してみたら、古色蒼然とした物語のほずなのに、新たな発見がいくつもあった。好色主体の華麗な作り話だと思っていた作品に、我々の実人生とものの見事に切り結んでいくような、鋭い指摘や教訓性が数多く見いだせた。かかる王朝文学は、将来の见えない不安定な社会にあつて、我々に生き方の指針を示唆してくれるものでもある。邦高親王は、時代の新思潮ともいえる実隆・宗祇グループの解釈に魅力を感じ、どうせなら自家の源氏本は実隆の源氏本文（青表紙本）に拠りたいと考えられたのではあるまいか⁽⁴⁰⁾。

【上臈局本の複本】

現在は伏見宮家の〈上臈局本〉も、また祖本となった実隆の〈文明本〉も共に散逸してしまつたが、〈上臈局本〉の複本とみられる二本（紅梅本・熊大本）が現存する。この二本を原本ではなく複本と判断したのは、以下の三つの理由からである。なお熊大本に関する詳細は、中城さと子氏の報告書を参照されたい⁽⁴¹⁾。

一、熊大本奥書には署名のあとに「判」とあるだけで、邦高親王の花押が略されている。

二、紅梅本奥書には「本云」の肩付きがあり、また花押も略され「判」とのみある。

三、紅梅本・熊大本共に、今出川教季女の仮名字母の使い方とは異なっている。

四、紅梅本・熊大本共に、本文がよく似ている。

(三) (四) は齊藤鉄也氏の調査結果を承けたものである。補足しておこう。まず(三)だが、後柏原院本の「初音」「幻」は、添付されている筆者札に「伏見殿南御方」とある。これを教季女と仮定した場合、仮名字母の出現率からみて紅梅本・熊大本共に字母遣いとは距離があり、これらが同一人物による書写とは判定できないとのことであつた。また(四)についてはNagamiによる統計調査から、紅梅本と熊大本は本文の傾向が非常に良く似ており、同一グループ内に収まることが判明した。

こうして〈上臈局本〉の複本と判断した紅梅本と熊大本だが、書影からうけた印象は、まず紅梅本は江戸期に後補された総角巻を除き、全冊一筆で、各冊とも注意深く写された感がある。一方熊大本の方は紅梅本とよく似た筆跡の巻もあるが、かなり印象の異なつた巻もある。後者の諸巻は文字が横広がり、注意深く記されたと言うよりはスピード感のある書きぶりである。猶この点について前掲中城論文では、書写態度は異なるが共に同一筆者によるもので、書写態度の相違は書写時期の相違によるものだろうとされている。

一方、齊藤氏が調査なさつた仮名字母表記の出現率から出された結果は以下のようなものだった⁽⁴²⁾。

a 仮名字母の出現率からみて、「紅梅本と熊大本は同筆の可能性がある距離でグループは構成しない」。つまり同一筆者とは認めがたい。

b 紅梅本は横笛巻のみ、実隆の字母遣いに類似し「同筆の可能性がある距離に存在する」。

(a) は言い換えれば、紅梅本は紅梅本で同一筆者の可能性があり、熊大本は熊大本で同一筆者の可能性があり、紅梅本と熊大本の書写者は同一人物では無いということのようで、筆跡から見た分析とは真逆の結果がでたわけである。

だが(b)の指摘については、次のような解釈が可能かも知れない。すなわち、紅梅本の書写者は何らかの事情があつて、横笛巻のみ、祖本である実隆本から直接に書写したという想定である。どんな事情があつたのか定かではないが、例えば稿者は次のような情景を幻視してみた。すなわち実隆から借り出した「文明本」を上臈局が次々と書写していく傍らで、彼女に近侍していた人物が複本作りのため、できあがつた「上臈局本」から順次転写していったところ、横笛巻だけは実隆本から直接書写することになったという想定である。

幻視はどうあれ、少なくともこの指摘を得てはつきりしたことが一つある。それは、実隆の字母遣いとは全く異なる本(熊大本横笛巻)を書いたはずの写本が、実隆の字母に近づくことなどありえないことから、熊大本横笛巻を紅梅本が転写した可能性は消去されたということである。

更に云うならば、横笛の字母遣いを基に推測すると、この転写者は紅梅本では底本(横笛巻は実隆本、他の巻は上臈局本)を字母に至るまで注意深く書写していたが、熊大本の場合はそうでは無かったという可能性である。そう解釈すると、(a)の指摘に起因する矛盾も一応は解決するようである⁽⁴³⁾。

なお紅梅本にはその後独自に、幾つかの書入れが施されていたのだが、熊大本にそうした書入れは見られず、熊大本に残っている合点や書

入れは、写し落としとみられる僅少の例を除いて、その大半が紅梅本と相互に確認できるものばかりであり、よつて、これら両本に共通する書入れは(上臈局本)、いやおそらくは祖本となった実隆(文明本)からの継承であつた可能性が強いようである。そしてもし仮に紅梅本から熊大本が転写されたとしたならば、その時期は紅梅本に独自の書入れが施される以前、という条件が付加することになる。

紅梅本と熊大本の成立時期はいつ頃か。上限を明応四年(一四九五)とすれば、熊大本の場合、最大下限は一二年後の慶長十二年(一六〇七)になる。というのも、同本には島津家の家臣新納忠元による次のような識語が付されているからである。

源氏物語御尋問之折節

幸随分之本所持仕之間

家久様進上申以訖

慶長十二年正月吉日

新納武藏入道為舟

これによれば、熊大本はもともと「為舟」(新納忠元)が所有していたが、主君「家久様」(薩摩藩初代藩主島津忠恒。慶長十一年に徳川家康から偏諱を受け「家久」と改名)が源氏物語に関心を示され、幸い所持していた源氏写本が「随分之本」であつたため、これを献上したようである。当時忠元は老齢で、この四年後に八十五歳で鬼籍に入るのだが、もともと文武両道の誉れ高く、和睦の酒席で細川幽斎と即興の歌をよみあつたという逸話の持ち主でもある。熊大本には後代独自に加えられた書入れは無く、欠けた巻もない。いずれかの時点で九州に渡り、そのまま保管

されてきた写本だったようである。

一方紅梅本には前述した通り、若干の付箋や後代書入れがあり、蓬生・若菜上・総角を欠き、うち総角巻については元禄十三年（一七〇〇）に「権中納言隆真」（油小路中納言隆真か）の補写を得た（総角書写奥書）。思うに、永らく京都に留め置かれ、所蔵者によってある程度勉強されたようである。

熊大本と紅梅本はともに底本を同じくし、また同一人物が（書写態度こそ異なるものの）関与しているらしく、両本の成立時期はさほど乖離したもので無かったように思う。だがこの複本作りが伏見宮家で行われたのか、それとも他所でなされたのかは、依然として曖昧である。

仮に前者だとしても、一体何のために原本以外に二本もの複本を作成したのか。貞成親王時代に『増鏡』の複本を作ったように、また禁裏において源氏の複本が二本作成されたように、状況的にはそうした可能性も皆無では無かったことが判明したものの、それだけでは判断材料があまりに乏しい。

なお邦高親王の後を継いで第六代伏見宮家当主となられた貞敦親王（一四八八～一五七二）であるが、『貞敦親王御記』天文十一年（一五四二）正月十日条によれば、

先度北条新九郎氏康ニ御書并貫之集（自筆）下賜、御返報申入、黄金拾両進上。此可隱密之由、条々令伝語。先以黄金重宝、年始一段満足。不知所舞踏者也。祝着之趣、且以書状悦遣了。：

とある。親王が、北条氏康に「御書」と自筆の「貫之集」を下賜なさつ

たところ、返礼として黄金拾両が届き、下賜の件は秘密にするよう伝えながらも「不知所舞踏者也」の状態であったという。下剋上の時代にあつて、貴族たちは愈々困窮の度を増していったが、世襲親王家といえども例外では無かったのだろう。

だがその貞敦親王の時代に、伏見宮家で制作されたとみられる源氏写本がある。すなわち

源氏物語寄合書 青表紙本系（残欠）写二十四冊。（伏二一七）⁴⁴

がそうである。同本は、貞敦親王と嫡子邦輔親王（一五一三～一五六三）を初めとする多数の人々の寄合書きなのだが、興味深いことに、少なからざる巻々が中途までの書写で終わっている。しかも揃い本でないにもかかわらず、なかには同一の巻なのに複数の写本（それも、それぞれ筆を異にした未完成写本）を有するものもある。

戦国時代に於いても写本が有力な商品となり得たことは、先の日記からも明らかだろう。文化活動やその一環としての写本作りは、貴族たちのなし得た数少ない生産活動となっていたのである。伏見宮家旧蔵『源氏物語寄合書』も、その残存状況からみて、複本作りを意図しての試みだった可能性が高いように思う。結局は未完に終わったようだが、こうした試みは、或いは源氏の揃い本を下賜して相手側より大きな返礼を得た、過去の記憶に拠っていたのかもしれない。後考を俟ちたい。

注

- (1) 拙稿「ふたつの定家本源氏物語と三条西家本」付、実隆文明本の転写本としての紅梅文庫旧蔵本紹介——(実践女子大学文芸思慮王研究所「年報」三十六号)「紅梅文庫旧蔵本源氏物語(写本五十二帖)について——いま、なぜ、紅梅文庫本なのか(付、桐壺・帚木影印)——(同三十八号)「いま、なぜ、三条西家本なのか——付、紅梅文庫旧蔵本源氏物語「空蟬」影印——(同三十九号)「紅梅文庫旧蔵本源氏物語「若紫」卷解説・影印——付、新出定家四半本「若紫」と三条西家本との位相に關する考察——(同四十号) 参照。
- (2) 写本五十四帖。明応四年李部王の本奥書・慶長一二年新納為舟識語。損傷のため現在は閲覧禁止だが、国文学研究資料館にモノクロ画像が公開されている。
- (3) 詳細は、中城さと子「上臈局本『源氏物語』写しの二本をめぐって」(本誌掲載)を参照。
- (4) 飯倉晴武「伏見宮本の変遷——書陵部での整理と書名決定——」田島公編『禁裏・公家文庫研究』第三(二〇〇九年 思文閣刊) 所収。
- (5) 『椿葉記』(丙本)によれば「同八年七月四日の夜、御所廻祿しぬ、累代の御記・文書・楽器とも、大略中半過ハ焼失ぬ、あさましとも申はかりなし」とある。(宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 看聞日記 別冊』二二頁)
- (6) なお『看聞御記』応永二十四年八月二十八日の条に拠れば、貞成親王が即成院に赴き預け置いた文書や櫃などを確認したところ、以前は一六一合あったものが一五九合になっていて「二合不見、不審也」と首をかしている。
- (7) 「即成院預置文書目録」「法安寺預置文書目録」「大光明寺預置記録目録」「物語目録」は『図書寮叢刊 看聞日記紙背文書・別記』(昭和四十年 養徳社) 所収。通し番号一四二・一四三・一四四・一四五・一四六・一四七・一四八・一四九・一五〇・二一九・二二〇・二二一参照。
- (8) 『看聞御記』は群書類従本より引用した。なお引用に際しては必要とみられる箇所のみを抜粋し、抜粋記事の前後に「(略)」等の記号は付かなかった。また引用文中の傍線や波線、句読点はすべて稿者による。以下同様。
- (9) 鈴木登美恵『増鏡』の本文異同をめぐって——後崇光院本の検討から——『中世文学』三〇号、一九八五年)
- (10) 『看聞御記』には保元・平治・平家等の架蔵の諸本とともに「うつほ物語」を禁裏の覧覧のため見参に入れたという記録も見える(永享三年八月二八日条)が、この「うつほ物語」は鳴滝寺が造営費用捻出のために架蔵の名品を沽却した二二帖のことと思われる(永享四年七月四日条)。
- (11) 二二一番「某書状」(昭和四十年『図書寮叢刊 看聞日記紙背文書・別記』 所収) 二四四頁。
- (12) 『実隆公記』の引用は、高橋隆三編『実隆公記』(一九五八・六七年続群書類従完成会)に拠った。引用に際しては、当該記事のみを抜粋し、前後に「(略)」等の記号は伏さなかった。引用文中の傍線・波線・句読点等は稿者。更に和歌等の草仮名表記は平仮名表記に改めた。以下同様。
- (13) 『看聞御記』応永二十四年十月十日条に「帥中納言、伏見院宸筆被所望。詩歌(正筆)(懐紙二枚)、写本(仮名源氏詞)一卷遣之」とある。

(14) 『看聞御記』 応永二十五年十月二十一日条に「広橋へ源氏目録早旦遣之…」とある。室町殿に収めるために、近臣の広橋を使いとしたのだろう。

(15) この一連の事件については、『看聞御記』 応永二十五年五月十九日・二十六日、六月二十四日、八月九日・十二日・十九日、十月二十日・二十一日・二十二日・二十三日を参照のこと。

(16) 伏見宮家の本を転写して欲しいというわけで無かったことは、当初貞成親王が依頼を断った際に、橋姫・夢浮橋の二帖も返却していることから明らかである。

(17) 『実隆公記』 大永三年九月二十六日条に「細川室源氏本〔絵合・須磨西室、薄雲帥〕三帖今日校合、遣宗^(ミヤ)不了」とある。「宗不」は「宗甫」の誤りか。

(18) 応永二十七年十一月の時点ですらまとめられた「物語目録」に源氏物語の書名が見えないのも、そのためだろう。同目録には端本であっても所有している物語の書名は揭示されていた。よって当時は源氏の端本ですら所有していなかったということになる。

(19) なお『看聞御記』 永享七年（一四三五）六月八日条に「次源氏桐壺、源宰相読一帖読了。」とあるが、次々に披露された余興の一つであって、応永年間の源氏読みとは無関係と判断した。

(20) 引用は『図書寮叢刊 看聞日記別冊』（令和三年 宮内庁書陵部）によった。但し句読点・傍線は稿者。

(21) 伊井春樹「源氏釈の形態」〔宮内庁書陵部蔵「源氏物語注釈」所収』『源氏或物抄』（源氏釈）（昭和四十九年 武蔵野書院『源氏物語と和歌研究と資料—古代文学論叢第四輯—』所収）。

(22) 徳川義宣「源氏物語絵巻解説」（平成六年 貴重本刊行会『折本日本

古典絵巻館 特別配本 国宝源氏物語絵巻〕の中でも簡単に指摘されている。

(23) 引用は『長秋記』（史料大成本）に拠った。

(24) 貞成親王は正徹とほぼ同世代だが、正徹の和歌の師であった今川了俊が応永一五年（一四〇八）に「抑青表紙本といふ正本今は世に絶たる歟」（『師説自見抄』）と嘆じている。

(25) 『源氏物語秘義抄』によれば「たうしやうくん三品親王」の御所の屏風の色紙形の源氏絵を描くために、「しやうくんけ」に伝わっていた源氏絵二十巻を申し出て、色紙形に写し取ったようである。鎌倉六代將軍尊親王（在位一二五二～六六）以来四代にわたって続いた宮將軍時代のことと解される。

(26) 「預置き」についてだが、例えば本稿の冒頭で触れた伏見宮家が諸寺に預け置いた典籍目録の場合、閲覧する度に貞成親王によって開封時や点数等が追記されている。数が合わず首をかしげている記述もあるが、原則として預主のみが開封できたものと判断しておく。一条殿へ貸出したのは、内裏の方から預け先を開示したということで、既に勅許は得ていると判断したためだろう。

(27) 『伏見宮系譜』によれば「貞常親王御記云、康正二年十月、晴、従内（後花園天皇）御使源黄門来、故院（後崇光院）被用異紋以下之事、其儘永世当家用、且永世伏見殿御所ト可称、叡慮之旨傳申…」とある。

(28) 引用は『日本古典文学大系19 枕草子 紫式部日記』（昭和五十一年 第一八刷 岩波書店）に拠った。

(29) 昭和に入り、邦高親王本系の脱文十箇所のうち八箇所欠脱が補填された写本（鳥原の松平文庫本・書陵部蔵の黒川旧蔵本）が出現した。

これらは邦高親王筆本以外の伝本によって校合補填されたものである。

- (30) 『実隆公記』長享二年(一四八八)正月五日条に「今日和泉式部日記立筆、是大樹之貴命也。旧冬廿三日以武田彦次郎可書進上之由、被仰下者也」、同年二月十五日条に「今日中将下向之間、和泉式部日記(昨日終書写功校合了)可進上大樹御所之由命之、付遣了」。明応七年(一四九八)二月十七日条に「和泉式部日記一冊、雖秘藏遣姉小路息女了」とある。

- (31) 『実隆公記』文明十二年八月十二日条に「式部卿宮上臈(右府息/去年八月参入) 姫宮降誕」とある。

- (32) 伏見宮家では香子が上臈局と呼ばれるようになり、教季女自身は、既に延徳三年(一四九一)に他界していた庭田盈子(当主の母儀で庭田重有女)の後を承けて「南御方」と呼ばれたようである。

- (33) 横笛巻については齊藤鉄也「仮名字母の出現傾向から見た紅梅文庫旧蔵本『源氏物語』の位置付け(2)」(本誌掲載)を参照。

- (34) 『実隆公記』によれば、「伏見殿上臈源氏本五十四帖銘、今日染筆」(明応四年六月二十八日条)とある。(上臈局本)の完成と同じ六月の出来事である。

- (35) 高松宮家本源氏物語(耕雲本) 桐壺巻の本奥書に、寛正二年藤原(甘露寺)親長の書写・校合奥書のあと、「同十一月七日 禁裏御講尺也(一条太閤/兼良公)持参此本一字無相違」と添えられている。

- (36) 延徳二年十一月四日条に「宗祇法師来、令読橋姫巻。昨日此事所望了。不及講釈只文字読計也」とあり、初日にあたる十一月七日には「午後参内。入夜於御学所、宇治橋姫巻一帖読申之」とある。

- (37) 宗祇が弟子肖柏と共に、およそ一年半にわたって 源氏之講釈をおこ

なっていたこと(文明十七年閏三月二十八日(翌年六月十八日)。実隆亭にて宗祇による伊勢物語講釈があり、仲間の貴族達も参加していたこと(文明十七年六月一日)。実隆は宗祇を誘って徳大寺亭にて帚木講釈をさせ、貴族達もこれを聴聞していたこと(同年六月二十三日)。春宮が新しい源氏写本を作成する際、実隆が宗祇法師本にて校合を行うよう進言していたこと(文明十八年十月一日)等、実隆は積極的に宗祇の古典学を貴族仲間に紹介していたようである。

- (38) 青木賜鶴子「室町後期伊勢物語注釈の方法―宗祇・三条西流を中心に―」(一九八四年「中古文学」三四号)。

- (39) 源氏と空蟬の間に実異があつたか無かつたかの議論は以前からあつたようだが、『弄花抄』(をろかならずちきりなくさめ給)項によれば、「此時はあひたるよし、詞ともに見えたり」としていた。それが『細流抄』(つれなきを)項になると「実儀なきよし也」と冒頭で断言したものの「縦令此時実儀あるにても、此以後源氏にあひたてまつらぬにて貞節は無比類者也」と慎重さを見せている(『明星抄』も同様)。更に『山水下』(つれなきを)項になると「無実事由也鳥ゆへ別ノ早クテ志ヲモ不遂由也」と実事無き説に固まっていたようである。

- (40) 実隆と邦高親王の結びつきはその後も続いていく。例えば長享二年(一四八八)三月二十五日、当時源氏系図を作成中だった実隆の依頼をうけて架蔵の源氏系図を貸与し、同六月十日には実隆から完成した源氏系図を進呈されている。同年は一条冬良の主導によってなされた新しい耕雲本(徳大寺実淳書写本)の転写事業が行われたのだが、実隆は松風巻、親王は蓬生巻の分担書写者となっていたようである(高松宮家本河内本源氏物語夢浮橋巻奥書、および添付の古筆了意「折

紙」による)。また永正六年(一五〇九)には「陶三郎(興就か)」発注による源氏物語色紙に実隆の幹旋により邦高親王も揮毫する等、関係性は続くようである。

(41) 前掲(注3) 参照。

(42) 前掲(注33) 参照。

(43) その場合、陽明文庫本「初音」「幻」に見られる筆者付箋「伏見殿南御方」は、統計結果が示す如く「伏見宮邦高親王」の誤りということになる。

(44) 近代に入って、伏見宮家の蔵書は宮内庁書陵部に引き継がれ、蔵書リストも公開された。『禁裏・公家文庫研究 第三輯』(二〇〇九年 思文閣出版) 所収蔵書目録による。

宗祇・肖柏・実隆の『源氏物語』研究

中 城 さと子

【要旨】

宗祇・肖柏・実隆の三人の手沢本の本文が兼良の耕雲本に由来するものであったことをまず提示する。宗祇の源氏講釈を核とした三人の共同研究で青表紙本化が大きく進捗したことを、現存している兼良著『源氏和秘抄』・宗祇著『紫塵愚抄』・肖柏著『源氏物語聞書』の調査を行いその調査結果から読み解く。この分析の基盤には、三人の共同研究のスタートした時点の本文が同一本文とみなせるものであったこと、三人の共同研究の終了時まではその本文状況であったこととする考えがあり、また、この青表紙本化に寄与した校合本に正徹本があったとする考えがある。これらの考えに基づいて論じた。そして、三人の共同研究の終了後には、三人はそれぞれの研究に入ったと推測されるが、これについてはあまり論じることが出来なかった。

はじめに

三条西家の家本は、文明一七年¹⁴⁸⁵閏三月二日に書写となり成立した文明本（以下、当初の書入れのない状態の本を「原態文明本」と、書入れの入った状態の本を「書入文明本」と称する場合がある）を始発とし、何回かの売却と再生を経て日大本と実枝本（蓬左文庫蔵）へと展開した⁽¹⁾。この原態文明本は、実隆邸で宗祇と肖柏を迎えて行われた同年同月二八日に開始された源氏講釈の受講に備えて作成された。

連歌師の古典研究は、宗祇に到って一挙に開花し、宗祇が『源氏物語』（以下『源氏』）を本格的に研究するようになるのは一条兼良の教えを受けるようになってからとされ⁽²⁾、中院家の出の肖柏の方は、一条兼良に学ぶとともに宗祇の門人となり宗祇から古今伝授を受け堺伝授の祖となった。当初の実隆を含む三人を見ると、師匠格は宗祇であり、受講者は実隆、中間的存在が肖柏である。したがって、この源氏講釈で使用されたテキストは、師匠格の宗祇の本と推測する⁽³⁾。

しかし、宗祇所持の『源氏』は伝来せず、その著作である『紫塵愚抄』（長享二年¹⁴⁸⁸以前の成立）『雨夜談抄』（文明一七年¹⁴⁸⁵七月の成立）、その他に見られる引用本文から推測するしかないが、あまり忠実な引用ではなく、細部までは確かなことは分からない⁽⁴⁾。このような状況だが、本稿では、宗祇・肖柏・実隆三人に着目して論じる。

一 宗祇・肖柏・実隆の『源氏物語』研究と手沢本

宗祇・肖柏・実隆が『源氏』研究を始めたのは宗祇が東国から帰京（文

明五年¹⁵⁷³秋⁽⁵⁾）したところであった。すでに触れたとおり、指導者の役目を担ったのが宗祇であり、実隆は教えを受ける立場で、二者の中間に肖柏がいた。そして、三者の『源氏』研究が共同でなされたのは、宗祇の源氏講釈（文明一七年¹⁴⁸⁵閏三月二日～翌年六月一日）の期間中である。

源氏講釈を受講するために用意されたのは、先述したとおり実隆の本は宗祇の手沢本を写して成立した文明本であり、肖柏の本は文明八年¹⁴⁷⁶に新写した手沢本⁽²⁾であったと推測される⁽⁶⁾。つまりこの講釈の開始時の三者の手沢本は、かつて兼良の講釈を受講したことのある宗祇の本は兼良本写し、同様に肖柏の本も兼良本写し、実隆の本が宗祇本写しであり、三本とも同文と見做せるものである。つまり、講釈の開始時から本文校訂の側面のあったろう共同研究の終了時（講釈終了ころ）までの間は、三本が同一視できる本文であったと考える。この三本には講釈中での書入れが加わり、一年余りかかった講釈の終了後には、実隆の手沢本である文明本には多くの書入れが入っていたであろうが、実隆はこの手沢本を永正三年¹⁵⁰⁶まで使い続ける。一方、講釈終了（文明一八年¹⁴⁸⁶六月一日）後、宗祇については新たに宗祇手沢本⁽²⁾⁽⁷⁾が、肖柏については肖柏手沢本⁽³⁾が作成された⁽⁸⁾、と推測される。

二 三人の『源氏物語』研究の出発点としての耕雲本

三人の『源氏』研究の先達であった宗祇の本がどのような本であったかについて論じるとともに、肖柏の本、実隆の本についても考える。

(二) 宗祇の本

青表紙本を宗祇に伝えたとされる人物に志多良がいる。宗祇の本はこの人物の本を写したものであろうか。

1 志多良

志多良の出てくる『紹巴抄』(安田女子大学図書館蔵稻賀文庫)の巻頭部分を掲出する(本文はミセケチ後のものとし、字体は通行のものに改めた)。

此物語に本の差異あり 定家卿御自筆青表紙 中比断絶のやうなりし事は 河内守光行源氏物語を取分もてあそはれしまゝ、河内本と世間に云ならはせり 耕雲ハ花山院ノ御祖流ノ河内本を伝して心得かたき所ノをなをされし本を用給ひ 紫明 水源 両抄に御会尺有て河海抄御述作といへり 花鳥余情又おなし 爰ニ宗祇定家卿御本の御流を床敷思はれて 志多良ハ奉公ノ人也ノと云し人にあひ申され 青表紙伝授して後 猶不審を一条禅閣御所へきはめて 三条西殿ハ内府ノ逍遙院殿ノへ講釈申さるゝといへとも 禁中のふかき事は逍遙院殿へ尋申されし事とあり(後略)

まず、宗祇が志多良から受けたとある「青表紙伝授」とは「青表紙本五四帖を伝受した(受け継いだ)」意なのか。それとも「青表紙本についての秘説めいたことを伝受した」意なのか。

一般的に「伝授(受)」とは、「伝えを授(受)けること。特に学問・宗教・芸道などの奥義や秘事の伝えを授(受)けること」である。これ

より類推すれば、宗祇が受けた「青表紙伝授」とは「青表紙本についての秘説めいたことの伝えを受けた」の意ではなからうか。そして、「秘説めいたこと」とは、「青表紙本の特徴」ではなかったか。例えば、大内政弘(1446～1495)が猪苗代兼載(1452～1510)に命じて作成させたという『源氏物語青表紙ハ定家流ノ河内本分別条々』(延徳二年1490成立)などの類いではなからうか。書物の形で教えたかどうかは分からないが、簡便に青表紙本であることを鑑定できる箇所を宗祇は志多良から教わったのであろう。つまり、宗祇の最初の所持本は志多良の本を写したものでない、と判断する。

それでは、兼載が『源氏物語青表紙ハ定家流ノ河内本分別条々』を著し得たのは、独力によってなのか。いや、兼載も誰かから教わって著したはずである。兼載にそれを教え得たのは、誰なのか。

松原一義氏の論文「木戸孝範と『塵荊抄』の成立―付「志多良」のこと―」⁽⁹⁾に、金子金次郎著『連歌師兼載伝考新版』(桜楓社、一九七七)に関連記事があるという。その記事(京都大学蔵『源語秘訣』(兼良著。谷村文庫での書名は「源氏秘訣」)の部分を用用する。

(前略) 兼載ハ宗祇ヨリハ三ケノ事、直には不聞給也。木戸殿ヨリ口伝ス。宗祇も木戸殿ヨリ口伝なり。(後略)

『源語秘訣』のこの記事は、「木戸殿」(孝範)が連歌界の巨匠である宗祇・兼載に「源氏三箇大事」の口伝をしたと伝えている。孝範は、『源氏』について宗祇・兼載に指導していたのである。兼載が前掲書を著し得たのは、独力によってではなく誰かから教わって著したはず、と推測

していたが、師は木戸孝範であつたようだ。おそらく兼載に『源氏物語青表紙』定家流／＼河内本分別条々』をまとめさせ得た孝範の指導があり、宗祇に対しての同様の指導について紹巴は、「青表紙伝授」と記したのである。

木戸氏は、下野足利庄木戸郷を本拠とする代々関東管領の重臣であり、父範懷（小府）は四代鎌倉公方の足利持氏に近侍した。そして、孝範自身は、鎌倉公方が堀越公方と古河公方とに分裂した後の前者の政知に仕えた、という点で「奉公（直属の家臣）の人」にかなう。

『雲玉和歌抄』によれば、父の死後、將軍足利義教の召しにより九歳で上洛、下冷泉持為に預けられ、やがて伏見宮貞常親王の指南役となり三河守に任ぜられた（長谷川千尋氏「宗祇と木戸孝範の交渉――東国時代の年譜考証を中心に――」¹⁰）

という。そして、前掲の松原論文によると、その任国「三河国設楽郡」の名により「志多良」と称されたのではないかと推測されている。

「志多良」即ち「孝範」とする記録が見出せないのは残念だが、「志多良」が「孝範」である蓋然性は高い。

前掲の永禄八年¹⁵⁶⁵成立の『紹巴抄』での紹巴の言で注目されるのは、紹巴本の属する三条西家本（青表紙本）の流布する以前の本として河内本があり、それを所々校訂した耕雲本が用いられて多くの注釈書が書かれたとされていることである。青表紙本が席巻するようになる少し前までの代表的な『源氏』本は耕雲本としている。このような状況のなか、宗祇は「定家卿御本の御流を床敷思」うこととなり青表紙本に興味を持ち、志多良に「青表紙伝授」をされ、その後的一条禅閣（兼良）に教えを受け、それを実隆に講釈した、と紹巴はいう。

この紹巴の発言は、宗祇が兼良を初めて尋ねたとされる文明元年¹⁴⁶⁹からは約百年を経過しており、必ずしも事実に基づいてはいまい。その中でも看過できないのは、志多良に会って後に兼良に教えを受けた、という紹巴のいう順序であり、これは逆と思う。兼良に入門した後に志多良から教えられ、自身の所持する本が定家本の流れを汲む青表紙本系ではないことを確認し、確認したからこそ、自身の本の青表紙本化に取り組むことになった、ということではなかったか。

それでは宗祇が、志多良である蓋然性の高い孝範に「青表紙伝授」を受けに行ったのが何時なのかは分かるのであろうか。宗祇・肖柏・実隆が『源氏』研究を始めたのは文明五年¹⁴⁷³頃である。次項で述べるように、宗祇手沢本の出来たのが文明六年ころと推測されるので、志多良の教えを受けるために宗祇が尋ねた時期は、文明六年を遡ることはなからう。上野著に『種玉編次抄』からの引用本文二四箇所についての調査があり、大島本との異同数（全九八例）を一八二頁に示しておられ、『種玉編次抄』の本文が非青表紙本である可能性が高いことを一八四頁に結論付けておられる。『種玉編次抄』の成立は文明七年¹⁴⁷⁵一二月であり、その本文が非青表紙本であるならば、宗祇の本はまだ青表紙本化されていない。文明七年一二月時点では、宗祇は青表紙伝授を受けていないと判断される。『源氏物語青表紙』定家流／＼河内本分別条々』に相当することを伝受されたのは、文明八年以降なのであろう。

前掲の長谷川論文に次のようにある。

宗祇は、少なくとも文明十四年（一四八二）の一度は、関東の地で孝範との再会を果たした。

孝範が志多良であるとして、この文明十四年が志多良に伝受された年であるのかもしれない。この時は、宗祇・肖柏・実隆の三人の共同研究ともなった宗祇の源氏講釈が始まる三年前にあたる。

2 宗祇の本

前項での志多良の検討により、宗祇の最初の『源氏』本は志多良の本から出ていないことが分かり、宗祇の師事した兼良の本であることは確実である。

宗祇の『源氏』研究の出発点となった兼良との交流は、応仁の乱で子の尋尊（興福寺大乘院門跡）を頼って身を寄せていた兼良を成就院に訪ねた文明元年¹⁴⁶⁹七月から始まった。『公記』文明七年¹⁴⁷⁵冬紙背文書、一二月二日、同二五日至二七日裏の宗祇の同年一二月に実隆宛の手紙がある。それによれば、宗祇は実隆から兼良著『源氏和秘抄』（略称『和秘抄』）を何年か借りた末に写本を作っている。『源氏』初学の書であるこの本は、宝徳元年¹⁴⁴⁹の成立であり、この本の成立に先んじる嘉吉三年¹⁴⁴³には兼良は源氏講釈を始めたのではないかとされている^{〔11〕}。

兼良が何本も『源氏』本を持っていた^{〔12〕}にもかかわらず、なぜ講釈のテキストに耕雲本を選んだのだろうか。それは、兼良の所持する耕雲本に対する信頼が高かったからだと推測する。後述するように、兼良耕雲本は禁裏本（原本写）を写した本であり、さらに原本とも校合した本であったからである。

宗祇が兼良に師事し教えを受けるにあたっては、当然、兼良が信頼を寄せる兼良耕雲本が選択されて宗祇本が成ったと推測される。

宗祇が兼良に師事した年月は詳らかではないが、実隆の所持する『和秘抄』を借り、実隆に返したのが文明七年一二月である。前掲の紙背文書によると、『和秘抄』を写す為に筆耕を雇っている。このことから推測すると、最初の宗祇手沢本の作成も人の手を借りてのことであろうので、文明六年頃にはできあがっていたであろう。この手沢本①を用いて文明七年には『種玉編次抄』を著したのである。『種玉編次抄』を著すに当たっての、さらに文明九年七月の帚木講釈をするに当たっての蓄積された成果がこの手沢本に書入られたと推測されるが、文明本の成立を契機に行われた源氏講釈（文明一七年¹⁴⁸⁵閏三月二八日～翌年六月一八日）による書入れも入ったであろう。この本は、源氏講釈の終了後の文明一八年八月の頃に清書的書写により手沢本②が作られる^{〔13〕}まで使用されたようである。新調された手沢本②には、宗祇いうところの青表紙正本との校合（文明一九年¹⁴⁸⁷四月一日）や系図にかかる『源氏』研究の成果が書入れられたであろう。ただし、手沢本③の作成を示唆する記録はなさそうである。

（二）肖柏の本

肖柏は、中院通秀（十輪院内府）の弟であり、『公記』での初出にあたる文明五年正月には既に『源氏』本を所持していたと推測し、これを手沢本①とする。この手沢本①は、当時の『源氏』研究の泰斗であった兼良の講釈の受講時に用いられた本と推測され、宗祇手沢本①とともに兼良本を写したものであったろう。肖柏は、兼良・宗祇による源氏講釈の受講後の文明八年¹⁴⁷⁶五月に『源氏物語聞書』を著したが、同七月中旬から十月上旬にわたり^{〔14〕}『源氏物語聞書』と手沢本①との校合をし、

不一致箇所を解消させたという。この手沢本①は、肖柏の注釈書『源氏物語聞書』の以後の成長に合わせて書入れが増えていったであろうので、手沢本①は、『源氏物語聞書』専用のもので用いられたと考えたい。「七 肖柏本と肖柏古本」で触れているように、肖柏は、『源氏物語聞書』が流布するにつれ貸出用のものを準備し貸し出しており、このことから、『源氏』本についても『源氏物語聞書』に対応していることを重視し、手沢本①は売却せずに『源氏物語聞書』用に保持し続け、第二次『源氏物語聞書』を長享三年¹⁴⁸⁹三月一日に完成させるに到ったと推測する。

既述したとおり、『公記』文明八年¹⁴⁷⁶八月一九日条に肖柏から依頼を受けた実隆の夢浮橋巻の書写記事があり、この頃、書入れによって読みづらくなった手沢本①を清書的書写をした手沢本②が作成されたと推測する。先述したとおり、手沢本①は『源氏物語聞書』専用の本とし、新たな手沢本②は、文明一七年¹⁴⁸⁵閏三月二八日に開始された宗祇の源氏講釈受講用とし、宗祇本化との校合が入ったと推測する。一旦宗祇本化された手沢本②には、宗祇の場合と同様に、この源氏講釈による『源氏』研究の成果が書入れられ、その手沢本を清書的に書写した肖柏手沢本③が文明一八年一〇月頃に作成された⁽¹⁵⁾。宗祇手沢本②の成立に遅れること二ヶ月位のことである。さらに、『公記』明応六年¹⁴⁹⁷十一月二六日条に「肖柏源氏物語新写存念 桐壺巻所望云々 料紙到来 則立筆了」とあることから、手沢本④が作成されたと推測する。肖柏が四本もの手沢本を新調できたと推測するのは、池田氏の庇護や連歌師としての収入により経済的に恵まれていたからであろう。ただし、手沢本③の成立後には手沢本②は売却されたかもしれない。手沢本②を清書の書写された手沢本③があれば事足りるからである。

(三) 実隆の本

実隆の一筆書写により成立した文明本は、宗祇の源氏講釈を受講するにあたって準備された本であり、師である宗祇の本を書写したもの⁽¹⁶⁾であったろうことは既に述べたとおりであり、それは耕雲本（既に、青表紙本化された箇所もあった）を写した宗祇手沢本を写して成立した、と考えている。三人の本文が同一視できるくらいの差しかないそれぞれの手沢本が準備されて、宗祇を師とした講釈を核とした共同研究がスタートしたのである。青表紙本化という本文校訂の側面も持ったであろう共同研究の終了後の青表紙本化のピークを示していると考えられる上臈局本を転写した紅梅本⁽¹⁷⁾、これに先んじた勝仁親王（後柏原天皇）、伏見宮邦高親王（竹園）の書写が行われた文明一八年一〇月ころに青表紙本化の一応の達成をみたと考えてよいであろう。

共同研究を行ったこの間の宗祇・肖柏・実隆の三人の手沢本はその読み取り本文が同一視できるものであったろうが、この共同研究を終了した後は、三人はそれぞれの研究と著述の道を歩むことになる。注目すべきは、受講者として出発した実隆が急速に力を付け、共同研究後は二人の相談に与ることが多くなっていることである。

実隆が共同研究のための手沢本を文明一七年¹⁴⁸⁵に書写し終えて成立した文明本は、売却時（永正三年¹⁵⁰⁶）まで使用されたが、以後、実隆の手沢本は、売却と再生を繰り返し、最後の手沢本である日大本に到った。

三 耕雲本からの脱皮と青表紙本化

ここでは、耕雲本の要素である河内本系の、巻によっては別本系の本

文が、宗祇・肖柏の著書および肖柏本・紅梅本では、それぞれの成立年が下るにしたがって青表紙本系に置き換わっていくことを論じる。

(一) 兼良の耕雲本

宗祇の写したと推測される兼良本は耕雲本であった、そのことを示す記事が、伊井春樹氏著『源氏物語注釈史の研究 室町前期』（桜楓社、一九八〇）一七一頁にあるので引用する。

寛正二年（一四六一）十月五日には、後花園天皇の源氏物語講釈所望の内意が伝えられ（中略）十一月二日から兼良は参内してその任務を果たしている（中略）。当日は関白一条教房・將軍足利義政も聴聞するという榮譽に浴することになった。高松宮家本源氏物語の桐壺巻の奥書によると、甘露寺親長はその頃禁裏に蔵されていた耕雲本を借り出して転写していたようで、宮中においてなのであろう、たまたま講釈のために参内していた兼良と出会ったようである。

同（寛正二年）十一月七日禁裏講釈へ一条太閤／兼良公V持参

此本、一字無相違、

兼良が講釈のために持ち歩いていた本と、親長が書写した本とが一字の相違もなかったという。当時兼良の所持する物語本文は耕雲本であったらしく、それによって講釈の席に臨んでいたようである。

この記事により、兼良所持本の中から講釈に用いた本を耕雲本とし、兼良本を写した宗祇所持本、それを写した実隆の文明本（原態）、宗祇の所持本との校合により同一本文化をはかった肖柏所持本、これら三本

は兼良所持の耕雲本（以下「兼良耕雲本」）酷似の本文を持つ。つまり、三人の『源氏』研究の始発時点では兼良耕雲本（但し、部分的に青表紙本化されていたことを後述する）酷似の本文を持っていた。そしてその元の兼良耕雲本は、寛正二年に甘露寺親長に確認されていたのであった。

(二) 兼良耕雲本の作成

それでは次に、寛正二年に確認された兼良耕雲本について考える。

耕雲本とは、室町中期に耕雲（花山院長親）が將軍足利義持（法号「勝定院顕山道詮」）に献上した写本であり、耕雲本に属する高松宮家本は、松風が青表紙本系、橋姫・宿木・東屋・浮舟・蜻蛉・手習・夢浮橋の七帖が別本系、他は河内本系という取り合わせ本である。耕雲本諸本については上野英子氏の論文がある⁽¹⁸⁾ので、参照させて頂いて次にまとめる。

原本 耕雲（花山院長親）が足利義時（元中三年¹³⁸⁶／至徳三年／応

永三五年¹⁴²⁸）に献上した本。

禁裏本 耕雲本原本を清水谷実秋（？／応永二七年¹⁴²⁰）が書写した本。

注書は耕雲と栄雅、跋歌と奥書は耕雲が担当。応仁の乱で焼失

写本 甘露寺親長により次に示す①②③④の四本が書写された。①

②④は全帖を書写。③の各筆の高松宮家本では紅葉賀を担当。

①寛正書写本（寛正一年¹⁴⁶⁰／六年¹⁴⁶⁵）全帖

書本は清水谷実秋（？／応永二七年¹⁴²⁰）書写の禁裏本

②文明書写本（文明一一年¹⁴⁷⁹一七年¹⁴⁸⁵）全帖

書本は①寛正書写本を書写した徳大寺実淳本

③長享書写本（長享二年¹⁴⁸⁸）紅葉賀を親長が担当（松風は実隆が担当）

書本は①寛正書写本を書写した徳大寺実淳本

④延徳書写本（延徳三年¹⁴⁹¹）全帖

書本は①寛正書写本の滯標・蓬生・薄雲および②文明書写本

耕雲本原本の所蔵変更についてはすぐ後に触れるが、能書で知られた清水谷実秋（？）応永二七年¹⁴²⁰）が書写した本が禁裏本となっていた。親長は、禁裏本全帖をまず寛正年間（1460～1465）に書写したが、前掲の伊井著からの引用文では兼良の所持本は寛正二年¹⁴⁶¹十一月七日時点で耕雲本であると確認できる本文であった。兼良耕雲本は、親長が①を作成中に耕雲本と確認されたのだから、兼良が①を書写するのは不可能であり、その書本は原本または禁裏本ということになる。

ところで、『看聞御記』嘉吉三年¹⁴⁴³八月二三日条に次のようにある¹⁹⁾。

（前略）一條殿以茂成朝臣被申 源氏有校合事 禁裏御本申出之所他所^ニ被預置也 一本伏見殿ニ被預申之由被仰下 校合之為申出度之由被申 禁裏御本預置了 被伺申之上者不可有子細 可進之由返事申了 此御本兼拜見了 殊勝御本也 勝定院旧院へ被進之由茂成朝臣^ニ被語之由申（後略）

当時の禁裏には、もとの禁裏本と新たな禁裏本（義持が旧院に進上した

原本）の二本があり、もとの禁裏本は某家に預けられており、兼良は伏見宮家に預けられた原本（勝定院本）と校合したのである。兼良は原本の写しである禁裏本を写したからこそ原本との校合を企図したのである。『兼良耕雲本』はもとの禁裏本を写したものはあるが、原本との校合でさらに原本に近づいた本文となったのである。

（三）焼失を免れた兼良耕雲本

次に、宗祇の写した本が兼良耕雲本と同じ本なのかを確認したい。

兼良は応仁元年¹⁴⁶⁷一月、関白に還補した。しかし同年五月に応仁の乱が勃発、一条室町の邸宅と書庫「桃花坊文庫」が焼失した。ただし、この火災の際は兼良耕雲本は焼失を免れたであろう。応仁二年¹⁴⁶⁸八月、奈良興福寺大乘院へ門跡の尋尊（子息）を頼って身を寄せたが、そこでも講義・著作を続け、『花鳥余情』を完成させているので、『源氏』関係の資料は、常に身近に置き、持ち出せる状態であったと推測されるからである。兼良は、京から移した物のうち当座使用しないものは山奥の長谷寺へ預けており、この折々の用心深さが『源氏』関係資料を焼失から救ったであろう²⁰⁾。兼良耕雲本は無事に兼良に所持されていたと推測される。やはり、宗祇が写した本は、兼良耕雲本としてよさそうである。

（四）河内本系本文・別本系本文から青表紙本文へ

耕雲本・肖柏著『源氏物語聞書』・宗祇著『紫塵愚抄』・西家本系での到達点としての紅梅本²¹⁾・肖柏ゆかりの本であろう肖柏本これらを比較して本文の流れを見るために、桐壺巻を調査する。なお、耕雲本は『大成』の高松宮家本に依る。『和秘抄』は国文研究資料館初雁文庫蔵本に

よるが肥前島原松平文庫蔵本と校異のないものを本文とした。『源氏物語聞書』は肥前島原松平文庫蔵本（表題は『弄花抄』請求番号385―16―2）によるが初雁文庫本七冊本（表題は『弄花抄』請求番号12―556―1）とに校異のないものを、『紫塵愚抄』は宮内庁書陵部本によるが初雁文庫本と校異のないものをその本文とした。肖柏本・紅梅本は写真版による。次表での箇所は、耕雲本が河内本系である箇所、耕雲本と肖柏本に校異がある箇所、前二者に対応する各著作の本文がある箇所を挙げた。な

お、本文に冠した符号「B」は河内本本文、「b」はBと同系の本文、「A」は青表紙本本文、「a」はAと同系の本文、「C」は別本本文、「c」はCと同系の本文、「?」は『大成』に見られない本文であることを示している。なお、表中のブロック体は、耕雲本が「B」本文の箇所であることを示している。表の末尾に付した集計は、耕雲本が「B」であるもののみの集計になっている。

「B本文からA本文への流れ一覧」

依拠資料『大成』		初雁＋肥前松平	書陵部＋初雁	肥前松平七冊＋初雁七冊	写真版	写真版
No	大成 頁行	源氏和秘抄149年	紫塵愚抄1488年以前	肖柏著源氏物語聞書1489年か	紅梅本(日本同文)1495年	肖柏本1497年以後か
1	5①	Bたまふ	A給ひける		A給ける	A給ける
2	5④	A人の心をのみ	a人の心を		a人の心を	a人の心を
3	5⑤	Aあつしく	?あつしう	Aあつしく	Aあつしく	Aあつしく
4	5⑥	Aおもほして	aおもほして		aおもほ、して	aおもほ、して
5	5⑥	Bはゝからせ	Aえはゝからせ		Aえはゝからせ	Aえはゝからせ
6	7③	Bおほむさうし		A御つほね	A御つほね	A御つほね
7	7⑥	Bわたとの	Bわた殿		Bわた殿	B渡殿
8	9④	Bきえつゝ	Aたえつゝ		Aたえつゝ	Aたえつゝ
9	9⑥	Bすほうともあまたはしむへきよしなど		Aけふはしむへきいのりとも	Aけふはしむへきいのりとも	Aけふはしむへきいのりとも
10	9⑫	Aおほしたらす		Aおほしたらす	aおもほしたらす	aおもほしたゝす
11	10⑧	Bみつのくらゐ	A三位のくらゐ	A三位のくらゐ	A三位のくらゐ	A三位のくらゐ

32	15 ⑤	Bすゝしくふきて		Bすゝしく吹て		Bすゝしく吹て	Bすゝしく吹て
31	14 ⑭	Bとゝめし	Bとゝめし		Aあらし	Aあらし	Aあらし
30	14 ⑬	B人の心			A人の心を	A人の心を	A人の心を
29	13 ⑤	Bおもひこそやれなと	Aおもひこそやれと		A思ひこそやれと	A思ひこそやれと	A思こそやれと
28	12 ⑨	B給てかひなき御物かたり をたにとなむ	A給なんや		A給なんや		Aたまひなむや
27	12 ⑨	Bしのひて	A忍ては		Aしのひては		Aしのひては
26	12 ⑧	Bさむへきよなく	Aさむへきかたなく		Aさむへきかたなく		Aさむへき方なく
25	12 ⑧	A思ひしつまるにしも	?思ひしつむるにしも		Aおもひしつまるにしも		A思しつまるにしも
24	12 ②	Aは、君もとみに	Cは、君とみに		Aは、君もとみに		Aは、君もとみに
23	11 ⑭	Aふし、つみ給へるほど	aふし給へるほどに		aふし給へる程に		Aふししつみ給へる程に
22	11 ⑭	Bくれやみにて	Aやみにくれて		Aやみにくれて		Aやみにくれて
21	11 ⑭	Bすくし給へるを	a過し給ひつるを		aすくし給つるを		aすくし給つるを
20	11 ⑨	Bゆふつくよ	A夕月夜の		Aゆふつく夜の		A夕つく夜の
19	11 ⑧	Bゆけいの命婦を	Aゆけひの命ふといふを		Aゆけひの命婦といふを		Aゆけひの命婦といふを
18	11 ⑦	Bはたさむき	Aにはかにはたさむき		Aにはかにはたさむき		Aにはかにはたさむき
17	11 ⑥	Bしたしくさふらふ		Aしたしき	Aしたしき		Aしたしき
16	11 ②	A御とのゐ	Cとのゐ「麦」		A御とのゐ		A御とのゐ
15	11 ②	Bこひしく	Aかなしう		Aかなしう		Aかなしう
14	11 ②	Aせむ方なう	?せんかたなく		Aせむかたなう		Aせん方なう
13	10 ⑫	B心はせも		A心はせの	A心はせの		A心はせの
12	10 ⑩	Bいまひときはをたにとて		?いまひときさみをたにと	Aいまひときさみのくら ゐをたにと		Aいまひときさみのくら ゐをたにと

33	15⑤	B たちはなれかたき		B 立はなれかたき		A たちはなれにくき	A たちはなれにくき
34	16③	B おほとのもらすまちは はしましけるをいと		？おほとのもりさりけるを	？おほとのもらせ給は さりけるを	？おほとのもらせ給は さりけるを	？おほとのもらせ給は さりけるを
35	16⑥	B 長恨歌のゑ	B ちやうこむかのゑ	A 長恨歌の御絵	A 長恨歌の御ゑ	A 長恨歌の御ゑ	A 長恨歌の御ゑ
36	16⑥	A 亭子院のか、せ給て	？ていしの院か、せ 給て		A 亭子院のか、せ給て	A 亭子院のか、せ給て	A 亭子院のか、せ給て
37	17⑥	A おもほすも	？おほすも		A おもほすも	A おもほすも	A おもほすも
38	17⑨	B 大液芙蓉	A たいゑきのふよう ひやうの柳	A 大液のふよう未央の柳	A 大液の芙蓉未央の柳	A 大液の芙蓉未央の柳	A 大液の芙蓉未央の柳
39	17⑨	B からめいたりけん	B からめいたりけん		A からめいたる	A からめいたる	A からめいたる
40	17⑩	B うるはしうけふらにこそ	B けふら		A うるはしうこそ	A うるはしうこそ	A うるはしうこそ
41	17⑩	B らうたけなりしありさま は	B らうたけなりし		A らうたけなりしを	A らうたけなりしを	A らうたけなりしを
42	17⑩	B をみなへしの風になひき たるよりもなよひ	B なよひ		A ナシ	A ナシ	A ナシ
43	18⑦	A あくるもしらて		？あくるもしらす	A あくるもしらて	A あくるもしらて	A あくるもしらて
44	18⑧	B おこたり給ひぬ		C おこたりぬ	A おこたせたまひぬ	A おこたせ給ひぬ	A おこたせ給ひぬ
45	19③	B いとゝゆゝしう	A いとゆゝしう		A いとゆゝしう	A いとゆゝしう	A いとゆゝしう
46	19⑥	B かのおは北の方	B 彼おは北のかた		A かのおは北のかた	A かのおは北の方	A かのおは北の方
47	19⑪	B 御ふみはしめ			A ふみはしめ	A ふみはしめ	A ふみはしめ
48	20⑤	B ことゝしうそら事にそ		A ことゝしううたてそ	A ことゝしうゝたてそ	A ことゝしううたてそ	A ことゝしううたてそ
49	20⑪	B そのかた			A そなた	A そなた	A そなた
50	20⑫	B たすくへき			A たすくる	A たすくる	A たすくる
51	20⑭	B かへりなん			A かへりさりなん	A かへりさりなん	A かへりさりなむ

その他の数	0	1	1	2	「*の数」とは耕雲本のBの項目に対する項目数	
その他の率		(1 ÷ 18) 5・6%	(1 ÷ 21) 4・8%	(2 ÷ 13) 15・4%	／	／
A・aの数	0	3	17 (うちNo.21は0.5扱)	11	47 (No.21・34は0.5扱)	47 (No.21・34は0.5扱)
A系の一致率		(3 ÷ 18) 16・7%	(16.5 ÷ 21) 78・6%	(11 ÷ 13) 84・6%	(46 ÷ 50) 92・0%	(46 ÷ 50) 92・0%
B・bの数	50	14	3	0	3	3
B系の一致率	50 (100%)	(14 ÷ 18) 77・8%	(3 ÷ 21) 14・3%	0	(3 ÷ 50) 6・0%	(3 ÷ 50) 6・0%
河内本系(B)項目数	50 (100%)	*の数18 (100%)	*の数21 (100%)	*の数13 (100%)	*の数50 (100%)	*の数50 (100%)
65 28 ②	Bもくすりたくみ(つかさ などに)	Bもくすりたくみ (つかさなどに)			A修理職たくみ(つかさ に)	A修理職たくみ(つかさ に)
64 27 ⑥	Bこゝらみるよにありか	Bこゝら			Aにける人なくも	Aにける人なくも
63 26 ⑪	Aにけなく	aにけなう			Aにけなく	Aにけなく
62 26 ⑩	A女きみはすこしすくし給 へる	?女君はすこしすき 給へる		?女君はすこし給へる	A女君はすこしすくし給 へる	A女君はすこしすくし給 へる
61 26 ②	Bおとろかさせ		Bおとろかさせ		Bおとろかさせ	Bおとろかさせ
60 26 ①	Bむすひこめつやと		Aむすひこめつや		Aむすひこめつや	Aむすひこめつや
59 25 ⑬	Bろくの物		A御ろくの物		A御ろくの物	A御ろくの物
58 24 ⑪	B御いしたてゝ	B御いしたてゝ			Aいしたてゝ	Aいしたてゝ
57 24 ⑦	Bおほしいたつき	Bおほしいたつき			Aおほしいとなみて	Aおほしいとなみて
56 24 ⑥	Bみかたよろつにゐたちて	Aゐたち			Aゐたち	Aゐたち
55 23 ⑤	Bさけさせたまはぬ(程に)	Bさけさせたまはぬ (程に)			Aさり給はぬ(をまして)	Aさり給はぬ(をまして)
54 23 ④	Aこよなう		Aこよなう		aこよなく	aこよなく
53 22 ⑬	B兵部卿の宮			A兵部卿のみこ	A兵部卿のみこ	A兵部卿のみこ
52 22 ⑦	B御かたち			A御かたち人	A御かたち人	A御かたち人

耕雲本の桐壺は河内本系(B)であり、この表に挙げたBの箇所は五〇箇所ある。そして、この五〇箇所以外は、他の著書の箇所に対応する耕雲本ということで一五箇所加えてある。この一五箇所は青表紙本系(A)であり、合計六五箇所の表となっている。ただし、集計は先述したとおりブロック体で表示した五〇箇所について行い、a・bについてはA・Bの半分の0.5として計算している。

まず兼良著『和秘抄』から見る。No.63の耕雲本「にけなく」が『和秘抄』では「にけなう」と音便化されているのは、No.3耕雲本「あつしく」が『和秘抄』では未詳本文「あつしう」になっていることを考えると、ともに不注意な引用態度を読み取るべきか。No.11「おほきみつの位」は御物本との校合で得られる「おほきみみつの位」の「み」の誤脱本文のようだ。No.36「ていしの院か、せ給て」は耕雲本にはなかった「の」が『和秘抄』では加えられ読みを示したようだ。No.62「…すき…」は耕雲本の「…すくし…」の解釈本文となつていて、などと誤写が疑われる箇所や忠実に写さないものが見られる。どうやら兼良の引用も厳密さに欠けるようである。No.38・45・56の『和秘抄』が既に青表紙本化されていることを考えれば、兼良耕雲本にも校訂のための書入れもあつたであろう。『和秘抄』一八箇所で耕雲本と一致するB本文の箇所は一四箇所に止まり、B系の本文である率は約七七・八%である。

『紫塵愚抄』には、B系の本文がまだ約一四・三%も残っている。宗祇が解説に重きを置き、引用本文にはあまり意に介さない人物である⁽²²⁾のに、耕雲本との一致、約一四%は存外多いという感触を受ける。さらにNo.3の「あつしう」は、『和秘抄』を確認するまでは典拠不明の本文と認識してきたが、この「あつしう」は『和秘抄』の「あつしう」が淵

源であるようだ。宗祇の『紫塵愚抄』には兼良耕雲本の本文と、『和秘抄』の本文が確かに受け継がれている。

肖柏著『源氏物語聞書』については、ほとんどが青表紙本化されているなか、『大成』に見られない本文が一三箇所中四箇所もあり、肖柏の引用も厳密さに欠けるのであろうか。注目すべきは、青表紙本化に押され耕雲本の本文の残存率が約〇%にまで減少していることである。肖柏の手沢本が、文明八年¹⁴⁷⁶新写の手沢本②から文明一八年¹⁴⁸⁶新写の手沢本③へと変わるにつれ青表紙本化が進行したのであることが、『源氏物語聞書』のA系の本文が約八四・六%まで増加していることから推測される。

第一次『源氏物語聞書』が文明八年¹⁴⁷⁶に成立した直後、肖柏は物語本文と『源氏物語聞書』との本文の一致を図って校合をしたが、永正七年¹⁵¹⁰に成立した第二次『弄花抄』にいたるまでの長きにわたり手が加えられ実隆著『弄花抄』となったことを考えると、肖柏著『源氏物語聞書』としてここに挙げた本文は、文明八年当初のものには該当しないのであろう。それでは、いつ頃の本文と考えればよいのであろうか。

宗祇著『紫塵愚抄』の成立が長享二年¹⁴⁸⁸以前とされていて⁽²³⁾、B系の本文との一致が一四・三%であり、A系の本文との一致率が七八・六%になっている。『源氏物語聞書』は、B本文との一致が〇%に減少していること、およびA系の本文の一致率が八四・六%であることから判断して、『源氏物語聞書』の本文は『紫塵愚抄』以後のものであり、紅梅本のA系の本文との一致率が九二・〇%であることから、『源氏物語聞書』の本文は紅梅本の成立以前のものとなる。以上から判断して、『源氏物語聞書』の本文は肖柏が第二次本を作った長享三年¹⁴⁸⁹ころのものと

推測する。

注(1) 所載の上野英子氏著(以下、「上野著」)で述べられているとおり、西家本諸本の中で青表紙本化の達成度が随一であるのは紅梅本であり、A本文と一致する率は九二・〇%である。『大成』に青表紙系の一本とされている肖柏本五〇巻のなかに桐壺も含まれている。この桐壺の調査では、肖柏本・日大本もA本文との一致率は同じである。肖柏本については、肖柏という人物との関係が未だに詳らかではないが、日大本との親近は衆目の認めるところであり、ここでの調査でも日大本に近い。この耕雲本のB本文からA本文への流れを見た五〇箇所では、日大本と紅梅本とが同文であるので、紅梅本から日大本への本文の流れにときに見られる青表紙本化の後退現象が見られないが、他の巻ではどうなっているか。まだまだ調査すべきことが残されている。

以上の桐壺の調査で分かったのは、宗祇の師事した兼良の所持本(兼良耕雲本)の本文が、『和秘抄』の引用本文に、また、兼良耕雲本を受容した宗祇の手沢本を通して、『紫塵愚書』の本文に見られることである。ただし、耕雲本のB本文は、時が経過して成立した著書ではA本文へと置き換わっている。つまり宗祇・肖柏・実隆の青表紙本化の努力の蓄積が、B本文の減少とA本文の増加として具現している。三人の『源氏』研究の出発点には兼良耕雲本の本文(ただし、青表紙本化された箇所もある)があった。しかし、その本文は時の経過とともに青表紙本系本文へと置き換わっていったのである。

(五) 耕雲本の奥書及び跋歌

ところで、兼良耕雲本を写したと推測した宗祇手沢本①、肖柏手沢本

①、宗祇手沢本①を写した文明本の三本は、耕雲本の特徴といえる奥書と跋歌も持っていたのであろうか。これについては、三本ともに伝存していないので確認できないことはあるが、おそらくは持っていたと想像する。なぜならば、師の本である書本に存在したものを写さずに省略するという書写態度は不敬であり、ありえないことだからである。

一方、今日まで伝存している日大本・肖柏本には耕雲本の本奥書および跋歌はない。これは、書写が重ねられる途中で奥書および跋歌を写さなくなったからであろう。

写さずに済ませたのが何時かと考えれば、それは、耕雲本の本文から脱し青表紙本化が出来たと実隆らが確信できた時点以後の清書書写による新写本作りにおいてであろう。既に耕雲本ではなくなってしまった新写本に耕雲本の本奥書および跋歌は不要であるからである。

宗祇手沢本②、肖柏手沢本③、文明本を売却後の永正三年閏十一月二一日に作成されたB本⁽²⁴⁾には、もうこの本奥書および跋歌はなかったであろう。あるいは、別冊仕立てで写された⁽²⁵⁾可能性は残るけれども。

四 肖柏著『源語花錦抄』の検討

肖柏は、文明本の成立時から六年あまり経過した延徳三¹⁴⁹¹年五月末に『源語花錦抄』(略称『花錦抄』)を完成させている。この時から四年余りして、上藤局本(一筆本)が書写了となっているので、肖柏が『花錦抄』を執筆した時と上藤局が書入文明本を書写し始めた時が重なっていると推測される。

『花錦抄』は、神宮文庫本と桃園文庫本の写本が知られていたが、幸

いにも自筆本も存在している。京都女子大学蔵本であり、清水克彦氏の解説付き影印および翻刻がある⁽²⁶⁾ので影印を用い調査をする。

肖柏は、該書で『源氏』の三五の巻から抄出し、簡単な解説を付している。抄出文が肖柏の本のその頃の本文を反映している可能性がある。よって、肖柏の本の変遷を知る助けになることが期待される。

まず、『花錦抄』の本文の位置を見るために、耕雲本・紅梅本・肖柏本を比較する。校異をとる際は、書入後をその本の本文とし、「を・ほ」

「漢字・仮名」などの類の表記差を無視する。なお、『花錦抄』に引用された本文を中程の欄に『大成』所載本との校異のあることに校異箇所に対応する耕雲本の本文を掲げ、『花錦抄』の本文の下部に紅梅本を置き、さらに下部に肖柏本を配したが、一続きの抄出文であっても、校異ごとに別Noを付したため、全五七箇所を表となっている。ただし、集計はブロック体で表示した耕雲本が「B」又は「C」の箇所のみとなっている。この表も、前掲の「B本文からA本文への流れ一覧」に準じて作成する。

『花錦抄』のB本文からA本文への流れ一覧

No.	頁行巻名	資料		紅梅本 (写真版) (上藤局本1495年)	肖柏本(帚木・野分は写真版、他は『大成』) 1497年以降か
		耕雲本(『大成』高松宮家本*)	『花錦抄』(写真版) 1491年		
1	27 ⑩ 桐壺	B きゝかよひ	? きゝかはし	B	B きゝかよひ
2	27 ⑩ 桐壺	B 御けはひはかりを	B 御けはひはかりを	A	A 御こゑを
3	73 ① 帚木	B なに心もなき	A なに心なき	A	A なに心なき
4	73 ② 帚木	B 人から所からの	A 人から	A	A 人から
5	101 ⑪ 夕顔	B いつこを	A いつこか	A	A いつこか
6	174 ④ 若紫	B とらまほしくおほえ給へと	? とらまほしくおほさるれと	A	A とらまほしけなれと
7	174 ⑤ 若紫	A あさましう	? あさましう	A	A あさましう
8	278 ⑫ 花宴	B まとはましやは	A まよはましやは	A	A まよはましやは
9	287 ⑩ 葵	A さゝのくまにたに	A さゝのくまにたに	A	A さゝのくまにたに
10	288 ② 葵	A かけをのみ	? かけをたに	A	A かけをのみ
11	417 ⑩ 須磨	A 浦人のしほくむ袖に	A 浦人のしほくむ袖に	A	A 浦人のしほくむ袖に

33	1064 ⑨ 若菜上	Bにはまほしけれ	Aにはまほしけれな	A (熊による)	Aにはまほしけれな
32	979 ⑧ 梅枝	Aおもひきえ	A思ひきえ	A	Aおもひきえ
31	979 ⑧ 梅枝	Aけふりをさへ	Aけふりをさへ	A	Aけふりをさへ
30	979 ⑧ 梅枝	Aかす／＼にも	C数／＼にしも	A	Aかす／＼にも
29	945 ⑥ 真木柱	A立とまり給ても御心の…	Aたちとまりたまひても御心の…	A	A立とまり給ても御心の…
28	873 ⑦ 野分	Aおほかたに	?大かたの	A	Aおほかたに
27	868 ⑫ 野分	B日のやう／＼	A日のわつかに	A	A日のわつかに
26	809 ⑭ 蛭	Bほとゝきす	B郭公	Aほとゝきすなと	Bほとゝきす
25	740 ⑥ 玉鬘	Bはつせ河とは	Aはつせ川と	A	Aはつせ川と
24	740 ⑥ 玉鬘	Bゆく水を	Bゆく水を	A	Aゆく水をは
23	672 ③ 少女	A心さしの	a心さし	A	A心さしの
22	672 ③ 少女	Bならし給ふへき	Aならしたまふ	A	Aならし給
21	672 ② 少女	Aゑい花にのみ	Aゑいくわにのみ	A	Aゑい花にのみ
20	672 ② 少女	Aせかい	Cせけん	A	Aせかい
19	643 ⑩ 朝顔	Aかれたる花ともの	Aかれたる花ともの	A	Aかれたる花ともの
18	594 ⑫ 松風	Aつとにして	Aつとにして	A	Aつとにして
17	594 ⑪ 松風	Aきんたち	A君たち	A	A君たち
16	510 ⑫ 滯標	Bかねのこゑ／＼	?こゑ	A	Aこゑ／＼
15	510 ⑪ 滯標	Bしもわたりの京こく	Aしもつかたのきやうこくわたり	A	Aしもつかたの京極わたり
14	465 ④ 明石	Aむつことをかたりあはせむ	Aむつことをかたりあはせん	A	Aむつことをかたりあはせむ
13	464 ⑧ 明石	B気色ことに	?けしはかり	A	Aけしきはかり
12	429 ③ 須磨	Bうら千鳥あはれに	Aちとりいと哀に	A	A千とりいとあはれに

53	1682 ③早蕨	Aとこ世にて	Bとこ世に	A	Aとこ世にて
52	1682 ③早蕨	Aみすてんことも	Aみすてんことも	A	Aみすてんことも
51	1682 ③早蕨	Aみねのかすみのたつを	Aみねの霞のたつを	A	Aみねのかすみのたつを
50	1682 ②早蕨	Aのこりゆかしく	Aのこりゆかしく	A	Aのこりゆかしく
49	1682 ②早蕨	Aはなの木ともの	A花の木ともの	A	Aはなの木ともの
48	1562 ⑪椎本	Aあらそひおつるこのはをとも水のひゝきも涙のたきもひとつものゝやうにくれまとひて	?あらそひおつる木葉の音も水のひゝきもひとつものゝやうにおほされて	A	Aあらそひおつるこのはをとも水のひゝきも涙のたきもひとつものゝやうにくれまとひて
47	1562 ⑪椎本	aもとをしかに	aもよほしかにて	A	Aもよをしかに
46	1562 ⑪椎本	Aましてそての	Aまして袖の	A	Aましてそての
45	1562 ⑪椎本	B山のけしき	A野山のけしき	A	Aの山のけしき
44	1521 ①橋姫	Cかくれなき御にほひをひかせにつきて	Aかくれなき御匂そ風にしたかひて	A	Aかくれつるにかくれなき御にほひそ風にしたかひて
43	1436 ③匂宮	A春さめのしづくにも	a春の雨のしづくにも	A	A春さめのしづくにも
42	1436 ②匂宮	Bはかなく袖かけ給ふ	Bはかなく袖かけたまふ	B	Bはかなく袖かけ給ふ
41	1419 ②幻	Aよそにみて	Cよそにして	A	Aよそにみて
40	1418 ⑬幻	B星逢みるほとみなし	Aほし合みる人もなし	A	A星逢みる人もなし
39	1388 ⑥御法	Aさるは身にしむ許	Aさるは身にしむはかり	A	Aさるは身にしむ許
38	1346 ②夕霧	A鹿はたゝまかきのもとに	A鹿はたゝまかきのもとに	A	A鹿はたゝまかきのもとに
37	1232 ⑩柏木	Aゆくゑなきそらのけふり	Aゆくゑなき空のけふり	A	Aゆくゑなきそらのけふり
36	1113 ⑪若菜上	A色くこほれ出たるみすのつまく	A色くこほれ出たるみすのつまく	A (熊による)	A色くこほれ出たるみすのつまく
35	1064 ⑩若菜上	Aあらまし	Bあらまほし	A (熊による)	Aあらまし
34	1064 ⑩若菜上	A心わくる	A心わくる	a (熊による)	a心わく

54 1722 ⑧宿木	C 思ふに	A おもふにさらに	A	A 思ふにさらに
55 1922 ⑤浮舟	A かへり給ほと…かゝらぬ山もなくくそゆく	A かへりたまふほと…かゝらぬ山もなくくそゆく	A	A かへり給ほと…かゝらぬ山もなくくそゆく
56 1993 ④手習	C 山になくしか人に	A 山に鳴鹿をたに人に	A	A 山になくしかをたに人に
57 1993 ⑤手習	a しなむとするをみつ、	a しなむとするをみつ、	a	a しなむとするをみつ、
耕雲本の B・C 項目数	23 (100%)	耕雲本の B・C 項目数 23 (100%)	23	23 (100%)
一致率 B・C と同文	／	花錦抄の B・C 項目数 3 (4 ÷ 28) 19・4%	2 (8・7%)	3 (13・0%)
一致率 A・a の数	／	花錦抄の A・a 項目数 14 (15 ÷ 23) 65・2%	21 (91・3%)	20 (87・0%)
不詳本文	／	(4 ÷ 23) 17・4%	0	0

* 高松宮家本(耕雲本)は、松風のみが青表紙本系であり、残る五二帖のうち、橋姫・宿木・東屋・浮舟・蜻蛉・手習・夢浮橋の七帖が別本系統(C)、以上の他の帖は河内本系統(B)である。

『花錦抄』五七箇所に対応する耕雲本のうち、BおよびC系統本文は二三箇所ある。このブロック体で示した耕雲本二三箇所を起点とする箇所のみを集計すると、『花錦抄』の一五箇所がAで、これは二三箇所内の約六五・二%にあたり、四箇所がBで二三箇所内の一七・四%にあたる。「三 耕雲本からの脱皮と青表紙本化」での調査は桐壺を対象としたものであったので巻々から抄出した『花錦抄』とは異なるのを懸念しつつも、BおよびC本文との一致率とA本文との一致率から『花錦抄』の位置を探ってみることにする。

A系本文との一致率六五・二%からは『花錦抄』の位置は「あ」であり、BおよびC本文との一致率一七・四%からは『花錦抄』の位置は「い」である。『花錦抄』の本文上の位置は、A本文の一致率の位置「あ」と

B本文の一致率の位置「い」から、比較的に『紫塵愚抄』に近いといえる。そして、成立年の延徳三年¹⁴⁹¹からは、その位置は「う」あたりである。『花錦抄』成立当時の本文であろうと推測していたが、ズレがある。延徳三年成立というのは動かないので、書本が以前の手沢本を使用して『花錦抄』を著述したことでズレが生じているのではなからうか。思い巡らせば、肖柏は手沢本①を『源氏物語聞書』専用に用いた、と推測した。肖柏本桐壺のA本文との一致率は九二・〇%であったが、『花錦抄』は八七・〇%である。研究上の著述でないもので、以前の手沢本で気楽に著述したのではなからうか。ただし、No. 19・28・33・39・51では耕雲本がAであるにもかかわらず、『花錦抄』が河内本系や別本系本文であり、ズレの原因として誤写を疑うべきかもしれない。

【花錦抄の位置】

あ A系65.2% い B・C系17.4% う (花錦抄の成立1491年)	←	和秘抄 1449	B・C系一致率 77.8%	A系一致率 16.7%	その他 5.6%
←	←	紫塵愚抄 1488以前	18.4%	73.7%	5.3%
←	←	源氏聞書 1489	3.85%	84.6%	7.7%
←	←	紅梅本* 1495 肖柏本	7.3%	90.6%	／

*成立年は紅梅本の親本のものである。

五 校合本「正徹本源氏物語」

三人共同の『源氏』研究において青表紙本化のための校合に使用された本は、どの本であったのか。これについては真つ先に名を挙げるべきは、正徹本『源氏物語』（以下、「正徹本」）であろう。

正徹の死去した長祿三年¹⁴⁵⁹に実隆はまだ五歳であった。正徹の蔵書がその没後にどうなったかは不詳ではあるが、実隆四一歳時の『公記』明応四年¹⁴⁹⁵八月一日条に正徹本の名が出てくる。次に、途中から引用する。

先日太閤相国よりも被申候子細候處 折節無御出頭候之間万端無興候き 抑勅撰内少々沽却候らん 先々令祝著候 早々被召寄被仰合候て 給者可為本望候 源氏も青表紙小形候 銘筆招月候 花宴一冊新写同 招月筆候 同先々被召寄候て 他所へ遣候はすは可為本望候（後略）

この記事は、実隆が徳大寺実淳から受け取った手紙を紙背用紙として使わず、記録としてそのまま日記に挿入したものと推測される。

(二) 徳大寺実淳

宮川葉子著『三条西実隆と古典学』（風間書房、一九九五）七六頁に

八月。一日、先般罹災した実淳が焼け残った文書売却を相談しに来た。その中には正徹銘の「青表紙小形」源氏物語や、正徹書写の花の宴があつたという（以下、別事の記事に移る）。

と書かれている（²⁷）。

この手紙の書かれた直前の明応四年¹⁴⁹⁵七月二八日に徳大寺実淳（文安二¹⁴⁴⁵）天文二¹⁵³³）が火事に見舞われたことが、桃園文庫『源氏物語揚名介秘説』の奥書からも判明する。実淳は邸宅再建のための資金を得るためか、焼け残った蔵書の中から売却しよう、ということのようである。

実淳は、耕雲本の寛正書写本を書写して実淳本をものにし、その実淳本は文明書写本・長享書写本のそれぞれの書本となり、さらに延徳書写本も五一帖が実淳本を書写した文明書写本であつた、ということ、耕雲本の伝来に大きく寄与した人物である（ちなみに、売却予定の書目の中に耕雲本はないようである）。

実隆との関わりは、『公記』文明一六年¹⁴⁸⁴十一月七日条に実淳のため『後撰集』の書写を始めたこと、同一七年¹⁴⁸⁵六月二三日条に宗祇の帚木講釈を実隆の企画により実淳邸で催したこと、同一八年¹⁴⁸⁶一〇月一日条に信濃から到来の柿を実淳に分け届けたこと等が見られ、文学面での

交際のみならず日常的にも相当親しい交わりをしていたようである。そういう親しい仲なので、実隆に蔵書売却の相談をするのであろう。

(二) 正徹本

前掲の手紙で注目すべきは、売却予定の本の中に、正徹本があることである。

正徹（永徳二年¹³⁸¹→長祿三年¹⁴⁵⁹）は、足利六代將軍義政に嫌われ謫居するも、その没後は歌壇に復帰し活躍、八代將軍義政に『源氏』を教えたという。

実淳は、正徹没時の長祿三年¹⁴⁵⁹に一五歳であり、正徹本の売却を考える明応四年¹⁴⁹⁵時は五一歳。この間ずっと正徹本が徳大寺家にあったかは不明ながら、宗祇・肖柏・実隆の三人が共同研究をした文明一七年¹⁴⁸⁵・一八年のころには徳大寺家に蔵されていたのであろう。しかも実淳は三人の共同研究が行われるのを知って、該書の本文が定家の青表紙本にまで廻れると奥書に書く正徹本を実隆に貸し出したのではなからうか。実隆たちの共同研究が始まった文明一七年閏三月二八日から約三ヶ月後の『公記』六月二三日条に実淳邸での宗祇の帚木講釈の記事がある。これは、正徹本を貸し出してくれた実淳に花を持たせる企画ではなかったか。

宗祇の講釈を聴聞した人々はその素晴らしさに感嘆して注釈書を所望し、七月早々には宗祇著『雨夜談抄』をものしたということで、この企画は大成であったといえる。なお、『雨夜談抄』の引用本文については「青表紙本系ではあるものの、やはり傷の多い本文だったようである」（上野著一八八頁）と結論付けておられる。『種玉編次抄』での非青表紙系から『雨夜談抄』での青表紙本化に正徹本が寄与したことが推測され

る。

そして、共同研究が終わる文明一八年六月一八日の後には正徹本の返却があったと推測する。『公記』に正徹本の借り出しおよび返却の記事を見いだせないのは残念ではあるが、同年一〇月一日条に、信濃から到来の柿のうちから実淳に届けている記事がある。実淳への感謝の思いが取らせた行動といえようか。

さて、加藤洋介氏は、「室町期の源氏物語本文―三条西家本と正徹本と」⁽²⁸⁾において、正徹本が「肖柏本・三条西家本と非常に近い関係にある」と結論付けられた。加藤氏のこの結論は、三人の共同研究に使用された本が正徹本であったことを示している。もし、宗祇の本も残っているならば、その本も肖柏本・日大本と近いはず、と推測され、宗祇の本が埋もれてしまっているようであるのが残念である。

(三) 正徹本の受容

三人の共同研究において正徹本との校合が行われたとしたが、その校合は、一挙になされたのではなく、取り上げる巻ごとに進められたであろう。よって、講釈開始時（文明一七年¹⁴⁸⁵閏三月二八日）には正徹本は未受容とし、共同研究の終了時点（文明一八年六月一八日）では正徹本との校合が完結したとする。そして、その後の各人の研究によって、年月の経過とともに正徹本の本文は新本文に取って代わられることになったであろう。

紅梅本の親本である上臈局本の成立したのは明応四年¹⁴⁹⁵六月一日であるが、紅梅本の青表紙本化が共同研究終了時よりも進んでいる⁽²⁹⁾ので、この間には他本との校合があったと判断される。つまり、正徹本の受容

度は、共同研究の終了時点よりも某かの低下が予想される。

紅梅本の親本である上藤局本の成立年が分かっているのに対して、肖柏本は、成立年をはじめ成立事情もわかっていない。いま分かっているのは、肖柏本は筆蹟から判断して肖柏自筆ではないことであり、肖柏手沢本を書本としているらしいと推測されることぐらいである。

この調査では、正徹本・紅梅本・肖柏本・日大本を取り上げる。調査した四本の成立は正徹本が先ず成立し、日大本は後尾につく。紅梅本と肖柏本の書本との先後については、分かっていない。

日大本についても参考のため併せて調査しておくが、日大本の場合、校合本によつては、紅梅本の正徹本受容から脱したり、紅梅本の正徹本不受容から正徹本に一致する本文になったりするので、正徹本との一致度は、結果的にそうになっている、というに過ぎない。

どの帖を取り上げるかに当たっては、『大成』において肖柏本が青表紙本系ではないとして所載していない帚木・花散里・野分・東屋の四帖、これに対する青表紙本系からも四帖を取り上げることにする。青表紙本系からの四帖は、桐壺・夢浮橋の二帖および恣意的選択による空蟬・若紫とする。

調査範囲は、紅梅本の一オから五ウまでに相当する範囲を対象とする。

正徹本の本文は、『大成』の青表紙本の欄に校異があるとして上がっている箇所（ただし、書入後に校異が解消される箇所は省略）を採取した。なお、その箇所において国文研究資料館蔵本（請求番号…サ四／七五／一―五五）と書陵部蔵本（請求番号…20―812―1―E）の二本の共通本文を正徹本の本文とし、二本に校異がある場合は採取しなかった。

調査結果を示すに当たっては、『大成』頁・行、正徹本の本文を挙げ、

続いて肖柏本・紅梅本・日大本の順に挙げる。正徹本に付した「A」印は正徹本が『大成』底本と一致することを示す。また各本が正徹本に一致することを「○」印、一致しないことを「×」印で示す。なお、「×」印「○」印の下を二行書きとし右行にその本文、左行にその本文の一致本を示す（一致本のうち、河内本系には「（）」を、別本系には「〔 〕」を付す）が、「三」以外の一致本がない場合は「ナシ」と記し、近似本があれば（ ）内に記す。紅梅本に付した「○」印は肖柏本（肖柏本の書本が紅梅本に先行すると推測する場合）の不受容から受容に転じていることを示す。

この調査での収獲は、正徹本と紅梅本と日大本との異文の共有が二例見つかったことであり、この異文の共有は、三人の共同研究において正徹本が確かに校合本として用いられた証となるものである。

【正徹本と紅梅本と日大本との異文の共有】

巻名	大成	正徹本	肖柏本	紅梅本	日大本
野分	頁行 865 ⑪	岩ほをも	× 御大横池高	○ ナシ	○ (同上)
夢浮橋	2055 ⑫	おほく	× 池横 納陽平	○ ナシ	○ (同上)

野分・夢浮橋の肖柏本のこれらの本文は、おそらく、共同研究後に池田本あるいは横山本との校合によつて青表紙本化された書本を写した、と推測されるものである。紅梅本は、正徹本からの受容本文になっていて、『大成』では「三」以外には見つかからない本文であり、正徹本と紅梅本と日大本とに異文の共有があると判断され、紅梅本は確かに正徹本と校合されている、と言える。

さらに、三本とも正徹本と一致して正徹本を受容している箇所は、

表示するには多すぎるため記載を省略する。
そして、三本ともに正徹本を受容していない箇所も八例見つかった。

【肖柏本・紅梅本・日大本ともに正徹本を受容の八例】

卷名	大成 頁行	正徹本	肖柏本	紅梅本	日大本
桐壺	5④	Aのみ	「のみ」ナシ	×	×
常木	7⑥	Aわた殿の	「御殿」 「御麦」	×	×
空蟬	35①	おほかるなかに	おほかなるに 大松池	×	×
	86②	Aおりと	おりにと 「酒」	×	×
	87⑫	Aきはくしと	きはくしう池	×	×
	88⑥	Aにきわしう	にきわしう	×	×
東屋	1795⑫	御かたに	御かたにと 大「御宮保国」 つけても	×	×
夢浮橋	2055⑭	Aつけては	「桃」	×	×

これら三本ともを受容・不受容の例は、三本の密接さを示すといえる。

【正徹本・肖柏本・紅梅本・日大本の八帖におけるの調査集計】

卷名	正徹本と 大成底本との一致率	肖柏本と 正徹本との一致率	紅梅本と 正徹本との一致率	正徹本と 日大本との一致率
夢浮橋	(大) 池 63・6	86・4	90・9	81・8
東屋	(大) 大 42・3	80・8	96・2	92・3
野分	(大) 大 95・5	90・0	87・5	72・5
花散里	(定) 大 68・8	93・8	43・8	68・6
若紫	(大) 大 84・0	82・0	92・0	88・0
空蟬	(大) 大 51・5	78・8	84・8	81・8
帚木	(大) 大 63・6	90・9	81・8	81・8

上欄に調査結果を集計して示したが、これらの分析には、さらなる調査が必要となる。後考に俟ちたい。

六 日大本に残る『雨夜談抄』の痕跡

文明本成立後の一年二ヶ月間におよぶ源氏講釈の終了後から約一ヶ月半経過した文明一八年¹⁴⁸⁶八月四日条の『公記』に「抑宗祇新写源氏物語外題ハ五十四帖V今日染筆了」とあるとおり、源氏講釈での成果の加わった新たな宗祇手沢本②が作成された。宗祇手沢本①は文明本の書本であり、文明本成立の直後から始まった源氏講釈では正徹本との校合による本文の検討も行われ、三人それぞれの手沢本へは本文校訂のための書入れも増加し、また他の書入れも加わり読みにくくなっていったであろう。そこで宗祇手沢本①が清書的に書写され、その題簽を実隆が書いたのである。

この宗祇手沢本②が成立した時を一年余り遡る文明一七年¹⁴⁸⁵七月（講釈開始後三ヶ月余り経過した頃）に帚木巻の講釈も終わり、その成果の盛り込まれた宗祇著『雨夜談抄』（『帚木別注』とも）が成立している。この『雨夜談抄』について、所引本文の中の大島本との異文が比較的大きいとされる一八箇所を取り上げた上野氏の調査がある³⁰。そのなかから次の③⑪の二箇所を引用し、末尾へ日大本の調査を加える。

③ これは二の町の (雨肖書) — 二のまちの (大耕)

⑪ はひかくれぬかし (雨肖書耕) — はひかくれぬるおりかし (大)

『大成』 三六頁⑭ これは二のまちの (日)

『大成』 四四頁⑨ はひかくれぬかし (日)

この二箇所は、『雨夜談抄』・肖柏本・書陵部本・日大本が同文の箇所である。しかし③の日大本は、補入後本文が同文となるのであり⑪とは事情が異なるので検討対象から外し、唯一残った⑪を検討する。

まず、西家関連本にあたると、公条本(実践女子大学図書館蔵山岸文庫)・実枝本は日大本と一致しているが、紅梅本が「はひかくれぬる^{かし}」である。この紅梅本の本文状況からは、実隆が原態文明本「はひかくれぬかし」を「はひかくれぬる」(未詳本)で校訂したと知られる。その際、元の本文をイ注として残すこととし、「はひかくれぬかし^イ」と書入れたことが読み取れる。この書入文明本を書写したのが上藤局本であり、その際には本行に付されたイ印に従い、「かし^イ」を注記として写し、校訂された本行本文として「はひかくれぬる」としたのである⁽³¹⁾。上藤局本は、その成立(明応四年¹⁴⁹⁵)以前に帯木の巻が既に書写されていたとして、当時の書入文明本は「はひかくれぬかし^イ」であったはずである。日大本の本文は原則として書入文明本を書写することが重ねられているだけの箇所が多いので、日大本はイ注付きの「はひかくれぬる^{かし}」

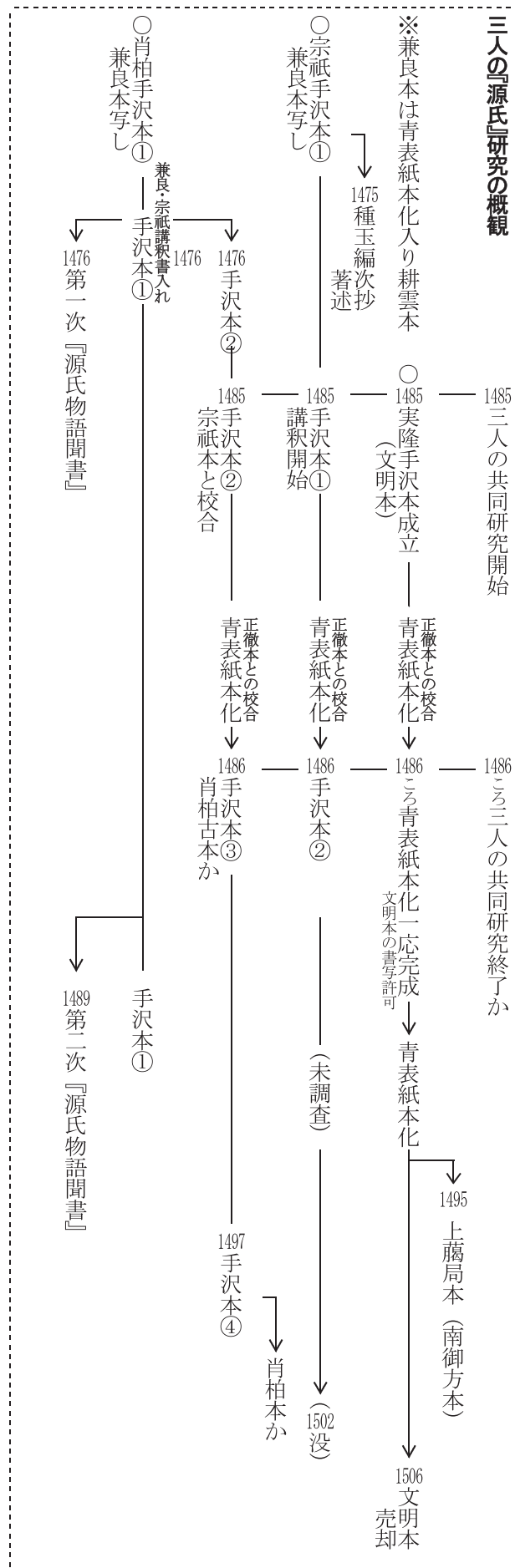
かイ注なしの「はひかくれぬる」であるはずである。しかし実際は「はひかくれぬかし」となっている。ここで思い出されるのは、長享元年¹⁴⁸⁷の宗祇いうところの正本との校合である。宗祇が正本を持参した翌日に実隆は文明本への書入れを行う。おそらく「はひかくれぬかし^イ」としたのであろう。つまり、未詳本とは、宗祇いうところの正本ではなかったか。明応四年の上藤局本成立のころのこの箇所の書入文明本はまだ「はひかくれぬかし^イ」のままである。しかし、日大本成立までの何時の時点かで、宗祇いうところの正本が実は正本ではなかったという確認が得られ、書入文明本の「る」と「イ」を消去することによって本文を元の本文「はひかくれぬかし」へと戻したのであろう。本文の流れを略示する。

⑪は、耕雲本を引き継いだ原態文明本と『雨夜談抄』の本文が肖柏本にも受け継がれたが、紅梅本が書写された段階では未詳本(おそらくは宗祇いうところの正本)の本文に校訂され、その後もとの本文がよび戻されたのであろう。

1485年の原態文明本「はひかくれぬかし」→1487年宗祇いう正本の「はひかくれぬる」で校訂するも元の本文をイ注として残し書入文明本「はひかくれぬかし^イ」となる→1490年ころであらうか上藤局が帯木巻を書写し、それを紅梅本が書写「はひかくれぬる^{かし}」となる→正本ではなかったと判明してもとの本文に戻す→「はひかくれぬかし」となる。

耕雲本の本文が、そして『雨夜談抄』に引用された宗祇手沢本の本文が、実隆の文明本を経由して結局は日大本に残っているのである。日大本と肖柏本の記憶として『雨夜談抄』の本文が、さらに遡って耕雲本の本文が刻印されている。宗祇・肖柏・実隆の三人による『源氏』研究の

出発点（文明一七年1485）にあった耕雲本の要素は、折々の本文校訂により青表紙本に置き換わられ、紅梅本に、現存の肖柏本に、また日大本となった。これらの本には、なお耕雲本の痕跡が見られるのである。次に、「三人の『源氏』研究の概観」を図にして示しておく。



七 肖柏本と肖柏古本

肖柏本の成立について考えてみる。

まず、三人共同の『源氏』研究の始めを文明一七年1485閏三月二一日とした。そして、勝仁親王・邦高親王の書写が行われた文明一八年

一〇月を以て青表紙本化の一応の完成とみる。実隆が家本売却後の家本再生に際して上藤局本を複数回書本に採択していて、実隆が青表紙本化のピーク時の本文と認識していたのは、明応四年1495成立の上藤局本である。「三の（四）河内本系本文から青表紙本系本文へ」での調査の集計を参照すると、紅梅本の本文は講釈の終了した文明一八年時よりも若干

の青表紙本化の加わったものと見るべきであろう。

ところで、肖柏は、第二次『源氏物語聞書』の成立（長享三年¹⁴⁸⁹）後の明応五年¹⁴⁹⁶に手沢本④を新調している。おそらく、手沢本③への書入れが増えたため新調がなされたのであろう。

手沢本④の新調からさらに時が流れ、肖柏は永正七年¹⁵¹⁰六月一六日に『源氏物語聞書』を実隆に貸し出している（『公記』）。伊井春樹氏によれば、『源氏物語聞書』が流布するにつれ肖柏は貸出用のものも用意し、貸し出していたという⁽³²⁾。貸出用の本まで準備していることから、肖柏の潤沢な経済状況がしのばれ、『源氏』手沢本に關しても、度々新調できたことも肖柏にとっては、自然な行為であったのであろう。

続けて、伊井氏によると、実隆は、『源氏物語聞書』の書写を進めながら注記も加えていき、「永正七年八月一七日書寫了の草稿本を『弄花抄』と呼び、後日現存本のように整理していった」⁽³³⁾ ようである。これらの伊井氏の御指摘のうちで注目される点は、國學院大学蔵『源氏物語聞書』の須磨に「同（永正）一二年九月一覽了」・松風に「文明一八六十六左合点了／永正二九 永正同六九月重加筆了／同十年五月一読了」と記されていることから、『弄花抄』ができあがっていたけれども、肖柏は自分の『源氏物語聞書』を破棄することなくあたためていた」とされる点（三四七頁）、さらに「その後もさらに所々の不備をただし、永正十六年には料簡に新たな年数を付記した。（中略）彼は、三十年間も加筆訂正を持続していたようである」（三四八頁）とされている点である。

肖柏の永正七年の近衛尚通邸での源氏講釈⁽³⁴⁾は自著『源氏物語聞書』を携えてのことであつたのであろうが、國學院大学蔵『源氏物語聞書』

の記事を参照すると、講釈を行いつつ加筆していったのである。三人共同の本文面での『源氏』研究終了後には、『源氏』の系図の研究についた時期があつたが、それを経て、宗祇は、『源氏物語不審抄出』（明応九年¹⁵⁰⁰）を実隆とも相談して執筆した。この後、最後の旅に出て、文亀二年¹⁵⁰²に箱根にて没したという。残る実隆・肖柏の二人も、それぞれが講釈を行いつつ注釈書執筆に勤しんだようである。

本文の青表紙本化にはもう専念することはなかったであろうが、長享元年¹⁴⁸⁷に宗祇の正本の持ち込みがあつたことから推測されるように、時には本文校訂もしたと推測される。肖柏が明応六年¹⁴⁹⁷に手沢本④を作成したのは、手沢本③作成（文明一八年¹⁴⁸⁶）の約一一年後のことであり、この間の成果が入つたのであろう。

記録に残っていないのに過ぎないのか、その後の肖柏の『源氏』新写は聞かない。あるいは、この手沢本④が肖柏最後の手沢本であつたか。日本に親近している現存肖柏本はこの手沢本④を直接あるいは間接的に写した本なのか、と想像が膨らむ。手沢本④から肖柏本が出てると仮定すれば、肖柏古本とは、手沢本③を指しているのではなからうか。

実隆は、日本本として現存している家本の作成に際して肖柏古本を重んじ、最後の仕上げに校合している⁽³⁵⁾。実隆は、なぜそれほどまで肖柏古本を求めたのか。『公記』の大永七年¹⁵²⁷四月一二日条を引用する。

宗堦来夢庵去四日入滅之由 自堺申之云々 八十五才 三四日小惱滅云々 嗚呼 自少年其交久矣 光源氏物語宗祇他行之時多以此人令読之 其恩重者也 可惜可憐々々々々

宗祇が文龜二年¹⁵⁰²に死去して四半世紀後、今度は肖柏が旅出った。肖柏が永正一五年¹⁵¹⁸に堺に移住していたので、肖柏死去の報も遅れて届いた。遺愛の肖柏古本は、肖柏が死去して約二年半後の享祿二年¹⁵²⁹一〇月五日に実隆のもとへ借り出されたのである。

実隆は日大本の書本の大部を姉小路本に求めたが、姉小路本は上臈局本（南御方本）の兄弟本であり、これは信頼できる本文であつたろう。花宴および姉小路本を書本にした以外の帖は、文明本（A本）から三度・四度と書写が重ねられている³⁶。書写を重ねたこれらの書本は信頼度が姉小路本に比べると劣る。上臈局本の書本であつた実隆の所持本と近似本文であるはずの肖柏手沢本③を用いて校合する必要を感じ、肖柏手沢本③すなわち肖柏古本を求めた、ということなのかもしれない。

注記

- (1) 上野英子氏著『源氏物語 三条西家本の世界―室町時代享受史の一様相』（武蔵野書院、二〇一九）の「第三部 三条西家源氏物語の世界」、および、拙稿「三条西家の家本『源氏物語』について」（『名古屋平安文学研究会会報』三四号、二〇一一・三）参照。
- (2) 金子金次郎氏『連歌師と紀行』（桜楓社、一九九〇）八一頁。
- (3) 横井金男氏『古今伝授の史的研究』（臨川書店、一九八〇）では、古今伝授に際して受講者が最初に行うべき事として、テキストの書写が挙げられている。講釈者と受講者のテキストを同じものとする必要があつたのである。これより類推して源氏講釈においても用いられるテキストは、書入れや書写などによって同一となったテキストを宗祇・

肖柏・実隆の三人が準備した可能性が高い。ちなみに、大覚寺義俊や九条植通への公条の源氏講釈の際は、テキストの準備が出来なかった紹巴は単なる聴聞者であつたが、紹巴への公条の源氏講釈（永祿五年一〇月から同六年一二月以前）に際しては、公条所持本（日大本に該当する）との校合を許され、師のテキストとの同一化が図られた。（拙稿「紹巴本『源氏物語』について―夢浮橋の調査を中心にして―」、潮廻舎文庫研究所「年報」〇九号、二〇一一・三）参照。

(4) 上野英子氏著一八〇頁以下で論じられている。稿者も、今回、『雨夜談抄』を調査する。取り上げるのは、国文研究資料館初雁文庫蔵本によるが、宮内庁書陵部本と校異のある箇所は外した。次に掲出するA・Bに引用本文が挙げられていることは、Aは一字下げの解説文が続くことから明白であり、Bには末尾に「とは」とあることから明白である。

A 光源氏名のみことくしういひけたれ給とかおほかる（中略）
しのひ給へるかくろへことを（後略）（2オ1）

B しのひ給ひけるかくろへことを（中略）物いひさかなさよとは（4オ6）

同一本文を引用したA・Bを比較すると、AとBでは、「給へる」と「給ひける」の差が見られる。この宗祇の講釈は、非常に好評を博したが、宗祇は引用本文の正確さには無頓着で、講釈は物語の解説に重点が置いていたのであろう。

(5) 注(2) 所載の金子氏著。

(6) 『公記』文明八年八月一九日条に「晩頭肖柏来話源氏物語夢浮橋巻可令書写之由先日被懇望自昨夕立筆今日終功直遣之了」とあり、それまで使用してきた肖柏手沢本を書本にして寄合書で新写され、実隆は

夢浮橋を担当したのであろう。

- (7) 文明一八年二月二日条に「今日宗祇所望桐壺卷終書功」、同年八月四日条に「抑宗祇新写源氏物語外題ハ五十四帖ノ今日染筆了」とある。
- (8) 『公記』文明一八年一〇月八日条に「肖柏所望之源氏物語外題ハ五十四帖ノ分ノ染筆」とある。
- (9) 松原一義氏論文、稲賀敬二編『源氏物語の内と外』（風間書房、一九八七）所収。
- (10) 長谷川千尋氏論文「連歌俳諧研究」（二二九号。二〇二〇・九）所収。
- (11) 伊井春樹氏著『源氏物語注釈史の研究 室町前期』（桜楓社、一九八〇）一六九頁～一七一頁。
- (12) 加藤洋介氏「了俊・兼良の源氏物語——書陵部蔵源氏物語をめぐる——」（愛知県立大学説林）四七巻、一九九九
- (13) 注（7）に同じ。
- (14) 肥前島原松平文庫蔵『弄花抄』。
- (15) 注（8）に同じ。
- (16) 注（3）に同じ。
- (17) 注（1）所載の上野英子氏前掲書二二六頁・三二五頁参照。
- (18) 上野英子氏「山岸文庫蔵「畊雲本源氏物語」解題」（『年報』一五号、一九九六・三）。なお、論文で紹介されている現存の実践山岸文庫本については、「濔標・蓬生・薄雲が④延徳書写本（親長筆）、二四冊は②文明書写本（親長筆）、補写二七冊」とある。
- (19) 「『新出資料紅梅文庫旧蔵本を中心とした三条西家源氏物語本文の再構築に関する研究』月例研究会」（二〇二一・一二）での発表時に、上野英子氏よりこの記事の存在を御教示頂いた。『看聞御記』は、続

群書類従補遺2下による。

- (20) 応仁の乱勃発の四年半後にあたる文明二年1470七月二八日条（『大乗院寺社雑事記』）の長谷寺に預けた荷物の中に「源氏一合」があり、文明二年二月二〇日条（『同』）の長谷寺から取り寄せた荷物の中に「源氏一合」がある。
- (21) 注（17）に同じ。
- (22) 注（4）参照。「B本文からA本文への流れ一覧」の表ではNo.14・25・37に宗祇の誤写が疑われる。
- (23) 伊井春樹氏編『源氏物語注釈書・享受史事典』（東京堂出版、二〇〇一）三七五頁による。
- (24) 実隆が約五年二ヶ月間、家本として使用した本。この本については注（1）所載の拙稿で論じている。
- (25) これに該当するものに、『畊雲本奥書及跋歌』（東海大学桃園文庫蔵、現写本、一冊）がある。
- (26) 『京都女子大学研究叢刊2』（一九七三）
- (27) 注（19）所載の月例研究会（二〇二一・一二）での発表時に、上野英子氏よりこの記事の存在を御教示頂いた。
- (28) 加藤洋介論文、「国文学」46—14、二〇〇一・一二。
- (29) 注（17）に同じ。
- (30) 注（1）所載の上野英子氏前掲書一八七頁。
- (31) 拙稿「三条西家本『源氏物語』の実隆による校訂——本注と本無注をめぐって——」（『中京国文学』三一号、二〇一二・三）で論じている。なお、七五頁下欄の「9」の例は削除する。
- (32) 伊井春樹氏『源氏物語注釈史の研究』（東京堂出版、二〇〇一）三四七頁。

(33) 注(11) 所載の伊井氏前掲書の三五二・三五三頁。

(34) 注(11) 所載の伊井氏前掲書の三四六頁。

(35) 『公記』 享祿二年一〇月五日条に「自能洲源氏本被借送之夢庵所持之古本也 先日予所望者也」とある。

(36) 拙稿「三条西家の家本『源氏物語』について」(『名古屋平安文学研究会会報』第三四号、二〇一一・三) で論じたが、結論に代えて掲げた図表を、本書所収の拙稿「上臈局本『源氏物語』写しの二本をめぐって」の注(24) に転載している。なお、その図表には、書本の転写回数を記している。

『源氏物語』本文史

― 定家本から三条西家本へ ―

藤 井 日出子

【要旨】

近くに三条西家本の紅梅本が公開され、また定家本若紫巻の影印本が出版された。このことにより、本文比較がより容易にかつ深められる可能性が広がった。上野英子氏は、この紅梅本に先立つ文明本の存在を想定されとともに、紅梅本については三条西家本の基幹本文として早くに成立したことを示された。本稿は、三条西家の本文の中での紅梅本を位置づけることを目的として、紅梅本がどのような本文によっているかを調べたものである。三条西実隆は青表紙本を重視しており、まず大島本、定家本、明融本の三本を中心とした本文との比較検討考察を行った。その結果、紅梅本は定家本によっていることが明らかになった。三条西実隆はこうした紅梅本成立後も、三条西家の本文を確立するために校合校訂を何度も行っている。

なおこれに付随して、大島本、定家本の両本を調べた結果、大島本は定家本を作成するにあたって、定家が親本を臨模した本文の流れであることが明らかになった。

第一章 定家本と大島本

―本文とその関係―

はじめに

定家本は若紫巻が出現して五巻となり、より深く大島本との関係を明らかにすることが可能になった⁽¹⁾。若紫・花散里・行幸・柏木・早蕨巻五巻では、大島本・定家本の両本のみが一致する箇所が散見される。こうした両本のみが一致する箇所の本文は、両本の近接した関係、すなわちいずれかがいずれかを基にしているのではないかということを窺わせる。しかしながら現在、定家本は鎌倉時代、大島本は室町時代という書写年代の先後が本文の先後をも決定するということを前提にして、大島本が定家本を正統に継承する本文か否かについて論じられている。そのため大島本と定家本の一致する部分、大島本の校合校訂以前の本文、異なる部分の表記・語句などの問題についてはあまり深められてこなかった。ところが、『奥入⁽²⁾』巻末本文からは、むしろ定家がその大島本に一致する本文に詳細な校合校訂を行っていることを窺い知ることができる。こうしたことは、定家本若紫巻・花散里・行幸・柏木巻・早蕨でも見られる。そうであればこれまで行われてきた議論とは逆に、定家本は大島本に見られるような本文に定家が校合校訂を加えた本文ではないかということが推測される。またこうした定家の校合校訂本文は、後の三条西家の本文に伝えられている。定家本と大島本の本文とその関係を明らかにすることは、三条西家の本文を明らかにするためにも必要な問題であろう。そこで本章では、両本の本文とその関係を明らかにする

ために、両本の一致・不一致箇所の本文・表記などを検討し考察を行いたい。

一

大島本と定家本は両本のみが他の諸本とは異なる本文を有しているところからも、両本の間には特別であることが分かる。そこでまず、若紫巻・花散里巻・行幸巻・柏木巻・早蕨巻の五巻でこのことを確認する。〔源氏物語大成〕のページ・行数を示す。以下同様。なお漢字仮名など表記の差異は問わない。

若紫巻

1 155・13	仏（大島本・定家本）―ち仏（他の諸本）
2 164・3	つゐてなる（大島本・定家本）―人つてなる・つてなる（他の諸本）
3 164・5	むつかしき（大島本・定家本）―はつかしき（他の諸本）
4 181・4	なけきつること（大島本・定家本）―なけきつるも（他の諸本）
5 185・12	しみかへらせ給へは（大島本・定家本）―しみかへり給へは・しみかへり給へは（他の諸本）
6 189・4	おもひ給へいて、（大島本・定家本）―おもひたまへいて、なん（他の諸本）・おもひたまひ（紅梅本）
花散里巻	
1 390・12	おほさぬ事に（大島本・定家本）―おほさぬ事には（他の諸本）

行幸卷

- 1 888・12 そゝのかしかと（大島本・定家本）―そゝのかしゝかと（他の諸本）
- 2 892・9 ものしはへれは（大島本・定家本）―ものしはへれと（他の諸本）
- 3 893・10 おほやけことをを（大島本・定家本）―おほやけことを（他の諸本）
- 4 897・5 こともゝ（大島本・定家本）―御こともゝ御ことも（他の諸本）
- 5 900・12 御ともの人ゝ（大島本・定家本）―御ともの人ゝも（他の諸本）
- 6 903・13 しかきりみゆる（大島本・定家本）―しらきりみゆる・しらきりみゆる・しらきにみゆる・しらはみみゆる（他の諸本）
- 7 906・9 うたかひたまへり（大島本・定家本）―思ひうたかひ給へり・うたかひ思ひ給へり・うたかひ給けんかし（他の諸本）
- 8 909・10 をれを（大島本・定家本）―をのれを・おのれと・おのれ（他の諸本）
- 9 910・4 きたまふれは（大島本・定家本）―きゝたまふれは（他の諸本）
- 柏木卷
- 1 1229・10 おとゝ（大島本・定家本）―おとゝは・おとゝをはして（他の諸本）

早蕨卷

- 1 1683・9 かいほみ（大島本・定家本）―かいまみ・かひまみ（他の諸本）
- 2 1689・8 心つきなうも（大島本・定家本）―心つきなう・心つきなく（他の諸本）

このように定家本が存在する五卷では、大島本と定家本のみが一致する語句が散見される。こうした関係は両本が特別に近接した関係にあることを抜きにはありえないだろう。そこで以下では大島本と定家本の本文を中心に検討を行い、こうした両本の特別の関係が何に起因するかを明らかにしたい。

二 『奥入』卷末本文の校合校訂

『奥入』初音卷卷末本文を次にあげる。

た^まひて御ことゝものうるわしきふくろ／とん（「ん」に「毛」を重ね書）してひめをかせ給へるみなひき／いてゝをしのこひす（「てを抹消」）ゆるえ（「え」に「へ」を重ね書）るをとゝのへ（「へ」に「へ」を重ね書）／させ給なとす御方へ心つかひいたくしつ、／心^けをつくし給らん（「ん」に「む」を重ね書）かし

定家は、表記語句などについて細かい校合校訂を行っている。そこでこれらの校合校訂箇所について、『奥入』と大島本、諸本との本文異同を表にまとめた（紅梅文庫本（紅）・書陵部本（書）・日大本（日）・『源氏物語大成』・『源氏物語集成統』に見える諸本を参考のためにあげる。なお特にことわらない限り、漢字仮名の相違訂正は問わない）。

	校合『奥入』本文	一致本文前	校合後『奥入』本文	一致本文後
1	たひて		たまひて	大明・他諸本
2	ふくろとん	保	ふくろとも	大明・他諸本
3	をしのこひて	明陽穂平瀬紅書日池横肖国 (河御・大・飯)	をしのこひ	大保麦阿慈御伏前高 (河宮・尾・鳳) 東
4	ゆるえる	穂前	ゆるへる	大明・他諸本
5	心を	大保東	心けさうを	明・(青)
6	給らん	大明・他諸本	給らむ	書日麦(河尾)

『奥入』初音卷末本文の当初本文を大島本⁽³⁾と比較すると、表記上の相違を除けば「をしのこひて」の語句が相違するのみである(校訂後の本文「をしのこひ」は大島本と一致している)。一方定家は、大島本と一致していた当初の「心を」とする本文に、「けさう」の語句を加えて「心けさうを」の本文にしている。『奥入』では、その当初本文が大島本に一致していたにもかかわらず、校合校訂が加えられている様が表示されている。さらに表記についても「ん」を「も」に、「え」を「へ」になど細かい校訂が行われている。こうした校合校訂は現存する定家本にも反映していることが推測される。そこで『奥入』初音卷末本文の校合校訂箇所1から6までを、次に検討をしたい。

1について

『奥入』卷末本文では「た^まひて」とあり、定家は「たひて」に「ま」

を補入して「たまひて」としている。当初の本文は「たひて」であったことが分かる。行幸巻でも定家本では「おもひよりた^まふに」(19才)とあり、定家はこの箇所でも「たふ」とする本文によっていたことが分かる。大島本でも、濤標巻では「世のまつりことをしたふへきなれと」(4丁ウ)、若紫巻では「人かなとみたひて宮の御ありさまよりもまさり給へる」(25丁オ)とある。一方定家本若紫巻ではこの部分は「見たまひて」とある。大島本、定家本はそれぞれ異なる巻ではあるが、ともに「たまひて」を「たひて」とする表記を伝えているのである。しかしながら定家は初音巻では、当初の本文「たひて」を伝える本文であるにもかかわらず、「ま」を補入して「たまひて」と本文を校訂している。こうしたことから少なくとも定家の使用した本文と大島本は、ともに「たまふ」を「たふ」とする表記を保持し伝えている共通の本文を有する関係であったと推測される。

2について

定家は、「ん」に「毛」を重ね書きして「とも」としており、当初の本文は「とん」であったことが分かる。定家の使用している本文は、「ふくろとん」とあったのである。一方大島本ではこの箇所では「ふくろとん」としている。藤本孝一氏は、大島本にも「とん」とする本文が三五例あることを指摘されている。「紅葉賀」一例、「須磨」一例、「薄雲」二八例、「鈴虫」一例、「御法」三例、「宿木」一例の合計三五例である。藤本氏は、大島本が大量の「とん」とする本文を保持し伝えている薄雲巻について、「親本の「ん」を保存して」おり、「親本の通りに書写する姿勢」が見られる⁽⁴⁾とされている。こうしたことから定家の使用した親本と大島本の親本は「とも」を「とん」とする表記を保持し伝えており、両本は祖本を共通する関係であることを窺わせている。初音巻では定家が、こうした当初の本文の「とん」を伝える本文の「ん」に「毛」を重ね書きして「とも」と校合をしており、定家の校訂姿勢を見ることが出来る。しかしながら「とん」とする表記についても、大島本、定家本はそれぞれ異なる巻箇所ではあるものの伝えているところから、少なくともいずれかがいずれかの親本という関係ではないと分かる。

4について

大島本には「ゆるえる」とする用例はない。「え」と「へ」の表記については、柏木巻では定家本は「心はえ」、大島本では「心はへ」(19ウ)とある。また大島本では蓬生巻に「たえかたし」(4オ)と「へ」を「え」と表記している。親本の草体の「へ」と「え」が酷似していることが原因しているかとも思われる。

6について

『奥入』本文では「給らん」の「ん」に「む」を重ね書きしている。定家は当初の「給らん」の「ん」を「む」にして「給らむ」に校訂している。一方この箇所では大島本は「給らん」とある。大島本と同じく『奥入』初音巻末の当初の本文は、ともに表記「ん」とする表記を伝えている。ところが定家は、ここでは当初の表記「ん」を「む」に校訂している。それではこのように、定家本ではすべて「む」とした表記に統一されているのであろうか。そこで次のように柏木巻の「ん」と「む」の表記の検討をした(丁数表裏は紅梅文庫本・漢字仮名の表記は問わない)。

一、大島本・定家本「ん」に一致表記例

① 2ウ	給らんあたり
② 2ウ	いてきなん
③ 3オ	はへらんを
④ 5オ	けんさなどの
⑤ 9オ	さまになんと
⑥ 10オ	ふたんに
⑦ 10ウ	たまへらんこそ
⑧ 11オ	かろみなんや
⑨ 11オ	いみしかりなんと
⑩ 14オ	こともあらんか
⑪ 19オ	御そうふん
⑫ 19オ	けちえんに
⑬ 19オ	給てんや
⑭ 22ウ	かのゑもんのかみ
⑮ 27ウ	やうになん
⑯ 27ウ	くわんなど
⑰ 29オ	さうけんなど
⑱ 36オ	みるらんと
⑲ 36オ	おほしけむかし
⑳ 36オ	あへなん(定「そ」の上「あ」)
㉑ 36ウ	いか、あらん
㉒ 44オ	御ゆいこん
㉓ 46オ	たいめん
㉔ 49オ	せんさい

二、大島本・定家本「む」に一致表記例

① 1オ	かむのきみ
② 1オ	まさらむ
③ 1オ	あくかれむ
④ 2オ	人あらむを
⑤ 2ウ	あらむより
⑥ 3ウ	なをやのこらむ
⑦ 3ウ	もえむけふり
⑧ 3ウ	まよはむ(定「と」)
⑨ 5ウ	みにやあらむ
⑩ 6ウ	やむことなく
⑪ 7ウ	あくかるらむ
⑫ 7ウ	こそと思なむ
⑬ 7ウ	き、ほい奉らむ
⑭ 9オ	おもひあはせむ
⑮ 9オ	心にしみけむ
⑯ 11オ	見えつ、なむ
⑰ 14オ	見たてまつらむ
⑱ 16オ	のこらむと
⑲ 17オ	けむつくはかり
㉑ 17ウ	き、すくさむ
㉒ 20オ	やむことなく
㉓ 23オ	やうもあらむ
㉔ 26オ	おきあがらむ
㉕ 28オ	かすめ侍らむ
㉖ 29オ	ゆるされたらん(定「む」)なむ

三、大島本「む」、定家本「ん」、不一致
表記例(52ウ衛門、定「ゑもん」)

① 3オ	みならむ(定「ん」)
② 11ウ	とむしき(定「ん」)
②6 31ウ	いはむかたなく
②7 32オ	ありけむ
②8 32ウ	やむことなく
②9 34ウ	きこゆへからむ
③0 34ウ	かたもあらむ
③1 34ウ	やむことなく
③2 36オ	おほしけむかし
③3 41オ	あへしらひきこえむ
③4 41オ	をろかならすなむ
③5 41ウ	をよはむに
③6 41ウ	侍らむも
③7 45ウ	あひみむこと
③8 47ウ	かくろへてなむ
③9 47ウ	思さますへからむ
④0 59オ	ならさなむ

四、大島本「ん」、定家本「む」、
不一致表記例

① 1オ	はなれなん(定「む」)
② 2ウ	ゆるいてん(定「む」)かし
③ 3ウ	侍らん(定「む」)と
④ 3ウ	ことなん(定「む」)と
⑤ 4オ	いみしうなん(定「む」)
⑥ 4ウ	まいらせ+ん(定「む」)
⑦ 5オ	おん(定「む」)やうしなど
⑧ 6オ	ねん(定「む」)し給へ
⑨ 6オ	うらなひよりけん(定「む」)
⑩ 6ウ	なからへん(定「む」)
⑪ 7オ	給へらん(定「む」)
⑫ 7ウ	ゆきかよふらん(定「む」)
⑬ 8オ	をしはかりのこらん(定「む」)
⑭ 8ウ	きこえさせ給はん(定「む」)
⑮ 10オ	けん(定「む」)さなと
⑯ 10オ	けん(定「む」)あるかきり
⑰ 12オ	かん(定「む」)たちめ
⑱ 13ウ	心ちなん(定「む」)し侍
⑲ 13ウ	となん(定「む」)おもひ
㉑ 14オ	あはれなりなん(定「む」)かし
㉒ 14オ	きこしめさん(定「む」)こと
㉓ 14ウ	よになん(定「む」)など
㉔ 16オ	やみになん(定「む」)侍けれ
㉕ 17オ	おほえ給らん(定「む」)

25 17ウ かくなん(定「む」)すゝみ
 26 17ウ さまにてとなん(定「む」)
 27 17ウ かくなん(定「む」)の給
 28 18オ 給はん(定「む」)
 29 18オ いふらん(定「む」)
 30 18ウ はなれなん(定「む」)
 31 19オ あらざらん(定「む」)
 32 19オ たてまつらん(定「む」)
 33 19オ みはてん(定「む」)
 34 19オ うけたまはん(定「らむ」)
 35 19オ せん(定「む」)かし
 36 20オ かへりいらん(定「む」)に
 37 20オ やん(定「む」)ことなう
 38 20ウ 見奉らん(定「む」)
 39 21オ 御らん(定「む」)せられ
 40 21オ はんへりてなん(定「侍りてなむ」)
 41 21オ たゝよはん(定「む」)
 42 21ウ おほせらるゝなん(定「む」)
 43 22オ さりけなくてなん(定「む」)
 44 22オ かへりなん(定「む」)
 45 22オ にやあらん(定「む」)
 46 22ウ ねん(定「む」)しつゝ
 47 22ウ わたり給らん(定「む」)
 48 23オ あらん(定「む」)
 49 23オ まうてん(定「む」)
 50 23オ ねん(定「む」)ころ

51 23ウ いかゝはせん(定「む」)
 52 24オ なけかれん(定「む」)
 53 25ウ ゆるされなん(定「む」)
 54 25ウ わかれん(定「む」)こと
 55 27オ まさりてなん(定「む」)
 56 27ウ 心もてなん(定「む」)
 57 27ウ いとおほうなん(定「む」)
 58 28オ うれへ侍らん(定「む」)
 59 28ウ 申事なん(定「む」)
 60 28ウ なからへん(定「む」)こと
 61 28ウ なりぬるになん(定「む」)
 62 29オ これなん(定「む」)
 63 29オ たまへなからん(定「む」)
 64 29オ ゆるされたらん(定「む」)
 65 29ウ 給ひつらん(定「む」)
 66 30オ はかなくなん(定「む」)
 67 30オ きこえをくになん(定「む」)
 68 30ウ たまはん(定「む」)を
 69 30ウ せん(定「む」)かたなく
 70 31オ わさになん(定「む」)
 71 31オ ねん(定「む」)ころに
 72 33オ 給はん(定「む」)とて
 73 34オ うちおしうなん(定「む」)
 74 34ウ 心うくなん(定「む」)
 75 36オ あらん(定「む」)かし
 76 36オ あへなん(定「む」)

77 36オ いはん(定「む」)には
 78 36ウ ない給らん(定「む」)
 79 37オ こたへん(定「む」)
 80 37ウ おほすらん(定「む」)
 81 37ウ 心くるしうなん(定「む」)
 82 37ウ ありけん(定「む」)
 83 38ウ おもふらん(定「む」)
 84 40オ つきぬものになん(定「む」)
 85 40オ ひわわこん(定「む」)
 86 41ウ 御らん(定「む」)せられ
 87 41ウ 給へらるへうてなん(定「む」)
 88 42オ 給けん(定「む」)
 89 42オ つきせずなん(定「む」)
 90 42ウ しつ心なくなん(定「む」)
 91 42ウ 侍けん(定「む」)
 92 43ウ まきれ給なん(定「む」)
 93 44オ 御ゆいこん(定「む」)
 94 44オ あはれなるになん(定「む」)
 95 44オ こなたになん(定「む」)
 96 44ウ ものなりとなん(定「む」)
 97 44ウ なけくらん(定「む」)
 98 47オ 秋なん(定「む」)
 99 48オ 思はさりけん(定「む」)
 100 48オ ちりけん(定「む」)
 101 48ウ いかめしうなん(定「む」)
 102 49オ むしのねそはん(定「へむ」)

103 50ウ 御ことのはになん(定「む」)
 104 50ウ 思給へおこしてなん(定「む」)
 105 51オ よになん(定「む」)
 106 51オ おほすらん(定「む」)
 107 51ウ むかん(定「ゆかむ」)には
 108 51ウ やん(定「む」)ことなかるへけれ
 109 51ウ ねん(定「む」)ころ

大島本と定家本が「む」あるいは「ん」と表記する例は、合計一七五例である。そのうち大島本と定家本が一致して「ん」と表記する例は二四例である。定家本では、一の二四例と三の二(三)例の合計二六(二七)例の「ん」の表記を除いた一四九例が「む」であり、表の例の八五%が「む」とする表記である。一方大島本では「む」の表記は、二の四〇例と三の二例⁽⁵⁾を合わせて四二例の約二四%である。大島本と定家本は表記が一致する部分がある一方で、「ん」と「む」の表記をめぐって大きな開きが見られる。こうしたことから定家本では「む」とする表記が進められており、定家が『奥入』初音巻の巻末本文で、「ん」を「む」に校訂していることも一致する。

そこでまず定家本柏木巻の「らむ」の用例を検討する。定家本では二の⑪7ウ「あくかるらむ」・四の⑫7ウ「ゆきかよふらむ」・⑭17オ「おほえ給らむ」・⑮18オ「いふらむ」・⑯22ウ「わたり給らむ」・⑰29ウ「給ひつらむ」・⑱36ウ「ない給らむ」・⑳37ウ「おほすらむ」・㉑38ウ「おもふらむ」・㉒44ウ「なけくらむ」・㉓51オ「おほすらむ」の十一例が「らむ」とある。しかしながら、一の三例では①2ウ「給らんあたり」・②10ウ「たまへらんこそ」・③36オ「みるらんと」など「らん」表記になっている。同じ推量の助動詞について、定家本の多くは「らむ」とされているにもかかわらず、「らん」の表記もあり両表記が混在している。他の推量の助動詞についても同様の結果が得られる。定家本ではほとんどは「む」の表記であるが、数は少ないものの③3オ「はへらんを」のように「ん」の表記が存在する。すなわち柏木巻では、定家本は大島本と一致する「給らん」「はへらん」など「ん」の表記例が二四例存在するのである。校訂作業を進めていた定家が、わざわざ「ん」を残す理由は見あ

たらないので、見落としをしたのであろう。それゆえ「ん」と「む」の両表記が混在しているように見えるのである。

大島本・定家本が一致する「ん」表記一の二四例については、こうした定家の見落としにより、親本の姿がそのまま残った箇所といえる。すなわち定家本の一の二四例の「ん」の表記は、定家本の親本にあった本文の姿であり、それが定家本でもそのまま残っている箇所である。こうしたことから少なくとも大島本・定家本の親本はともに、二四例+一〇九例=一三三例が一致して「ん」表記であったといえよう。大島本・定家本の親本は「ん」表記において、近接した関係にあることが分かる。一方大島本は定家本同様に二の四〇例に見られるように、「む」表記をも保持し伝えている。大島本では「ん」表記が多い中で、これら四〇例の「む」表記を保持しているのは親本にあったゆえであろう。そうであれば、大島本・定家本の親本は、ともに一致した箇所「む」「ん」の混在する本文であったようである。

以上、柏木巻の大島本と定家本の「ん」、「む」の表記の相違を検討してきた結果をまとめると、次のようになる。

・定家本柏木巻は、「ん」表記が二七例、「む」表記が一四九例である。圧倒的に「む」表記が多いのは『奥入』初音巻末本文に見られるように、定家が「ん」を「む」にすべく校訂を進めた本文だからであろう。こうしたことから現在の定家本柏木巻が「む」となっている四の一〇九例ももとは大島本同様「ん」表記であったと考えられる。

・表記についての検討の結果からいえば、現在の定家本は定家の校訂によって姿を大きく変えており、大島本とは異なった本文になって

いる。しかしながら定家本の校訂以前の姿は、現在の大島本に一致する本文であることが想定される。

3 について

『奥入』初音卷末本文では、当初の本文「をしのこひて」の「て」を削除して「をしのこひ」の本文にしている。次のように、定家本にはこうした校訂箇所が他にも見られる。

花散里卷 1 387・1 なめれと(定)―なれと(河)、なめれと(大他諸本)
行幸卷 2 885・13 いさ、かつ、ちりて(定)―

いさ、か散て(河)大

いさ、かつ、散て(他の(河)・池)

いさ、かつ、うち、りて

(大日御横平書明紅蓬三)
いさ、か打ちりて(肖吉公条)

柏木卷 13 1235・12 さしのそか^きせ(定明)―さしのそき(大諸本(河))
52 1264・8 もさへ(定)明―もさへ―とも(御)、も(国)

なとさへ(保)ともさへ(大他諸本(河))

花散里卷では、定家は一度は河内本に一致する「なれと」の本文にし、ふたたび「め」を補入して大島本・諸本に一致する「なめれと」の本文にしている。行幸卷でも同様に、一度は河内本に一致する「いさ、かつ、ちりて」の本文にし、ふたたび「うち」を補入して大島本などの本文に一致する「いさ、かつ、うち、りて」としている。柏木卷では定家本明融本本のみが一度は「さしのそかせ」という本文にし、ふたたび「かせ」を見せケチして右傍書「き」として大島本河内本諸本に一致する「さし

のそき」の本文にしている。また同様に「もさへ」も、一度は「もさへ」という本文にしたが、ふたたび「と」を補入して、「ともさへ」という諸本に一致する本文に戻している。こうした箇所の定家の校訂については、「ん」「む」の表記で検討してきたことから考えると、定家は親本にあった本文を一度は他の河内本などの本文によったが、当初の親本の本文にもしたのではないかと思われる。なお柏木卷の「さしのそかせ」、「もさへ」という本文はどこにも見られない。あるいは定家により独自の本文が作成された可能性もある。そうした本文については、ふたたび大島本に一致する本文にもどしている。

5 について

『奥入』初音卷末本には「心^{けさう}」とある。大島本・保坂本・東大本に一致する「心」の本文に、「けさう」を補入して明融本・他の青表紙本に一致する「心けさう」の本文にしている。「心けさう」に一致する本文を見ると、定家以降の青表紙本文のようである。こうした本文が定家本の「心けさう」の本文を伝えた可能性が高い。あるいはこの「心けさう」は、定家により独自に作成された本文かと考えられる。

以上『奥入』初音卷末本、定家本柏木卷の検討からは、定家本は『奥入』に見える当初本文に校合校訂をした本文の清書本の姿であろうと考えられる。しかもこうした定家の校合校訂作業は何回も行われたようである。

三『奥入』 柏木巻巻末本文の校合校訂

定家の校合校訂作業は、次の『奥入』 柏木巻巻末本文を見ると、一度ではなかったと分かる。

なさ_レ(_レ※) けをたてたる人にそもの／
し給けれ_レ(_レ札) はさしもあるましき／
おほやけ人女房などのとしふる_レ(_レ本) ／
めきたるともさへこひかなしひき／
こゆるましてうへには御あそひなどの／
をりことにもまつおほしいてゝなむ_レ(_レん)の上に「む」を重ね書)／
しのはせ給けるあはれ衛もんのかみと／
いふことくさななにつけても／
いはぬ人なし六条の院にはまし／
てあはれとおほしいつる事月日に／そえて／
おほかりこのわかきみを御心ひとつ／
にはかたみとみなし給へと人の／
思よらぬことなれはいとかひなし／
秋つかたになれはこの君はゐさ／
りなと

表記については、『奥入』 柏木巻巻末本文では、む_レ(_レん)の上に「む」を重ね書) 以外の校合校訂は見られない。『奥入』 柏木巻末本文は、大島本ではなく定家本の本文に一致する部分が多い。この本文は既に校合校訂が行われた後の本文であろうか。『奥入』 柏木巻末本文、定家本、大島本三本の本文について次の表にして検討をしたい(『奥入』 本文に

一致する場合は○、不一致は●、漢字仮名の表記はこれを問わない)。

番号	『奥入』	定家本	大島本
1	とも	●も(前)	○
2	かなしひ	○とも(後)	●かなしみ
3	きこゆる	○	●きこゆ
4	なん(前) なむ(後)	●なむ	○なん
5	この君は	○(このきみは)	●この君
6	ゐさり	○	●はひゐさり

この箇所六例における『奥入』 柏木巻末本文と定家本、大島本との関係を見てみよう。1では定家本は「とも」とあり、一度は「も」の本文にしたが、ふたたび『奥入』 本文に一致する「とも」の本文に戻している。なお明融本でも「○も」とあり、定家本を臨模したことを明確にしている。また4の『奥入』の当初の本文「なん」については、定家本では親本の本文「ん」を「む」に校訂している。こうした校合校訂後の『奥入』巻末本文は定家本とは不一致例はない。一方大島本とは五箇所が不一致になっている。すなわち当初の『奥入』巻末本文は定家本との不一致が見られるが、校訂後の『奥入』巻末本文と定家本とは不一致例がなくなっている。表記については、定家本では『奥入』巻末本文の漢字の表記部分を、「女はう」、「なに事」、「たまへと」、「おもひよらぬ事」、「あきつかた」、「このきみは」など仮名表記にしている。定家本では、仮名

表記に統一しようとしていることが分かる。これに対し大島本では、「女房」「なにこと」、「おもひよらぬ事」、「給へと」、「あきつかた」「この君」など不統一であり、親本をそのまま写したことが推測される。こうしたことから、定家は『奥入』巻末本文では漢字表記については、親本のままにしたが、定家本では仮名・仮名遣いなどの表記についても統一をしているとみられる。5では、大島本が「この君」、6では「はひゐさり」とあるのに対して、『奥入』巻末本文では5「この君は」6「ゐさり」とすでに本文が異なっている。『奥入』巻末本文も、校合校訂を経ている本文であるといえよう。少なくとも何回かの校合校訂が繰り返されて定家本が成立したことが分かる。こうした校合校訂を繰り返した定家本が、もとの本文を保持し伝えている大島本とは本文が異なっているのは当然であろう。

まとめ

定家本と大島本とが一致する本文を有する背景が見えてきたので、次に検討したことをまとめる。

1 定家本と大島本とのみが一致する語句・表記が数多く見られるのは、両本には共通本文があり、その古い本文を伝え保持している部分であるからであると考えられる。一方定家本と大島本を比較すると、大島本がより多く古い表記本文を保持している。大島本は親本を忠実に写すことをめざした本文のようであり、草体の姿もそのまま写しているために、一見誤写のような様相を呈している箇所が見られる。

2 定家は『奥入』初音巻末本文に見るように、もとの本文に校合校訂をしており、校合校訂後の本文は大島本とは表記・本文ともまったく異なってしまっている部分がある。また定家はこうした校合校訂を何回も行っていることが、『奥入』柏木巻末本文や定家本から窺うことができ、何回かの校合校訂後の本文が定家本であると考えられる。

大島本と定家本両本は、さまざまな事象について緊密な関係が窺われ、両本が保持してきた共通の本文の存在が浮かびあがる。そこで想定されるのは、『土佐日記』において、片桐洋一氏が示された定家による貫之自筆本の臨模本の存在である。為家筆本はその忠実な臨模本であり、定家本は家本に貫之自筆本の臨模本を校合清書した本文である⁽⁶⁾とされている。『源氏物語』の場合についても、定家本作成にあたってまず親本の臨模本が作られたであろう。定家はまず六半本の親本の忠実な臨模本を作成したと考えられる。さらにその臨模本をもとに、四半本が作られたのではないかと考える。こうして『奥入』に見られるような六半本と、四半本の二様が成立したのではないか。大島本は、このようにして定家により作成された親本の臨模本の四半本への転写本の流れであり、その姿をよく保持し伝えてきた本文と考えられる。『奥入』初音巻末本文に見える校合校訂前本文は、こうした大島本と重要な本文が一致しており、臨模本の姿が窺われる。しかしながら校合校訂後の本文は現在の定家本に一致しているのである。『奥入』柏木巻末本文は現在の定家本に一致する本文であり、すでに校合校訂を経た本文であり、現在の大島本とは一致しない。

こうしたことから大島本は親本の姿を保持し伝えることを意図して作

成された本文の流れであり、これに対して定家本は、新たな本文の成立を目途して、親本の臨模本への校合校訂が行われたのである。こうした何回もの校合校訂が行われて、定家本が成立したと考えられる。このようにして成立した定家本は、親本の姿とは異なってしまったといえよう。

注

- (1) 新美哲彦氏「新出「若紫」巻の本文と巻末付載「奥入」——定家監督書写四半本『源氏物語』との関係を中心に——」(『中古文学』第一〇六号 二〇二〇・11)、(『定家本 源氏物語 若紫』八木書店)。
- (2) 『奥入源中最秘抄』(日本古典文学影印叢刊)。

- (3) 『源氏物語大成』では大島本初音巻については、「別本系統ノ本文」とされている。しかしながら大島本初音巻の「表記や助詞」を中心に補訂箇所当初の本文の検討をしたところ、「大島本全体の用法とも合致し」、「大島本全体の中に位置付けられる巻であることが明らかになった」(拙稿「大島本『源氏物語』初音巻——当初の本文——」(『中京大学「文学部紀要」』第51巻 第1号二〇一六・12)。大島本には書写以降に時代が異なる様々の書入れがあり、それらを同一に扱うことはできない(拙稿「右大臣と左大臣——大島本における夕霧の官位表記をめぐる——」(『中京大学「国際教養学部論叢」』第1巻 第2号 二〇〇九)。そこで大島本については、初音巻も含め当初の本文を大島本として扱う。なお『奥入』「うるわしき」は、大島本では「うるはしき」に読めるが、きわめて草体の「わ」にも近い。今回は草体の「わ」と「八」は酷似しており、検討対象に入らなかった。大島本は親本の

草体を忠実に写すことが多く、「右」と「左」「へ」と「え」「つ」「る」と「か」「ら」と「ゝ」などどちらか不明の場合、そのまま写し傍書がある。これは誤写訂正ではなく、忠実な書写の結果どちらかを明確にするための傍書箇所と見るべきと考える。

- (4) 藤本孝一氏「研究報告 大島本『源氏物語』の本文復元研究」(『公益財団法人古代学協会 平成二五年度報告』、『土佐日記』でも為家本が「乎とこん」「をむなん」とするのに対して、定家本では「をとこも」「をむなも」とあり、「為家本の書写の姿勢は、親本の通りに写し、為家本は「定家校訂を経ない写本」であるとされている。定家は、『土佐日記』で行ったようにここ初音巻でも、当初の本文「ん」に「毛」を重ね書きして「とも」と校訂をしていると思われる。

また藤本孝一氏は、「大島本『柏木』巻末本文が大幅に切除されている事実」(「大島本源氏物語の写本研究」(『大島本源氏物語の再検討』中古文学会関西例会編二〇〇九年10月和泉書院)を指摘されており、そうであれば物語の内容、光源氏像にも関わる問題が出てくる。こうした定家本と大島本の語句の相違と物語内容の関わりについては後考したい。

- (5) なお大島本では三の①3オ「みならむ」②11ウ「とむしき」ともに「む」表記になっている。これら二例は、大島本では親本の本文を保持しそのまま伝えたものである。一方定家本では、「む」への校訂を進めているにもかかわらず、これら二例は「ならん」「とんしき」など「ん」表記になっている。あるいは定家本の親本の「无」の草体が「む」とも「ん」とも見える形状の字体であったのではないか。そこで定家本ではこれら二例を「ん」と読み、校訂の際に見落としをしたために「ん」

のままになっているのであろう。親本は大島本からも「む」とあつたと考えられる。

- (6) 片桐洋一氏「『土佐日記』定家筆本と為家筆本」(関西大学『国文学』一九九八・3)。藤本孝一氏も同様の考えを示されている(「尊経閣文庫蔵『土佐日記』(国宝)の書誌的研究」(京都文化博物館紀要『朱雀』第七集、一九九四・12)。

第二章 若紫卷の大島本の本文

―定家による親本の臨模本の姿―

はじめに

前章で述べたように、定家青表紙本の成立は、まず定家による親本の臨模本作成から始まる。定家はその臨模本に他本あるいは独自の本文による校合校訂を行った。その痕跡が『奥入』の初音巻・柏木巻末本文にも見られた。この『奥入』初音巻末本文の校合前の本文は大島本の本文に一致していた。大島本は、その定家による臨模本の姿をよく保持し伝えているのである。一方柏木巻末本文は定家本に一致しており、すでに校合校訂が行われていた本文であると考えられる。こうしたことから、定家は何回もの校合校訂を行っていたことが分かる。第一章で述べたように大島本は、定家による臨模本の流れを伝える本文と考えられる。大島本と定家本はこうした緊密な関係があるゆえに、定家本の存在する五巻では、大島本と定家本のみが一致する本文が散見されるのであろう。それにもかかわらず現在、大島本若紫卷の本文について、定家本諸本と異なる長文の本文箇所が脱文とされるなど、その書写姿勢などにも疑問が出されている。

しかしながらこれまで大島本の本文が定家本他の諸本と異なる箇所について検討^{〔1〕}を行ってきたところによれば、巻をわたる夕霧の官位についても、また花散里巻の花散里の呼称についても、大島本の本文は後文・後の巻とも矛盾がないことが証された。第三章でも再検討を行うが、現在多くの諸本は夕霧の官位をめぐって「左」、「右」大臣の表記が混在

しているが、大島本は竹河巻末で夕霧が左大臣に昇進以後すべて「左」大臣となっていて矛盾がない。また花散里の呼称をめぐっても、大島本の本文のみが物語上の破綻がないのである。こうした点からいえば、大島本の本文の優位性は動かないと考える。花散里巻では大島本と定家本との異同はわずか四箇所である（校合後の定家本によれば）が、これらの四箇所の異同が花散里の人物像や物語の構想にも関わり及んでいつている。

そこで本章では、大島本若紫卷の本文が定家本と異なる箇所を中心に検討し、それらが物語の中でどのような意味と役割をはたしている本文であるかを明らかにしたい。そのことによって親本すなわち定家による臨模本の姿、また定家本の姿も同時に覗えよう。

一 大島本と定家本のみが一致する箇所

若紫卷においても、大島本と定家本は両本のみが他の諸本とは異なる本文を有していることから、両本の特別な関係が窺える。そこでまず両本の一致箇所を次にあげ（大島本は『大島本源氏物語DVD-ROM版』角川文芸出版）、他の諸本と比較検討を行い、大島本と定家本とのみが一致する本文の特性を明確にしておきたい（なお5は国冬本も「しみかへらせ給へれは」）。表は、上から順に紅梅本の丁数表裏、参考のために『源氏物語大成』（以下『大成』）のページ・行数、大島本と定家本、他の諸本の本文を示す。

番号	1	2	3	4	5	6
紅梅丁数表裏	7ウ	19オ	19ウ	43ウ	50オ	55オ
『天成』頁行	155・13	164・3	164・5	181・4	185・12	189・4
大島本・定家本	このにしおもてにしも佛すへたてまつりておこなうあまなりけり	かやうのつゐてなる御せうそこはまたさらにきこえしらす	あまきみひか事き、給へるならむいとむつかしき御けはひになにことをかは	すきたまひぬるもよと、もにおほしなけきつることしるきことおほく侍	御うつりかのいみしうえんにしみかへらせ給へれはおかしの御にほひや	かしこにいとせちにみるへき事の侍るをおもひ給へいて、たちかへりまいりきなむ
他の諸本	このにしおもてにしもちふつすゑたてまつりておこなうあまなりけり	かやうの人つてなる御せうそこはまたさらにきこえしらす (つてなる横神池背日吉穂)	あまきみひか事き、給へるならむいとむつかしき御けはひになに事をは	すきたまひぬるもよと、もにおほしなけきつるもしるきことおほく侍 (河―つるを河)	御うつりかのいみしうえんにしみかへり給へれはおかしの御にほひや (給へは明肖)	かしこにいとせちにみるへき事の侍るをおもひたまへいて、なんとたちかへりまいりきなむ (おもひたまひ紅梅熊本)

大島本・定家本が一致する箇所を順次検討していく。

1 について

大島本・定家本は「佛」、他の諸本は「ちふつ」とある。いずれが相応しいであろうか。『源氏物語』ではほとんどの用例が「仏」である。「仏」造像の用例として、若菜上に紫上が光源氏の四十の御賀を嵯峨野の御堂で「薬師ほとけくやうし」とあり、わざわざ紫上が安置した薬師仏の像である。『源氏物語』の「仏」とある用例は、『更級日記』に「等身に薬師仏をつくりて」とある「等身」の薬師「仏」であろう。これに対して、「持仏」とする例は『源氏物語』に二例ある。一例は鈴虫巻に光源氏による女三宮の持仏の開眼供養を催す箇所「入道のひめ宮の御持仏ともあらはし給へるくやうせさせ給」とある。ここでは御「持仏」に対して、後文に「阿弥陀仏」「仏の御なをし」「仏の御しつらひ」「ほとけの御まへ」「ほとけにちかき」など、「仏」と記されている。もう一例は橋姫巻に宇治の八宮が北方亡き後「ち仏のかさりはかりをわさとせさせ給てあけくれおこなひ給」とある用例である。女三宮の場合は身近な持仏によつてはいるが、それを安置する念誦堂とその具を光源氏が整えさせている。八宮の場合はわずかに持仏の「かさりはかりをわさとせさせ」とあるもので、その境遇を覗わせる。八宮死去後は、その「仏をかたみに見たてまつり」とある。持仏の場合は、二例ともにその特殊性ゆえに理由についての記述があることが注視される。そこで当該箇所を検討しよう。若紫の祖母尼君が据え申し上げている仏はいかなるものであろうか。祖母尼上は兄僧都の僧坊に身を寄せている。光源氏が訪ねたその僧坊は「いと心ことによしありおなし本草をもうえ」「やりみつにかゝり火」をと

し、「みなみおもて」は「きよけにしつらひ」さらに「たきもの」は「いと心にくゝ」香つており、風情があるとされている。さらに僧都には「御弟子」がいるとあり、重々しい人物とする筆致である。こうした僧坊に仏像を「すへ」たのは僧都であろう。そうであれば当該箇所は、当然大島本・定家本の本文のごとく等身大の「佛」が据えられていると考えられる。尼君は、その「佛」に向かい合つて「おこなう」すなわちお勤めをするのである。少なくとも作者がわざわざここに理由も述べず、僧都像を壊す「持仏」とする特殊の例を持ち込むことはないと考ええる。なお尼君がこれ以後、同じ持仏にお勤めしているとの記述はない。諸本は尼君所持の「持仏」としたのであるが、それにより僧都の人物像にまで影響が及んでいる。

2 について

大島本・定家本は「かうやうのつゐて」、他の諸本は「かやうの人つて」とある。「光源氏は若紫を引き取りたいむねを僧都に告げるが相手にされない。僧都の僧坊に泊まった夜、光源氏は若紫への思いを歌に託して尼君に申し入れる。尼君は幼い若紫を求める光源氏に不審と戸惑いが隠せない歌を返す。これに対して光源氏はさらに訴えるのである。大島本・定家本「かうやうのつゐてなる」「御せうそこ」は、他の諸本「かゝる人つてなる」「御せうそこ」とは、まったく意が異なるようである。いずれが当該箇所では相応しいであろうか。大島本・定家本の「つゐて」については、当該箇所に続く本文に「ならはぬ事になんかたしけなくともかゝるつゐてにまめくしうきこえさすへきこと」とあることで分かる。「かうやうのつゐて」とは、まさに尼君へ思いを訴える機会ではあ

るが、あえて「かうやうの」「つゐて」をとらえて、またさらに「かゝる」「つゐて」に若紫への思いが真面目であることを訴えるというのである。光源氏は切迫した思いを抱きながらも、それとは逆にあえて「つゐて」というのである。最初の「つゐて」が相手の不安を和らげ、二箇所目の「つゐて」によつていつそうこの機能が強く働いている。なお後文にも諸本一致して「あさはかなりと御らんせられぬへきつゐてなれ」と、光源氏は尼君に「つゐて」を用いて言い訳をしている。そうであれば光源氏の行動は、一連の三箇所「つゐて」の語句と連動していることになる。これに対して他の諸本は「人つて」とあり、次に「つゐて」とある。「かうやうの」「人つてなる」、すなわち人を介しての「御せうそこ」を「さらにきこえしらす」とあることから、光源氏は尼君に思いを直接訴えることを強引に迫っている。光源氏の一気に述べ立てる強引さが強調される本文になっている。こうしたことから、大島本・定家本の「つゐて」は光源氏像を複雑に見せる働きがあるのに対して、諸本の「人つて」とある本文は、情熱にまかせて一方的につき進む光源氏を描出している。当該箇所は大島本・定家本の「つゐて」の本文の方が、光源氏像をより複雑にしていることが分かる。

3 について

3は2に続いている。光源氏が若紫への思いが真面目であると語る。すると尼君は、光源氏の聞いたうわさはまちがいだとする。大島本・定家本では続いて「いとむつかしき御けはひ」、諸本は「いとむつかしき御けはひ」ゆえに、尼君はお答えのしようがないと述べるのである。すなわち大島本・定家本では光源氏を「むつかしき」扱いにくい厄介な

存在とし、諸本では光源氏を「はつかしき」立派な存在としているのである。いずれの本文が相応しいであろうか。後文に尼君を「おとなくしうはつかしきなるにつゝ、まれてとみにもえうちいて給はす」とあり、それゆえ光源氏はそれ以上言えないとある。諸本のごとくであれば、近接する本文に光源氏が「はつかしき」とされ、また尼君も「はつかしき」とされることになる。同じような語句が異なる人物に使用されることで、その意味するところが曖昧になっている。これに対して大島本・定家本は、尼君側から見た光源氏を、「いとむつかしき」と断じているのは、これ以降の光源氏のふるまいとも矛盾がない。

4 について

大島本・定家本は「おほしなけきつること」、諸本は「おほしなけきつるも」とある。亡き尼君の忌みが過ぎた頃、光源氏は京の屋敷にいる若紫を訪れる。そこで少納言の乳母から、若紫が父兵部卿宮の屋敷に移ることを聞く。しかしながら兵部卿宮邸での若紫の扱いについて、亡き尼君が常に案じ嘆いていたという。大島本・定家本では亡き尼君が、「おほしなけきつること」が「しるきことおほく侍」とあるので、亡き尼君が嘆き予想していたその通り思い当たる事が沢山あるという。これに対して諸本は「おほしなけきつるも」とある。「も」が加わっているので、亡き尼君が嘆き予想していた通り思い当たる事も沢山あるということになる。下に続く「しるきことおほく侍」からは、「も」がない大島本・定家本の「しるきこと」が相応しい。

5 について

大島本・定家本は「いみしうえんにしみかへらせ給」、諸本は「いみしうえんにしみかへり給」とある。光源氏が訪れた後に、父兵部卿宮は尼君死去に伴い若紫を自邸に引き取ろうと若紫を訪れる。先に訪れていた光源氏のなんとも言えない優雅な御移り香が若紫に染みついているのを、父兵部卿宮はそれとは知らず「おかしの御にほひや」と思わず発した。まず大島本・定家本を検討する。若紫巻では、地の文における光源氏の二重敬語の使用例はなく、大島本・定家本の「せ給」の「せ」は使役の助動詞である。そうであれば大島本・定家本では、光源氏の「御うつりかの」とあるが、実は父兵部卿宮はそれを知らないで、若紫が女房などによって「えんにしみかえらせ」「給へれば」と解して、「おかしの御にほひや」と思わず発したということになる。描かれてはいないが、少納言乳母などはこれを聞いて冷や汗が出たことであろう。これに対して諸本が「しみかへり給」としているのは、大島本・定家本のごとくの「しみかへらせ給」の「せ給」を二重敬語と見て、こうした使用は誤りだと考えたからではないか。しかしながらその結果として、諸本の本文は状況の説明に終わっている。

6 について

大島本・定家本は「おもひ給へいて」、諸本は「おもひ給へいて、なん」とある。諸本は強意の係助詞「なん」を用いている。この場面はいずれが相応しい本文であろうか。光源氏は、父兵部卿が若紫を引き取りに訪れるより前に連れだそうと考えているが、なお左大臣邸の葵上のもとにいる。夜がふけ、葵上はいつものようにご機嫌が悪いまま、光源

氏は退出しようとする。その時の光源氏の挨拶の言葉である。大島本・定家本「かしこにいとせちにみるへき事の侍るを」「おもひ給へいて、」は、二条院に急な用事があることを思い出しましてと切り出す。さらに「たちかへりまいりきなむ」、すなわち用事を終えたらすぐに引き返してきましようと言うのである。静かに事をあらだてないように、葵上を刺激しないようにという配慮がにじむ言であり、相応しい物言いであると言えよう。それゆえに続いて「さふらふ人くもしらさりけり」と述べるのが可能なのである。これに対して諸本は「かしこにいとせちにみるへき事の侍るを」「おもひ給へいて、なん」と、光源氏は二条院に急用がある事を思い出した、それを強調したのである。このような光源氏自身の都合を優先した強い物言いは会話を遮断するとともに、葵上を刺激していつそう不機嫌にさせよう。続く「たちかへりまいりきなむ」を無駄な本文にさせてしまっている。何かが起こる予兆をさえ感じ、続く本文「さふらふ人くもしらさりけり」との整合性がつかない。こうした事態を招いたのは、ここで強意の係助詞「なん」を使用したからである。以上、大島本と定家本が他の諸本とは異なる本文を有している六例について、検討を行った結果、両本はいずれの箇所でも語句・文法・用法上の誤りはなく、また前後の本文とも齟齬矛盾はなかった。以下にまとめたように、これらの本文は物語に深い意味を与え導いていることが分かった。

- 1 については、僧都造像の等身大の「佛」が据えられていると考えられ、僧都のもとに身を寄せている尼君は、その「佛」に向かい合ってお勤めをしているとする大島本・定家本の本文が相応しい。
- 2 については、光源氏はそもそも瘡病の治療のために北山の聖を訪

ねたのである。大島本・定家本では、光源氏はこうした機会「かうやうのつゐて」に若紫への思いを尼君に申し入れたとしたのである。2に続く3については大島本・定家本では、唐突な申し入れをする光源氏に、尼君は「いとむつかしき御けはひ」であると感じたとしている。光源氏の申し入れに対する尼君の戸惑いの表現としては、諸本の「いとつかしき御けはひ」はあたらな。2・3ともに大島本・定家本の本文が相応しい。

- 4 については、大島本・定家本が、亡き尼君が嘆き心配していた通り思い当たることが沢山あるわけなので、「しるきこと」が「おほく侍」とする本文が相応しいであろう。
- 5 については、大島本・定家本の本文は「せ」は使役の助動詞として、兵部卿宮が若紫の香りを「しみかへらせ給」と感じていると

しているものであり、文法的にも問題はない。大島本・定家本の本文は、むしろ物語に興行きを与えている。

- 6 については、大島本・定家本の本文では光源氏が「かしこにいとせちにみるへき事の侍るを」とし、次に諸本では「おもひ給へいてなん」と「なん」で強調しているが、「おもひ給へいて、」として、光源氏が不機嫌な葵上をさらに刺激させないように、おだやかに語って退去しようとしたのは相応しい。

大島本・定家本の本文は、語句本文の流れ・各登場人物に配慮するなど複雑な本文である。大島本・定家本に共通する六箇所すべてにおいて、大島本・定家本の本文が相応しいとの結果を得た。少なくとも大島本・定家本の六箇所の本文は、両本が共有する定家が臨写した親本の本文の姿であろう。これに対して諸本の本文は、一見すると分かりやすい語句

本文に見えるが、前後の本文との間に矛盾や整合性を欠く結果を招いていることが分かった。しかしながら定家本では、これら六箇所以外にはこうした本文は見られず、定家が校合校訂してその臨写本の姿を変えたようである。以下にあげる大島本のみが有する本文は、こうした定家による臨写本の本文を大島本が伝えているからであろうと考える。

二 定家本のみ本文

若紫巻の定家本のみが有する本文は、次のようにわずかではあるが存在する。どのような場合であるか、確認しておこう（紅梅本の丁数表裏、上段は大島本・他の諸本、下段は定家本）。

番号	紅丁数表裏	定家本本文	大・諸本本文
1	16ウ	おほせ ^{こと} なるを	おほせことなるを
2	31ウ	みしほとおもひやるも	みしほとおもひやるも
3	44ウ	御あ ^そ ひかたきとも	御あそひかたきとも
4	47オ ※	さすかに○ね ^{むつかしう} もいらす	さすかにむつかしうねもいらす
5	62オ	あまり ^を ひらかに	あまりをひらかに

定家本が大島本や諸本とも異なるのは五箇所である。4は補入記号を有するが、1・3・5はない。こうした四例からは、定家本では書写後に見直しが行なわれていることが分かる。定家本とされる他の「花散里・行幸・柏木・早蕨」でも、同様の見直しが行われており、補入について

は、記号の有無によって区別されているようである。記号を有する場合は校合校訂、記号の無い場合は誤写訂正となっている。若紫巻も記号の有無によって補入が区別されているとみられる。

まず1・3・5の定家本の補入は記号がなく、これらは誤写の訂正補入であろうと推定される。5については、当初定家本では「ひらかに」とあるが意味が通じない。これを誤写と認定して「を」を補入訂正し「をひらかに」としたと考えられる。3でも同様にこの部分は若紫の遊び相手をさしている語句であるにもかかわらず、定家本のみが当初「あひかたきとも」とあるが、意が通じず誤写と気づき「そ」を補入訂正し「あそひかたきとも」としたと考えられる。3・5からは、記号の無い補入は誤写訂正としてよいであろう。1についても3・5同様補入記号がなく、また当初定家本の「おほせ」でも、「おほせこと」でも同様の意であるにもかかわらず、わざわざ「こと」を補入している。したがって定家本では「おほせ」を誤写と認定して「こと」を補入して「おほせこと」に訂正したと考えられる。

4は、補入記号が付されている。光源氏は亡き尼君の邸に訪れ、若紫に添い寝をする。前文に若紫は光源氏を「いいたう」をちす」とあり、ひどく怖がつてはいないとある。ところが続いて諸本では若紫は「さすかにむつかしう」居心地が悪いとして、「ねもいらす」とある。一方定家本は「さすかに」「ねもいらす」とある。大島本など諸本の「むつかしう」がないために、定家本「ねもいらす」は前文「をちす」と齟齬をきたしている。すなわち「ねもいらす」の原因を語らず、単に若紫が寝ることができないとするのはさすがに説明不足であろう。こうしたことから、4のみ定家本では「○」を付してわざわざ「むつかしう」を補入

している。なお「さすがにねもいらす」は定家本のみ本文であり、定家が新たに作成した独自本文かと考えられる。このように一度は独自の「さすがにねもいらす」としたが、見直して「むつかしう」を補入して、もとの本文「さすがにむつかしうねもいらす」に戻したのであろう（他に※「のみ^あたちぬる月」）。

2については、定家本のみ「みしほと」と「を」を欠いたままになっているが、こうした例は一例のみであり、あるいは誤写を見落としたのではないかと考えられる。

以上定家本若紫巻では他の巻同様に、多くは一字あるいは二字の誤写の訂正補入であり、定家本では見直しがされている。4の二例の当初の独自の本文については、むしろ大島本他の諸本のほうが、若紫の寝ることのできない原因を語る本文となっており矛盾がなく相応しい。それゆえ定家本では、一度は定家による独自の本文を取り入れたが、ふたたび大島本に一致する本文を補入してもとの本文に戻したのであろう。これらの定家本独自の本文からも、定家の細かい部分にまで目を行き届かせた校合校訂姿勢が窺われる。

三 大島本のみ本文

若紫巻では定家本に比して大島本のみが有する本文が数多く存在する。これは定家本では諸本に一致すべく校合校訂が進められて親本の臨模本の姿が失われる一方で、大島本はその本文を保持し伝えているからであると考えられる。そこで大島本のみ本文を有する箇所、すなわち定家本他の諸本と異なる本文箇所を順次あげて、まとめ毎にその語句

を含む本文の意味するところを検討しよう。（上は通し番号、丁数表裏は紅梅本、上段は大島本・下段は定家本。なお大島本は親本を忠実に書写しており、「へ」と「つ」、「か」と「う」など紛らわしい箇所や、表記、音便などの異同についてはこれを除く⁽²⁾）。

光源氏病で北山へ

〈大島本〉

① 二とせ

(2ウ)

② ゆほひるなる所

(4オ)

③ みるめもものむつかしう

(6ウ)

〈定家本〉

このふたとせ

ゆほひかなる所

みるめも物むつかしう

①は、大島本では「二とせ」、定家本では「このふたとせ」とある。光源氏が聖を訪ねる途中に「きよけなるや」に目がとまり、お供のものに尋ねると、僧都（若紫の祖母の兄）が修行している住まいだという。僧都は現在も修行を続けており、大島本の「二とせ」で通ずる。定家本は「このふたとせ」とわざわざ「この」を入れることで、「三月のつもり」で「この」間「ふたとせ」になるという親切的説明がされている。

②は、光源氏は勤行の合間に気を紛らそうと北山の風光を愛でる。そこで供人の良清から魅力的な明石の浦の景色のことを聞く。その「うみのおもて」について、大島本は「ゆほひるなる」、定家本は「ゆほひかなる」とある。大島本は「ゆ」「ほひ」「る」+伝聞推定の「なる」であるのに対して、定家本は形容動詞の「ゆほひかなる」である。明石の浦の海的面について、大島本は、まるで湯を帯びているかのごとく暖かい所とか聞いておりますとして、良清が人から聞いたこととしている。これに對

して「ゆほひかなる」は、ゆつたりとした所だとして良清が直接見たこととしている。なお良清は話の最後を大島本定家本諸本とも「中／＼ほうしまさりしたる人になん侍りける」と「けり」で結んでいる。そうであれば、前文は大島本の「ゆほひるなる」の「なる」が相応しているといえる。

③は、内容的には②に続いており、そこに住む明石入道とその娘のことを語っている。明石入道は娘への期待が尋常ではなく「すぐせたかは、うみにいりね」と遺言しており、まるで「かいりうはうのきさきになるへきいつきむすめ」のように「まはゆく」育てているという。それを聞いた光源氏は、大島本では「そのみるめ」が「もも」「ものむつかし」とある。「もも」と強調されており、主語「そのみるめ」がひどく気味悪がったであろうと解せる。先に明石入道の娘を尋常ではないとした後に、光源氏自身が「た、ならすおほしたり」とあつて自然な流れになっている。さらにそういう光源氏を「かやうにて」「御み、と、まらむをや」として終えている。大島本の本文は、読者に興味を持たせる筆致である。一方定家本では、「そのみるめも」「物むつかしう」とある。「そのみるめ」に「も」が付せられているから、まず光源氏が「物むつかし」と感じ、次に同様に「そのみるめ」「も」「物むつかし」であつただろうとしているのである。とすれば定家本では、ここですでに光源氏が明石入道の娘に異常な関心を抱き、「た、ならすおほしたり」のであり、それゆえ「かやうにて」「御み、と、まらむをや」として、早くに先を説明する本文となっている。

若紫を垣間見る

〈大島本〉

〈定家本〉

④ いていりあそふ中に十はかりやあらむみえてしろき、ぬ山ふきなどのなへたるきてはしりきたる女こ（8才）	いていりあそふ中に十はかりにやあらむとみえてしろき、ぬやまふきなどのなへたるきてはしりきたる女こ
---	--

⑤ たちてゆくかみのる、かにいとなかくめやすき人なめり⑥ 少納言のめのとこそ人いふめる（9才）	たちてゆくかみゆる、かにいとなかくめやすき人なめり少納言のめのとこそ人いふめる
---	---

⑦ 心をつくしきこゆる人にいとようになてまつれるかまもらるなりけり（9ウ）	心をつくしきこゆる人にいとようになてまつれるかまもらる、なりけり
---------------------------------------	----------------------------------

④は、光源氏が少女若紫を初めて垣間見た箇所である。子どもたちが外に出たり入ったりして遊んでいる。若紫はその中にいた。大島本では、まず若紫は「十はかりやあらむ」「みえて」とあり、十歳くらいはいつているだろうかという、その子が見えてきたことにまず焦点があてられている。次にその子は「しろき、ぬやまふきなどのなへたるきて」「はしりきたる」「女こ」であつたという順序になっている。垣間見をしている光源氏がまるで観客の如くに、舞台の上手から中央に突如走って現れた少女を観、それを活写している本文になっている。

一方定家本では、若紫が「十はかりにやあらむとみえて」「しろき、ぬやまふきなどのなへたるきて」「はしりきたる」「女こ」とあるから、

十歳くらいであろうか見える走って現れた少女の年齢に焦点があてられた表現になっている。

⑤⑥は④に続いている。現れた若紫は伏籠の中に入れておいた雀の子を女童が逃がしてしまったといって泣いている。大島本では「少納言のめのと」「こそ」「人いふめり」とあることから、少納言の乳母は他の女房とは異なる若紫の乳母という後見役ゆえに強意の「こそ」を加えている。その少納言の乳母の髪について、大島本では「のるゝかに」とある。髪がまるで肩に乗っているかの如くであり、「いとなく」見えるというのである。少納言の乳母は「たちてゆく」とあることから、逃げた雀の子の方にあわてて向かっている時の髪の状態である。少納言の乳母のふさふさとして長い髪を動的に描写している。

一方定家本では「少納言のめのと」「そ」「人いふめり」とあることから、大島本同様の意で強意の「そ」を加えたのであろう。その少納言

僧都の僧坊へ

〈大島本〉

⑧ 月もなきころなれはやりみつにかゝり火ともしところなともまいりたりみなみおもていときよけにしつらひ給へり (13オ)

⑨ 僧都世のつほねなき御ものかたりのち世の事なときこえしらせ給⑩ わかつみのほとおそろしうあちきなきこと心に心をしめていけるかきりこれを思ひなやむへきなめりましてのちの世のいみしかるへき (13ウ)

⑪ おもかけ心にかゝりて恋しければこゝにものしたまふはたれにかたつねきこえまほしき夢をみ給へしかなけふなむ思ひあはせつるときこえ給へはうちわらひてうちけなる御ゆめかたりにぞ侍るなる (14オ)

の乳母の髪は「ゆるゝかに」本当に長く感じのよい人のようだといふのである。定家本は少納言の乳母のゆつたりとして長い髪の毛と感じのよい人であることが説明されている。

⑦も、④⑤⑥に続いており、光源氏は少女若紫が「心をつくしきこゆる人」に酷似していることに気づく。このことについて大島本は「まもらる」「なりけり」とあり、「なり」は推定の意であることから、藤壺に酷似しているゆえに光源氏は自身が若紫を見つめているのであろうというのである。大島本では自らの心を見つめる光源氏が描かれている。

一方定家本では、光源氏は「まもらるゝ」「なりけり」とあるから、藤壺に酷似しているゆえに見つめているのだと断定している。

④⑤⑥⑦についてはいずれも、大島本は人物を描写する際に、動的にあるいは内面に迫る描き方がされている。一方定家本はその人物の説明に重きがおかれている。

〈定家本〉

月もなきころなれはやりみつにかゝり火ともしところなともまいりたりみなみおもていときよけにしつらひたまへり

僧都よのつねなき御ものかたりのちの世のことなときこえしらせたまふ⑩ わかつみのほとおそろしうあちきなきことに心をしめていけるかきりこれを思ひなやむへきなめりましてのちの世のいみしかへき

おもかけ心にかゝりてこひしければこゝにものし給はたれにかたつねきこえまほしきゆめを見給へしかなけふなむ思ひあはせつるときこえ給へはうちわらひてうちつけなる御ゆめかたりにぞ侍るなる

〔8〕〔9〕〔10〕は僧都の坊での光源氏と僧都との一連の会話である。〔8〕では、光源氏は僧都の招きにより、夕暮れに若紫を垣間見した僧坊を訪れる。「月もなきころ」である。大島本では「かゝり火」を「ともし」「ところなども」「まいりたり」とあることから、僧都は遣水の所に篝火を灯して、光源氏の「ところ」すなわち御座所などを「みなみおもて」に「いときよけに」してさしあげたとなろう。一方定家本では「かゝり火」を「ともし」、それにくわえて「とうろなにも」「まいりたり」とあることから、「かゝり火」と「とうろ」の両方を灯している。それから「みなみおもて」を「いときよけに」してさしあげたとなろう。大島本、定家本いずれも本文としては、問題がないようにみえる。「月もなきころ」「とうろ」について、『源氏物語』中他の用例を見てみよう。

- ・とうろかけそへ火あかくかゝけなとして（帚木卷42ウ5）
- ・とうろとをくかけて人くさふらはせ（中略）かゝり火とものかけのやり水のほたるにみえまかふ（薄雲卷39オ1）
- ・月もなきころなれはとうろにおほとなふらまいれりなをけちかくてあつかはしやとてかゝり火こそよけれとて人めしてかゝり火のたいひとつこなたにめす（常夏卷6ウ10）
- ・月心もとなきころなれはとうろこなたかなたにかけて

（若菜下卷36オ7）

・おほとなふらはとうろにて（東屋卷42ウ4）
篝火と灯籠とともに灯す例が、薄雲卷と常夏卷とに見られる。このうち灯籠については、「かけ」あるいは「おほとなふら」の語句とともに用いられており、特性を示す明確な表現がされている。また「けちかくてあつかはしや」とあり、近くは退けられてもいる。「月もなきころ」は

常夏卷に酷似する用例ではあるが、こうした表現が当該箇所ではなされていないことや、僧都の僧坊は、篝火と灯籠とともに灯すような所であったのかなど不審である。定家本のごとくの用例は他には見当たらないが、当該箇所を常夏卷の場面と一致させようとした結果の綻びが見られる。

〔9〕〔10〕は、同僧都が光源氏に語っている箇所である。大島本では、僧都はこの世の「つほねなき御ものがたり」や「のちの世」などの話を語るとなる。大島本の「つほねなき御ものがたり」は、他に用例がなくどのような内容をさすのか不明ではあるが、こうした僧都の説く話を聞いた光源氏は「わかつみのほと」を「おそろしうあちきなき」と感ずる。ここで破格の連体止めで終止する。そしてそれを受けて「こゝに」「いけるかきり」悩み苦しまなければならぬとする。そうであれば「まして」「のちの世」は「いみしかるへき」としている。大島本の本文は、僧都の話が光源氏の負う罪の深さを呼び起こさせる内容であったことを語っている。

一方定家本では、僧都はこの「世」の「つねなき御ものがたり」や「のちの世」などを語る。『源氏物語』における「つねなき」については、

- ・なへてのよのつねなきありさまをおほとかに（御法卷8ウ9）
- ・よのつねなきかなしひなれと（宿木卷23ウ2）

・つねなき世の御物かたりに時くさしいらへ給へる（総角卷14ウ2）である。少なくとも『源氏物語』では、「つねなき」は「ありさま」「かなしひ」「世」などの下接語を無情だと強調修飾する語句として用いられている。当該箇所のごとく「物語」を修飾する例はない。多くの解釈書がこれを「世間の無常を教えるお話」説教の話の意と解する。そうであれば、総角卷のように「つねなき世の御物かたり」とすべきであろう。

大島本についても「よのつほねなき御ものかたり」や「あちきなきこ、に」は難解であり、定家はこうした本文を分かりやすくしようとしたのであろうが、ここは定家本などの本文も『源氏物語』の他の用例からは外れるなどの問題がある。

11では、光源氏はこうした自省の一方で昼間垣間見た少女の面影が心にかかり、僧都にその素性を聞く。光源氏は垣間見たことを隠す一方で、微妙な問題についていかにも必然性があるかのごとく聞く必要がある。そこで光源氏はお尋ね申しあげたいことに関する「夢」を見たことがございしました。それを今日思い当たりましたと言う。するとこれを聞いた

若紫への思い

〈大島本〉

12 すこしねふたけなる経のたえくすこきこゆるなとするるなる人もところからものあはれなり (17オ)

13 ましておほしめくらすことおほくてまとろませ給はす (17ウ)

14 屏風の中をすこしひきあけてあふきをならし給へはおほえ心ちすへかめれとき、しらぬやうにやとてあさりいつる (17ウ)

15 をのつからさるやうありてきこゆるなと思ひなし給へかしとの給へはいりてきこゆ (18ウ)

16 かのわかくさをいかてきいたまへることそとさまくあやしきにころみたれてひさしうなれは (19オ)

17 いたうれしう思たまへぬへき事などや侍らんとつ、ましうなむ (中略)いとまたいふかひなきほどにて (20ウ)

僧都は「うちわらひて」とあり、光源氏の意図する所が若紫のことと悟ったのである。大島本では、僧都はこの光源氏の夢を「うちけなる」不思議な夢の話だと言う。僧都の側から考えれば変な話なので、尤もな言である。一方定家本では僧都は「うちつけなる」唐突な御夢の話だと言うのである。そうはいいつつ光源氏に若紫の素性を語るのである。そうであれば大島本「うちけなる」は光源氏の口実を見破つての僧都の心情が表現されているのに対して、定家本「うちつけなる」は源氏の口実を見破つたにしては穏やかな僧都の返答になっている。僧都像としては、定家本より大島本の方が複雑である。

〈定家本〉

すこしねふたけなる経のたえくすこきこゆるなとす、るなる人もところから物あはれなり

ましておほしめくらすことおほくてまとろまれたまはす

ひやうふの中をすこしひきあけてあふきをならし給へはおほえ心ちすへかめれとき、しらぬやうにやとてあさりいつる

をのつからさるやうありてきこゆるならむとおもひなしたまへかしとのたまへはいりてきこゆ

かのわかくさをいかてきいたまへることそとさまくあやしきに心みたれてひさしうなれは

いたうれしうおもひ給へぬへき御事なからもきこしめしひかめたる事なとや侍らむとつ、ましうなむ (中略)いとまたいふかひなき程にて

光源氏は僧都から若紫の素性を知り、引き取りたい旨を申し出るも手応えがない。まもなく僧都は初夜の勤めのためにお堂にのぼる。[12] [13]

[14] [15] [16] [17]は、その後の光源氏の動向が語られている箇所である。

[12]は、上のお堂から少し眠たげな経文を唱える声が途切れ途切れに聞こえてくる。これについて大島本では、まず「すこく」「きこゆる」「な」とする」と、ここで文を終止しており、この経文を唱える声が物寂しく聞こえてくるとなる。するとそれを論ずる人「ろなる人」について「も」、所がらししみ心をうたれると言うのである。光源氏が体験したことの無い夜の情景の中で聞こえてくる経とそれを唱える僧についても、心をうたれていることが描かれている。[13]では、「ましておほしめくらすこととおほくて」と[12]に続いている。光源氏は、そのうえあれこれと考えることが多いのである。それゆえ大島本では「まとろませ給はす」とある。若紫巻では、光源氏について会話文以外では二重敬語は用いられていないので「せ給はす」の「せ」は使役の意と考えられる。光源氏は、[12]の感動のうえに考えなければならぬことが多いので、自身を眠らせない、お眠りにならないというのである。光源氏は「おほしめくらすこと」を実行するために眠らないのだとしている。光源氏の強い決意が読み取れる本文である。そして光源氏はその考えを実行するのが、[14]である。光源氏は屏風の中程を少し引き開けて、扇を鳴らす。すると「おほえ心ちすへかめれと」「きゝしらぬやうにや」とあるので、女房は光源氏のような気がするけれど聞こえないふりをしようか、いやそれもいかがと思つて膝行して出てきたというのである。[15]では、こうして光源氏は若紫への思いを歌に託して女房へ取り次ぎを求めると、このような歌を取り次ぐような人はいないと答える。大島本では、光源氏はこのことの理

由について「をのつからざるやうあり」「きこゆるなん」という。「きこゆるなん」で終止して文末の「なん」は強意の係助詞なので、私（光源氏）に事情があつて申し上げているのですよ。ご推察下さいとおっしゃるので、女房は尼君に取り次ぐ。すると[16]では光源氏が若紫を垣間見たことを知らない尼君は、光源氏の歌が、尼君と女房の詠んだ「わか草を」と「はつ草の」歌を受けていることを不審に思う。大島本ではこの尼君の不審について、「いかて」「きいたまへるこそそと」とある。「こそ」「そ」の強意の係助詞二つが重ねられていて強い不審が表現されている。[17]では、尼君に対面した光源氏は、若紫への思いを直接訴える。すると大島本では、尼君は「いとうれしう思たまへぬへき事なとや侍らん」と答へ、ありがたい結婚のお申し出でなどの事でございましょうかという。しかし引き続いて若紫が「いとまたいふかひなきほと」、まだ幼いという理由で光源氏の申し出を拒否する。[17]は、大島本のみが「御事なからもきこしめしひかめたる」の部分を持しないが、本文としての齟齬矛盾はない。大島本の[12] [13] [14] [15] [16] [17]の本文は、それぞれ意図するところを明確に語っている。

一方定家本では[12]は、この経文を唱える声が「すこく」「きこゆるなと」「すゝろなる人」でも所がらししみみ心をうたれると言うのである。経文を唱える声が夜の情景の中に聞こえてくるのが中心であり、これは誰でも感動するという説明表現がされているのである。次に[13]では「まとろまれたまはす」とあることから、[12]のことに加えてあれこれと考えることが多いのでおのずと眠られないでいらつしやるとする。そして[14]では「おほえなき心ちすへかめれと」「きゝしらぬやうにや」とあるので、女房はこのような時分に思いがけない気がするようだが膝行して出てき

たというのである。定家本では、光源氏が¹²¹³からなぜ¹⁴への実行に至ったのか本文からは窺えない。そして定家本では、このような時分に来たことの理由について光源氏は、¹⁵では「をのつからさるやうあり」「きこゆるならむ」とあるので、私（光源氏）に事情があつて申し上げているのであらうとご推察下さいとおっしゃるので、女房は尼君に取り次ぐ。すると¹⁶では「かのわかくさ」とある歌について、「いかて」「きいたまへること」と「こと」が強められているので、どのようにして光源氏が知った「こと」なのかが尼君の不審になっている。こうして¹⁷では、

北山を去る

〈大島本〉

¹⁸ たくひなくゆゝしき御ありさまにそなに事にめうつるましかりける（25ウ）
¹⁹ みたり心ちいとたへかたきものをときこえ給へとけに、からすかきならしてみなたち給ぬ（26オ）

¹⁸では、光源氏が病癒えて北山を去るにあたり、迎えに来た頭中将とともに酒宴管弦の遊びとなる。そこでも光源氏の美について「ゆゝしき御ありさま」とあり、その比類のない不吉なほどの美しさが語られる。さらに大島本では「なに事に」「めうつるましかりける」とする。それは一体他のどんな事に目移りするのか、決して目移りすることがない光源氏の絶対美であつたとする。¹⁹では、琴の琴を弾くことを懇願する僧都に、光源氏は「みたり心ちいとたへかたきものを」と答える、そうは言うものの光源氏は琴を弾く。これについて大島本では、「けに、からす」

光源氏は若紫への思いを直接尼君に訴える。すると尼君は「いとうれしうおもひ給へぬへき御事なからも」「きこしめしひかめたる事なとや侍らむ」と答えており、光源氏の結婚の申し出をありがたく存じあげる事ではございますが、お聞き違いなさっていることなどがございまいしょうかという。しかしながら定家本の「きこしめしひかめたる事」については、¹⁷の前の¹⁶の同じ丁にすでに「ひかこときゝ給へるならん」とあり、尼君の説明が重複になっている。

〈定家本〉

たくひなくゆゝしき御ありさまにそなにことにめうつるましかりける
みたり心ちいとたへかたき物をときこえ給へとけにくからすかきならしてみなたちたまひぬ

「かきならし」て一同散会とある。光源氏はまったく不愉快な顔をせず弾き鳴らし終わってから散会したのである。少なくとも大島本では、光源氏は普段と変わらないみごとな演奏をしたと解せる。

一方定家本は、¹⁸では光源氏の美は「ゆゝしき御ありさま」「なにことに」「も」「めうつるましかりける」とある。その美しさについて、他のどんな事にも目移りすることがないのであつたというのである。「も」が付加されていることから、光源氏の比較相対化された美が語られている。¹⁹では、「みたり心ちいとたへかたきものを」と答えたものの、「け

にくからす」「かきならし」とある。光源氏は僧都に気分が悪いのにと答えたけれども、無愛想にならない程度に弾き鳴らして、一同散会した

帰京した光源氏と葵上

〈大島本〉

²⁰ かたくうるはしうてもものし給へはおもふこともうちかすめ山みちのものがたりをもきこえむはふかひありておかしう²¹いらへたまは、こそあはれならめ世には心もとけすうとくはつかしきものに²²おほしとしのかさなるにそへて御心のへたてもまさるをいとくるしく^{28オ}

²³ 猶うらめしうときこえ給からうしてとはぬはつらきものにやあらんとしりめかりみをこせ給へるまみいとはつかしけにけたかううつくしける御かたちなり^{28ウ}

²⁴ なま心つきなきにやあらんぬふたけにもてなしてとう世をおほしみたる、ことおほかり^{29ウ}

²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴は、病癒えて北山から帰京した光源氏は、葵上との仲が疎く心の隔ての大きさを実感する一続きの本文である。²⁰ ²¹ ²²では、光源氏は葵上に「おもふこともうちかすめ」て北山行きの話も申し上げたいが、ままならない夫婦関係が描かれている。これについて大島本では「きこえむは」「ふかひありて」とあることから、光源氏はまず葵上に北山行きの話を申し上げたいよとしているが、しかしそれには思慮深い心があることが前提であるとする。そのうえで「おかしう」「いらへ」なさってこそ相手を「あはれ」に思うであろうが、まったく打ち解けず、光源氏を「はつかしき」存在と「おほし」、年を経るにつれて「御心の

と解せる。定家本「けにくからす」は、前文に光源氏を「ゆ、しき御ありさま」としたとことと齟齬がある。

〈定家本〉

かたくうるはしうてもものし給へはおもふこともうちかすめ山みちのものがたりをもきこえむいふかひありておかしう、ちいらへたまは、こそあはれならめよには心もとけすうとくはつかしき物におほしてとしのかさなるにそへて御心のへたてもまさるをいとくるしく

猶うらめしうときこえたまふからうしてとはぬはつらきものにやあらんとしりめにみをこせたまへるまみいとはつかしけにけたかううつくしける御かたちなり

なま心つきなきにやあらんぬふたけにもてなしてとかう世をおほしみたる、ことおほかり

へたてもまさる」ので、非常につらいというのである。²³では、こうしたことに光源氏が「猶うらめしう」と申し上げると、葵上はやつとこのとで、「とはぬはつらきものにやあらん」と答える。そして葵上について、大島本では「しりめかり」³「みをこせ」なさる「まみ」が「いとつかしけ」、続く「御かたち」について「うつくしけ」と賞賛している。葵上の流し目の許、すなわち光源氏をご覧なさる目もととはほんとうにこちらが気恥ずかしくなるほどすばらしいと解せよう。光源氏の視点で葵上の目許の美しさが描かれていることは注視される。²⁴では、葵上とのうまくいかない関係について、光源氏は「なま心つきなき」面白くなく、

「ねふたけに」ふて寝の体である。このことについて大島本では「とう」「世を」「おほしみたるゝこと」が多いのだとする。そうであれば、光源氏は夫婦仲について早くから悩むことが多いのだと解せよう。こうして光源氏と葵上との夫婦の話を終わっているのである。大島本では、葵上との夫婦仲のままならない実態を通して、早くから男女の仲に悩む光源氏が描かれ、そうであればこそ次に若紫を引き取りたいとの話に続いていく。

一方定家本では、²⁰²¹²²では、「きこえむ」「いふかひありて」とあることから、「きこえむ」で終止している。光源氏は北山行きの話を申し上げたいのである。その際は「いふかひありて」、おもしろくすばやく「うちいらへ」なさつてこそ相手を「あはれ」に思うであろう。しかもまったく打ち解けず、光源氏を「はつかしき」存在と「おほして」、年を経るにつれて「御心のへたてもまさる」ので、非常につらい。そこで²³でも、「猶うらめしう」と申し上げると、葵上はやつとのことと、「と

北山の人々に消息

〈大島本〉

²⁵をしなへたらぬ心のほとを御らんししらはいかにうれしうなとあり中にちひさくひきむすひて

面影は身をもはなす山さくら（30才）心のかきりとめてこしかとよのまの風もうしろめたくなむとあり御てなとはさるものにてたはかなうをしつゝ、み給へるさまも²⁶またすきたる御めともにはめもあやにこの

はぬはつらきものにやあらん」と答える。こうした葵上について、定家本では「しりめに」「みをこせ」なさる「まみ」「いとつかしけ」、とある。葵上の「しりめ」流し目のまなざしを賞賛することはないので、「いとつかしけ」は気詰まりの意であろう。光源氏を流し目でご覧なさるまなざしはほんとうに気詰まりと感ずるのである。続いて「御かたち」を「うつくしけ」と賞賛しているが、唐突感があり上句との間に齟齬を生じている。²⁴では、定家本では「とかう世を」「おほしみたるゝこと」が多いのだとする、「とかう世」は光源氏の一般的な女性関係について、あれこれと悩むことが多いのだという意になろう。こうして話を終わっている。定家本では、葵上との夫婦仲を修復しようとする光源氏の思いが強調され、ままたらない原因が葵上側にあるように語られている。そして唐突に一般的な女性関係のことで、光源氏があれこれ悩んでいるのだとしてこの段を終結する。そして次に、若紫を引き取りたい話へと移る。

〈定家本〉

をしなへたらぬ心のほとを御らむししらはいかにうれしうなとあり中にちひさくひきむすひて

おもかけは身をもはなれす山さくら心のかきりとめてこしかとよのまのかせもうしろめたくなむとあり御てなとはさる物にてたはかなうをしつゝ、み給へるさまもまたすきたる御めともにはめもあやにこのまじうみゆ

ましう見ゆあなかたはらいたやいか、きこえんとおほしわつらふゆくての御事はなをさりにも思給へなされしをふりはへさせ給へるにきこえさせむかたなくなむまたなにはつをたにはか／＼しうつ、け侍らさめれはかひ(30ウ)なくなむさても

27 嵐吹おのへのさくらちらぬまを心とめけるほとのはかなさいと、うしろめたかうあり僧都の御返もおなしさまなれはくちおしくて(31オ)

前段では帰京した光源氏の葵上との満たされない夫婦仲が語られる一方、25 26 27では、光源氏の若紫へ執着する心情が描かれている。光源氏は北山にお手紙をさしあげ、「をしなへたらぬ心のほと」若紫への思いの深さを訴える。若紫は、25の歌で山桜にたとえられる。この歌について大島本では、「山さくら」の美しい「面影は」私の「身をも」引き「はなす」、「心のかきりを」すなわち私の心をすべてそちらに置いてきたけれどもと解せる。抜け殻の身に浮かぶ美しい面影が、心を置いてきた山桜のもとへ、この身をここから離そうとするというのである。身と心の分離状態から、身が心と一体になろうとするというのである⁽⁴⁾。この歌が書かれた光源氏の手紙について26では、光源氏の用紙・筆跡などすべてが「めもあやにこのましう」見えるとしている。大島本では「また」「すきたる」「御めともには」「めもあやにこのましう」とある。それを見ている人々に視点が変わったことを伝えるために「また」とし、そういう時を過ぎた尼君たちの目には、光源氏がまばゆいほどすばらしく見えるというのである。27では、尼君はこの光源氏への返事に、最初の申し出は「ゆくての御事」ついでの事で「なをさり」だとする。そして今回の

あなかたはらいたやいか、きこえむとおほしわつらふゆくての御ことはなをさりにもおもひたまへなされしをふりはへさせたまへるにきこえさせむかたなくなむまたなにはつをたにはか／＼しうつ、け侍らさめれはかひなくなむさても

あらしふくおのへのさくらちらぬまを心とめけるほとのはかなさいと、うしろめたうとありそうすの御返もおなしさまなれはくちおしくて

申し出も、幼い若紫をほんのちよつと「心とめ」ただけの事であり、光源氏の申し出は頼りにならない「はかなさ」だとする。それゆえ続いて「いと、」「うしろめた」「かう」「あり」とあるのである。「あり」までが尼君の返事になるので、いっそうきがかりな事がこのようにありましてと解せよう。僧都の返事も同内容であったというのである。

一方定家本では25の歌について、「山さくら」の美しい「おもかけは」私の「身をも」「はなれす」「心のかきりを」心をすべてそちらに置いてきたけれどもとある。心を山桜のもとに置いてきたけれども、山桜の面影がこの身から離れないというのである。身と心が分離しているとする詠である。光源氏の手紙について筆跡などはすべてが「めもあやにこのましう」見えるとしている。定家本では26で、それを見ている人々について、「さたすきたる」「御めともには」「めもあやにこのましう」とある。盛りをすぎた尼君たちの目には、まばゆいほどすばらしく見えるというのである。それにもかかわらず、27では尼君は光源氏への返事に、最初の申し出は「ゆくての御事」ついでの事で「なをさり」で、今回の申し出も、幼い若紫をほんのちよつと「心とめ」ただけの事であり、「はか

なさ」だと詠ずる。続いて「いと、」うしろめたう」とあり」とある。「うしろめたう」までが尼君の返事になるので、いっそうきがかりでと返事にはあるということになる。定家本の「はなれす」「さたすきたる」「う

藤壺との密事

〈大島本〉

31 うつゝとはおほえぬそわひしきや宮もあさましかりしをおほしいつるたによとゝもの御ものおもひなるをさてたにやみなむとふかうおほしたるにいとくいていみしき御けしきなるものから (33オ)

29 いみしうおほしほれてうちへもまいらて二三日こもりおはすれは又いかなるにかと御うこかせ給へかめるもおそろしうのみおほえ給ふ (34オ)

30 命婦はあさましとおもふうちには御物のけのまきれにてとみにけしきなうおはしましけるやうにそそうしけんかしみる人もさのみおもひけりいとゝあはれにかきりなうおほされて御つかひなどのまなきもそらおそろしうものをおほすことひまなし中将のきみもおとろくしうさまことなる夢をみ給てあはするものをめしてとはせ給へはをよひなう 31 おほしもかぬすちのことをあはせけりその中にたかひめありてつゝしませ給ふへき事なむ侍るといふ (35ウ)

32 このゆめあふまで又人にまねふなどの給て心のうちにはいかなることならむとおほしわたるにこの女宮の御事きゝ給ひしにいとゝしくいみしき事のはをつくしきこえ給へと命婦もおもふにいとむくつけうわつらはしさまさりてさらにたはかるへきかたなし (36オ)

しろめたう」などの語句は『源氏物語』以降によく使用されており、理解しやすい語句となっている。

〈定家本〉

うつゝとはおほえぬそわひしきや宮もあさましかりしをおほしいつるたによとゝもの御物思ひなるをさてたにやみなむとふかうおほしたるにいとくいていみしき御けしきなる物から

いみしうおほしほれてうちへもまいらて二三日こもりおはすれは又いかなるにかと御心うこかせ給へかめるもおそろしうのみおほえたまふ

命婦はあさましとおもふ内には御物のけのまきれにてとみにけしきなうおはしましけるやうにそそうしけんかしみる人もさのみおもひけりいとゝあはれにかきりなうおほされて御つかひなどのひまなきもそらおそろしう物をおほすことひまなし中将のきみもおとろくしうさまことなるゆめをみたまひてあはする物をめしてとはせたまへはをよひなうおほしもかぬすちのことをあはせけりその中にたかひめありてつゝしませ給ふへき事なむ侍るといふ

このゆめあふまで又人にまねふなどの給て心のうちにはいかなることならむとおほしわたるにこの女宮の御こときゝ給ひてもしさるやうもやとおほしあはせたまふにいとゝしくいみしき事のはをつくしきこえ給へと命婦もおもふにいとむくつけうわつらはしさまさりてさらにたはかるへきかたなし

若紫については空回りのままである。続く²⁸²⁹³⁰³¹³²は、光源氏と藤壺との密事に関わる箇所である。藤壺は病気のため宮中を退いている。光源氏は王命婦を取り次ぎに強引に藤壺に逢う。²⁸では、藤壺はこの密会を「あさましかりし」と、すでに過去にも密会があったとしている。「さてたにやみなむとふかうおほしたるに」とあり、これを後悔していることが分かる。それにもかかわらず、逢瀬となったことに、大島本では「いと」「うくて」とあるが、定家本では「いと」「心うくて」と異なる。若紫巻は大島本では「憂し」は当該箇所を合わせて三例、他の七例は「心憂し」である。『源氏物語』では、次のように両者の用法には相違があるようである。

1 すゝめしたひ給ほとよつみうるこそとつねにきこゆるを心うしとて
(9オ)

2 とはぬなといふきは、ことにこそ侍なれ心うくもの給ひなすかな
(29オ)

3 おそろしうのみおほえ給ふ心うきみなりけりとおほしななく(34オ)

4 人く見たてまつりとかむるにあさましき御すくせのほと心うし
(34ウ)

5 人しれすおほす事もありけれ心うくいかならむとのみおほしみたる
(34ウ)

6 心やすき所にときこえしを心うくわたり給へるなれは(55ウ)

7 せめておこしてかう心うくなきはせそするなる人はかうはありなむや
(59ウ)

1 よかたりに人やつたへんたくひなくうき身をさめぬ夢になしても
(33ウ)

2 こひめきみのいとなさけなううきものに思ひきこえ給へりし(43オ)「心憂し」と思うのは、いずれも「心憂し」の主語にあたる人物である。¹は若紫の祖母尼君、³⁴⁵は藤壺、²⁶⁷は光源氏がそれぞれその人のみかの中で「心憂し」と感じているのである。これに対して「憂し」については、²では、少納言が尼君から聞いていたことを語っている。それによれば、亡き姫君(若紫の母)が兵部卿宮の正妻方はほんとうに思いやりがなく「うきもの」に「思ひきこえ給へりし」つらいとお思い申し上げていらつしやつたとある。当事者の「憂し」が他者にも認め得るほどのものだったというのである。¹も、藤壺の詠歌中での「たくひなく」「うき身」すなわち自身の比類無き「うき身」は、他者と比較共有され、外部にもそれを知られて「よかたりに人やつたへん」となるというのである。

こうした用法の相違をふまえて考えるならば、大島本では、藤壺の決意にも関わらず逢瀬を持った「さてたにやみなむとふかうおほしたるに」と、その藤壺の様子を「いみしき御けしきなる」の間に「いと」「うくて」がある。大島本では¹²の用法「いとうくて」に一致するから、藤壺が逢瀬をつらく思っているのが外に表れており、その様子は「いみしき御けしきなる」と光源氏はこれを認めたのである。それゆえ次の²⁹では、この藤壺の「うき」を共有した光源氏は、この逢瀬後「いみしうおほしほれ」煩悶し、「うちへもまいらて」「こもりおはす」状態が続いているとする。大島本では、こうした光源氏を父帝が「いかなるにかと」「御うこかせ給」のが「おそろしうのみ」とあるから、帝のご動揺がただただ恐ろしいというのである。³⁰では、懷妊して三か月になる藤壺について、事情を知る「命婦はあさましとおもふ」とあるが、帝は「いと、あ

はれにかきりなうおほされ」使者を出す。これについて大島本では「まなきも」「そらおそろしうものをおほすこと」「ひまなし」とある。使者が何度もやってくることを「まなし」とし、ずっと物思いをすることを「ひまなし」として差異を示すことで、帝が遣わす何度もの使者を藤壺がそら恐ろしく思い、藤壺が御物思いをずっとしていることを区別している。³¹では、一方光源氏も気味の悪い異様な夢を見、夢解きをする者に尋ねる。これについて大島本は、「をよひなう」「おほしもかぬ」筋の夢合わせをしたとある。及びもつかない、判断することもできない夢合わせの内容であった。大島本のみの本文「おほしもかぬ」は、後文の「いかなることならむとおほしわたるに」とも一致する。「その中に」は「たかひめありてつゝしませ給ふへき事」があった。すなわち、予言は食い違いがあつて順調にはいかないということとも一致する。そこで光源氏は、この夢のとおりになるまでは口外するなと命ずる。そういう中で藤壺懷妊「この女宮の御事」があり、大島本ではこれを「き、給ひしに」「いと、しくいみしき事のはをつくしきこえ給」とある。光源氏の藤壺への思いはいっそうつのるとある。少なくともこれらの段においては、大島本では、光源氏が夢のお告げと須磨退去や藤壺懷妊の意味する所を結びつけ、解しているとは描いていない。

一方定家本の本文とその意味する所は、大島本とは大きく異なる。²⁸は定家本では、藤壺について「さてたにやみなむとふかうおほしたるに」と、「いと」「心うくて」、「いみしき御けしきなるものから」とある。¹²³⁴⁵⁶⁷をふまえて考えるならば、藤壺のみが心の中で逢瀬をつらく思っているが、これを心中に秘めているため、光源氏は「いみしき御けしきなるものから」とただ見ているのであり、藤壺と光源氏の心

情に温度差がある。次に藤壺は、1の歌では「よかたりに人やつたへんたくひなく」「うきみ」とあることで、やっと藤壺が逢瀬をつらく思っているのが外に表れ、光源氏はその苦しみを共有する。²⁹に至り、光源氏は藤壺との逢瀬後「いみしうおほしほれ」煩悶し、「うちへもまいらて」「こもりおはす」状態が続く。こうした光源氏を父帝が「いかなるにかと」「御心うこかせ給」のが「おそろしうのみ」とある。帝がどうしたことかとお心配なさるのもただただ恐ろしいというのである。³⁰では、懷妊して三か月になる藤壺について、事情を知る「命婦はあさましとおもふ」とあるが、帝は「いと、あはれにかきりなうおほされ」使者を出す。これについて定家本では「ひまなきも」「そらおそろしうものをおほすこと」「ひまなし」とある。ともに「ひま」が用いられている。とぎれることなく使者がやってくるので、空恐ろしく藤壺もとぎれることのない物思いをしているというのである。意味の相違がないとして両者ともに「ひまなし」が使用されているようである。厳密さよりも理解しやすさがとられてる本文である。³¹³²では、一方光源氏も気味の悪い異様な夢を見、夢解きをする者に尋ねる。これについて定家本は、「をよひなう」「おほしもかけぬ」筋の夢合わせをしたとある。及びもつかない、思いがけない夢占いの内容であった。この「おほしもかけぬ」ゆえ、「いかなることならむとおほしわたる」とすると「その中に」は「たかひめありてつゝしませ給ふへき事」が含まれていたもので、この夢のとおりになるまでは口外するなと命ずるのである。一方で藤壺「この女宮の御事」について「き、給ひて」、「もしさるやうもやとおほしあはせたまふ」へとつながっている。大島本にはない「もしさるやうもやとおほしあはせたまふ」の本文を有する定家本では、光源氏は思いもかけない夢占いの内容と予言

とを結びつけて合点していると考えられる。そうであれば「き、給ひしに」「いと、しくいみしき事のはをつくしきこえ給」とあることも、これに関連して、光源氏は藤壺に会って確かめたいということになる。定家本では、光源氏が夢のお告げと藤壺懷妊の意味する所、須磨退去などを結びつけている本文内容になっている。

〔28〕から〔32〕の段については、大島本と定家本では本文が異なる。それによつてその意味する所が大きく異なる。大島本では藤壺の苦しみを共有する光源氏も懊悩している。にもかかわらず藤壺懷妊にもいっそう近づこうとする光源氏が描かれる。「おほしもかぬ」として夢解きの内容へ

若紫への執心

〈大島本〉

〔33〕かの山てらの人はよろしくなりていて給にけり京のすみかたつねて時／＼の御せうそこなとあり（37オ）

〔34〕あれたるい糸の木たちいものふりてこくらくみえたるありれいの御とにもはなれぬこれみつなむこ按察の大納言のい糸に侍りてもの、たよりにとふらひて侍しかはかのあまうへいたうよはり（37ウ）

〔35〕御たいめんなともあるましといへともかへしたてまつらむはかしこしとてみなみのひさしひきつくろひひていたてまつる（8ウ）

〔36〕わりなきよはひすき侍りてかならすかすまへさせ給へいみしう心ほそきにみたまへをくなんねかひ侍るみちのほたしに思たまへられ（39オ）ぬへきなときこえ給へりいとちかけは心ほそけなる御こゑたえ／＼きこえていかたしけなきわさにも侍かなこの君たにかしこまりもきこえたまつへきほとならましかはとの給ふあはれにき、給てなにかあさう〔37〕思ひ給へとも事ゆへかうすき／＼しきさまを見えたてまつらむ（39ウ）

の驚きの表現がされている。夢解きの内容に驚愕するもののしかとは将来起こることが分からず、不安におののき藤壺に連絡を取ろうとする光源氏が描かれている。大島本では夢占いの「たかひめ」が、光源氏の須磨退去を暗示するのみである。一方これに対して定家本では、藤壺の苦しみはあまり表出されずそれゆえにいっそう光源氏が心惹かれる女性として描かれ、藤壺懷妊の事を知りさらに自分の夢とを結びつけている。光源氏の「おほしもかけぬ」夢と藤壺懷妊と予言とを結びつけた定家本や諸本は、源氏物語の構想と筋を先取りしている本文といえよう。

〈定家本〉

かのやまてらの人はよろしくなりていてたまひにけり京の御すみかたつねてとき／＼の御せうそこなとあり

あれたるい糸の木たちいものふりてこくらくみえたるありれいの御とにもはなれぬこれみつなむこ按察大納言のい糸に侍り一日物のたよりにとふらひて侍しかはかのあまうへいたうよはり

御たいめんなともあるましといへとも返したてまつらむはかしこしとてみなみのひさしひきつくろひひていたてまつる

わりなきよはひすき侍りてかならすかすまへさせ給へいみしう心ほそきにみたまへをくなんねかひ侍るみちのほたしにおもひ給へられぬへきなときこえたまへりいとちかけは心ほそけなる御こゑたえ／＼きこえていかたしけなきわさにも侍哉この君たにかしこまりもきこえたまひつへきほとならましかはとのたまふあはれにき、給てなにかあさう思たまへむことゆへかうすき／＼しきさまを見えたてまつらむ

尼君は北山から京にもどり、光源氏は時々尼君のもとへ便りを出していたが、藤壺とのことで時が過ぎていったとある。六条京極あたりの女性に逢うつもりで出かけたところ、その途中で尼君の住む故按察中納言の家に立ち寄る。この間のことが³³³⁴³⁵³⁶³⁷に書かれているが、大島本と定家本では本文その意味内容ともに異なっている。³³では大島本は、尼君の住む故按察中納言の家について「すみか」とある。定家本では「御すみか」と「御」を付して敬意度をあげている。これについて『源氏物語』の用例を見ると、「御すみか」とあるのは、光源氏の須磨の侘び住まい（二例）、野宮（一例）、宇治八条宮邸（一例）であった。他は「すみか」であった。右大臣邸についても、「右のおとゝのいたはりかしつき給ふすみか」（帚木巻）とある。『源氏物語』では、特定の高貴な人物の住まいにのみ「御すみか」としているのである。

『源氏物語』の用例に従えば、この故按察中納言の家は大島本のごとく「すみか」とすべきであろう。

³⁴では、惟光は故按察中納言の家だと説明をする。大島本では、「侍りて」、定家本では「侍り一日」とある。定家本では「一日」の語句を加えている。しかしながらこれに続いて両本とも「ものゝたよりにとふらひて侍りしかは」とある。ついであって訪問したと分かる。定家本「二日」は、後文と重複はするが丁寧な説明ではある。

³⁵では、尼君の容体が悪いにもかかわらず、「かへしたてまつらむはかしこし」として、南廂の間に光源氏を「いれたてまつる」のである。これについて大島本では「ひきつくるひ」「ひて」と二語文、定家本では「ひきつくるひて」とあるのみである。大島本では定家本にはない「ひて」が加えられているのは、女房が「ひきつくるひ」片付けてから、「ひ

て」退いて、光源氏を迎え入れたとされているのである。大島本では、「ひて」として女房の所作までが丁寧に書かれている。

³⁶では、尼君が光源氏と対面し、自身の命が限りとなったことを告げるとともに、「わりなきよはひすき侍りてかならずかすまへさせ給へ」と若紫のことを託すと述べる。しかしながら次に、大島本では「いみしう」「心ほそきに」と続く。この「心ほそきに」は、形容詞連体形＋接続助詞逆接で構成されている。そうであれば下文「みたまへをくなんねかひ侍るみちのほたし」と合わせて、（若紫が）たいそう心細いままなのに、（私が）この世に残しておきますことが、願っております往生のさまたげとなると解せる。大島本は文法的にも問題がなく、矛盾はない。

一方定家本では「いみしう」「心ほそげに」とある。「心ほそげに」の接尾語「げ」は、そのように見えるの意の形容動詞連用形であるから、たいそう若紫が心細そうに見えるというのである。『源氏物語』の「心ほそげに」の用例では、「おほす」「おもふ」「おほしめす」「おはします」「みゆる」などの語句を伴う例が多く、そうではない例も「心ほそげに」と「さとかちなるを」（桐壺巻）のごとく、「心ほそげに」と「さとかちなるを」はともに同一人物である。こうした他の例に従えば、尼君が「いみしう」「心ほそげに」と解すべきであるが、それでは下文とあわない。『源氏物語』の例からははズれるが、一見して「心ほそげに」は、若紫と分かるので、現在の注釈書のごとく、言葉を補って「たいそう心細い有様のまま、この世に残してまいりますのが、願っております往生の障りと」としなければ解せない。定家本「心ほそげに」は、『源氏物語』の他の用法用例からは外れている。

³⁷では、尼君は若紫がまだ御礼も言えない年頃だと心配して「かしこ

まりもきこえたまつへきほとならましかは」という。光源氏はこれを「あはれ」と聞く。しみじみ心が動かされ、光源氏は尼君に応える。これについて、大島本では「なにかあさう」「思ひ給へとも」「事ゆへ」「かうすきくしきさまを見えたてまつらむ」とある。「思ひ給へとも」の「給へ」は尊敬已然形、「とも」は逆接である。そうであれば尼君の心配に對して、光源氏は、若紫が「なにかあさう思ひ給へとも」と応えたのである。また「事ゆへ」について『源氏物語』中の用例を見ると、「かはかりおほえむことゆへ身のいたつらに」（若葉下巻）は、柏木が女三の宮を犯したこと、「この御ことゆへしけうきこえ」（竹河巻）は、玉鬘の大君が冷泉院に入内することなど、物語上の重大な男女の仲、結婚に関わる事に「事ゆへ」が使用されている。この箇所でも、尼君は将来的には光源氏が若紫と結婚してくれることを願っており、それを受けた光源氏の「事ゆへ」である。すると大島本では、若紫がたとえどんなにお考えが浅く幼くいらつしやつても、重大な結婚という事が事ですから、（私は）このような好色めいた様子をお目にかけるのでしょうか、と解せよう。

一方定家本では「なにかあさう」「思ひたまへむ」「ことゆへ」「かうすきくしきさまを見えたてまつらむ」とある。「思ひたまへむ」の「たまへ」は謙讓の未然形、「なにか」の「か」の係り結び「む」は推量の連体形で、ここで文がいったん終止する。また「たまへ」が謙讓語であるから、主語は光源氏である。そこで定家本をこのまま訳せば、（私は）どうして（若紫を）いい加減に思っているのでしょうか（いや、いい加減に思っていないせん）。結婚という重大な事ですから、（私は）このような好色めいた様子をお目にかけるのでしょうか、と解せる。定家本ではこの箇所が「なにかあさう思ひたまへむ」と「ことゆへかうすきくしきさ

まを見えたてまつらむ」と二文になっているが、主語は二文とも光源氏である。それゆえ現在の注釈書は、「どうして、あさはかな思いからこうした好色めいた有様をお目にかけられましょうか」という訳をし、「ことゆへ」については重視されていない。

ここでも大島本の本文は、『源氏物語』中の用法用例と一致し、他の本文語句が踏まえられていることが分かる。

尼君死去

〈大島本〉

38 そうつのかへり事のみありたちぬる月の廿日のほとになむつゐにむなしくみ給へなしてせけむのたうりなれとかなしひ思ひ給ふなどあるを見給 (42才)

39 御としよりもわかひてならひ給へはいとかたはらいたく侍るときこゆなにかかうくりかへしきこえしらする心の程をつゝみ給らむそのいふかひなき御心のありさまのはれにゆかしうおほえたまふもちきりことになむ心なからおもひしられるなを人つてならてきこえしらせはや

あしわかのうらにみるめはかたくともこはたちなからかへるなみかはめさましからむとの給へはけにこそいとかしこけれとて

よるなみの心もしらてわかのうらにたまも40 なひかぬほとそうきたる (44才)

41 御あそひかたきとものをしきたる人のおはするみやのおはしますなめりときこゆれはおきいて給ひて少納言よなをしきたりつらむはいたつらに宮のおはするかとてよりおはしたる御こゑいとらうたし (44ウ)

42 宮も御むかへになときこえの給ふめれとこの御四十九日すくしてや思ふ給ふるときこゆれは (48才)

43 かへりみかちにていて給ひぬいみしうきりわたれる空もたゝならぬにしもはいとをきてまことのけさうもおかしかりぬへきにさうくしのひおもはす (48才)

〈定家本〉

そうつのかへりことのみ^あたちぬる月の廿日のほとになんつゐにむなしくみたまへなしてせけむのたうりなれとかなしひおもひ給ふなどあるをみたまふ

としよりもわかひてならひたまへはいとかたはらいたく侍るときこゆなにかかうくりかへしきこえしらする心のほとをつゝみたまふらむそのいふかひなき御ありさまのあはれにゆかしうおほえ給もちきりことになむ心なからおもひしられる猶ひとつてならてきこえしらせはや

あしわかのうらにみるめはかたくともこはたちなからかへる^なみかはめさましからむとのたまへはけにこそいとかしこけれとて

よるなみの心もしらてわかのうらにたまもなひかむほとそうきたる

御あ^そひかたきとものをしきたまへる人のおはするみやのおはしますなめりときこゆれはおきいてたまひて^ヒ少納言よなおしきたりつらむはいつらに宮のおはするかとてよりおはしたる御こゑいとらうたし

宮も御むかへになときこえのたまふめれとこの御四十九日すくしてやなとおもひたまふるときこゆれは

かへりみかちにていてたまひぬいみしうきりわたれるそらもたゝならぬにしもはいとをきてまことのけさうもおかしかりぬへきにさうくしのおもひおはす

〔38〕〔39〕〔40〕〔41〕〔42〕〔43〕では、光源氏は僧都から尼君死去の報を受け、お見舞いを遣わす。尼君の忌明に帰京した若紫を訪れ、若紫に添い寝をする。光源氏の再びの申し出に、少納言の乳母は「宮も御むかへになときこえの給ふめれと」と、父宮が若紫を迎えにいらつしやるようだという。光源氏は「まことのけさうもおかしかりぬへきに」と思いながら、夜深く帰途につく段である。〔38〕は、僧都は光源氏への返事に尼君死去の事を告げている。大島本では「かなしひ」「思ひ給ふなど」、定家本では「かなしひ」「思ひ給ふるなど」とある。大島本は尊敬の意なので、僧都は若紫が祖母尼君の死をお悲しみだという報告をもしていることになる。大島本には、僧都の細やかな心づかいが描かれている。一方定家本は謙譲の意なので、僧都は自身の悲しみだけを述べていることになる。

〔39〕については、見舞いに訪れた光源氏は少納言から、父兵部卿宮が若紫を引き取ることを聞く。少納言は若紫を渡すことに不安を抱きつつ、光源氏の再度の願いにも若紫の幼さをあげている。これを光源氏は気兼ねをしているととり、「なにかかうくりかへしきこえしらする心の程をつゝみ給らむ」と言う。さらに自身が若紫を「あはれにゆかしうおほえたまふ」理由を語る。大島本では「そのいふかひなき」「御心のありさま⁽⁵⁾」とある。大島本は「御心」の幼さゆえにかえって惹かれているのだとしているのである。光源氏の「そのいふかひなき」は、少納言の言を受けてのものである。その少納言の言は「御としよりもわかひてならひ給へれは」とあり、若紫が年齢相応ではなくあどけないすなわち深い考えがないというのである。〔37〕でも若紫を「なにかあさう思ひ給へとも」とあったことも連動していよう。少なくとも大島本では、一貫して若紫を年齢よりは幼く無邪気だと描き、ここではそれゆえこそ光源氏は

は「あはれにゆかしうおほえたまふ」のだというのである。これにより少納言の「いとかたはらいたく侍る」という心配は杞憂であると、光源氏は応える。それにもかかわらず〔40〕でも同じように、少納言は、若紫の無邪気さを心配をしている。光源氏は少納言に若紫への強い思いを「人つてならてきこえしらせはや」と伝え、さらに歌に託してこのまま帰りませんよと訴える。そこで少納言も歌で応ずる。大島本では少納言の歌は「よるなみの心もしらて」「わかうらに」「たまもなひかぬ」「ほとそきたる」とあるから、若紫は光源氏の心も理解できなくてなびくことなどありません。ただ不安なだけだとする。少納言は、この歌でも若紫の幼さを理由にして、光源氏の申し出を拒否している。〔41〕ではこうした中、「御あそひかたきとも」が光源氏の来訪を父宮と勘違いをして、「みやおはしますなめり」と申し上げたので、若紫は「おきいて給」たのである。そして大島本では、若紫は父宮ではないと分かって、「いたつらに」「宮のおはするか」と言ったのである。その後の本文に、若紫が父宮ではなく別人であることに気づいての驚愕の本文がないことも一致している。その後に光源氏は若紫に添い寝をするも、帰途につく。その帰り際に聞いた父宮の若紫引き取りについて、さらに〔42〕では少納言は「この御四十九日」「すくしてや思ふ給ふる」と申し上げている。（私どもは）尼君の御四十九日をすませてからかと思っておりますと申し上げます。大島本では、少納言のいずれにしても父宮の若紫引き取りは、「この御四十九日」を終えてからのことだという思いが強く出ている本文になっている。それゆえ光源氏が帰らざるを得ないのも自然な流れである。まるで本当の恋の道中にもみまがうような景色の中を帰る光源氏について、〔43〕では大島本は「さう／＼のひおもはず」とある。光源氏は（こ

ういった場面の中を帰った) 様々(女性とのことを) ひそかに思い出しになる」と解せる。こうして大島本では、³⁸ ³⁹ ⁴⁰ ⁴¹ ⁴² ⁴³ は密接に関連しながら、若紫が光源氏の中で執着する対象から次第に恋の対象に重ねられ変化していく様子が描かれている。大島本の本文は、若紫、少納言などそれぞれの人物が細やかに描かれている。

定家本を検討しよう。³⁹では、「そのいふかひなき」「御ありさま」とある。大島本は「御心」、定家本では「有様」ゆえに惹かれているのだとしている。少納言の言「御としよりもわかひて」を、若紫の無邪気に見える外見ととらえているのである。⁴⁰は定家本では、少納言の歌は「よるなみの心もしらて」「わかのうらに」「たまもなひかむ」「ほとそうきたる」とあるから、光源氏の気持ちも確と分からなくてなびくかにする

父宮の来訪

〈大島本〉

⁴⁴ かしこにはけふしも宮わたりたまへりとしころよりもこよなうあれまさりひろうものふりたる所のいと、人すくなにひさしければみわたし給てかゝる所にはいかてかしはしもおさなき人のすくし給はむ(49ウ)

⁴⁵ としころもあつしくさたすきたまへる人にそひ給へるよ時／＼かしこにわたりてみならし給へなともものせしを(50オ)

⁴⁶ よるこひきこえたまふにはかなきものもきこしめさすとてけにいたうおもやせ給へれといとあてにうつくしくなか／＼みえたまふ(中略)くるれはかへらせ給ふをいと心ほそしとおほてない給へは宮うちなき給ひて(中略)ひるはさてもまきはし給をゆふくれとなれはいみしくし給へは(50ウ)

としても、それはただ不安なだけだからだとする。⁴¹ではこうした中、父宮の来訪かと起きてきた若紫は「いつら」「宮のおはするか」として、無邪気な若紫の描写は続き、「とてよりおはしたる」のである。帰り際に聞いた父宮の若紫引き取りについて、⁴²では少納言は「この御四十九日」「すくしてやなと思ふ給ふる」とあり、尼君の御四十九日をすませてからでもなど思っておりますと申し上げる。定家本では少納言の強い思いは出ていないので、光源氏が帰らざるを得ない状況に追い込んでいるとは言えない。帰途の場面についても⁴³では、「さう／＼しうおもひおはす」とあるから、若紫とは恋ではないので、もの足りなく思っているといらっしゃると解せる。定家本は、ここでは外見が無邪気な若紫として描かれている。

〈定家本〉

かしこにはけふしもみやわたりたまへりとしころよりもこよなうあれまさりひろう物ふりたる所のいと、人すくなにさひしければみわたしたまひてかゝる所にはいかてかしはしもおさなき人のすくしたまはむ

としころもあつしくさたすきたまへる人にそひたまへる時／＼かしこにわたりてみならしたまへなともものせしを

よるひるこひきこえたまふにはかなきものもきこしめさすとてけにいたうおもやせたまへれといとあてにうつくしく中／＼みえ給(中略)くるれはかへらせ給をいと心ほそしとおほいてない給へは宮うちなきたまひて(中略)ひるはさてもまきはし給をゆふくれとなれはいみしくしたまへは

[44] [45] [46]では、父宮は若紫を引き取るにあたつて来訪する。尼君を亡くした不安な若紫の状態が描かれている段である。[44]は、光源氏が夜明け前に帰った「けふしも」、父「宮」が訪れたのである。

まず邸については、先の[34]にも光源氏の視点で「あれたるいゑの木たちいとのふりて」とあるように、ここでも父宮も同じように「こやなうあれまさりひろうものふりたる」と感じている。いっそう荒れがひどくなり、広い古びた邸だとする。続いて大島本では「いと、人すくなに」「ひさしければ」「みわたし給て」とある。そうであれば、仕える人が減つてしまつて久しい邸の窮乏など内情が想像できる。それを父宮が「みわたし給」たのである。そして「かゝる所には」若紫を置いておくことはできないといったと解せる。

父宮若紫引き取り

〈大島本〉

[47] 少納言はこれみつにあはれなるものかたりともしてありへてのちやさるへき御すくせのかれきこえ給はぬやうもあらむたゝいまはかけてもいとにけなき御事とみたてまつるをあやしうおもひよるかたなうみたれ侍るけふもみやわたらせ給てうしろやすくつかうまつれ心おさなくもてなしきこゆなどの給はせつるもいとほはしうたゝなるよりは[48]かゝる御すき事も思ひいてられ侍りつるなどあいなければいたうなけかしけにもいひなさす (52ウ)

[49] としころのよもきふをかねなむもさすかに心ほそくさふらふ人くもおもひたれてとことすくなにいひておさくあへしらはす (53ウ)

とある。父宮は、女房の数が少なくて寂しいので、荒れた庭を「みわたし給て」と解さざるを得ないが、大島本に比してその窮乏を語る表現が薄められている。

[45]では、父宮は病がちの尼君についても「あつしくさたすきたまへる人」と、好意的ではない。若紫が、その尼君のもとにずっといたことについて、大島本では「そひ給へるよ」、定家本では「そひたまへる」とあるが、大島本のほうがより強い非難の口調になっている。

[46]父宮の帰宅に際して、少納言は若紫の心細さを述べる。大島本では「よる」「定家本では「よるひる」「こひきこえたまふ」とある。後文に父宮が「くるれはかへらせ給ふをいと心ほそしとおほてない給」「ひるはさてもまきはし給をゆふくれとなれはいみしくし給」とある。文の流れからいえば、大島本の「よるこひきこえたまふ」が相応しく齟齬がない。

〈定家本〉

少納言はこれみつにあはれなる物かたりともしてありへてのちやさるへき御すくせのかれきこえ給はぬやうもあらむたゝいまはかけてもいとにけなき御こととみたてまつるをあやしうおほしのたまはするもいかなる御心にかおもひよるかたなうみたれ侍るけふも宮わたらせ給てうしろやすくつかうまつれ心をさなくもてなしきこゆなどのたまはせつるもいとほはしうたゝなるよりはかゝる御すきこともおもひいてられ侍りつるなどいひてこの人もことありかほにやおもはんなどあいなければいたうなけかしけにもいひなさす

としころのよもきふをかねなむもさすかに心ほそくさふらふ人くもおもひたれてとことすくなにいひてをさくあへしらはす

[47][48][49]では、父宮が若紫を迎える前日である。若紫を引き取りたい光源氏は惟光を遣わす。思い悩む少納言が迎える。[47]では少納言は、光源氏から遣わされた惟光に「ありへてのちやさるへき御すくせのかれきこえ給はぬやうもあらむ」すなわち将来的には若紫は光源氏と結ばれる宿縁であるかもしれないが、しかし「たゝいまはかけてもいとにけなき御事とみたてまつるを」今はまったく不似合いな事だと存じておりますのにと言う。光源氏の申し出が結婚を意味することとわっているのである。それにもかかわらず、光源氏は執心しているのだと言う。これについて大島本では、少納言は「あやしう」「おもひよるかたなうみたれ侍る」とある。定家本では「あやしう」「おほしのたまはするもいかなる御心にか」「おもひよるかたなうみたれ侍る」とある。「あやしう」に続く少納言の言が、大島本より定家本のほうが長い。「あやしう」は、どのような状況下で使用されているのであろうか。若紫巻には「あやし」とある用例一六例中、光源氏の若紫への執心引き取りに関わるものが次のように六例ある。

- ① あやしきことなれとおさなき御うしろみにおほすへきこえ給てん
やおもふ心ありて（16オ）
- ② あやしきにこゝろみたれてひさしうなれはなさけなしとて（19オ）
- ③ あやしきまでこの世の事にはおほえ侍らぬなどの給てかひなき心地
のみし侍るを」
- ④ あやしうおもひのほかにもとあきれてたれもくゝゐたり（46ウ）
- ⑤ 当該箇所
- ⑥ らうたうのみおほゆれは心なからあやしとおほす（61ウ）
- ① は光源氏が尼君に若紫を引き取りたいとの申し出を告げる際に、光源

氏は自身を「あやしき」、②は光源氏が若紫を引き取りたいとの申し出に、尼君が光源氏の申し出を「あやしき」、③は光源氏が病床の尼君に若紫への思いを語る際に、光源氏は自身を「あやしき」、④は光源氏が若紫の寝所に入り添い寝をする際に、召使いが光源氏を「あやしう」とし、⑥は光源氏は連れ出した若紫が筆を持つ様子に「らうたうのみおほゆ」とし、それを光源氏自身が「あやし」としている。以上のことから若紫巻では、光源氏の若紫への執心に関わる事について、「あやし」が用いられていることが分かる。「あやしう」は、光源氏の制御できない感情を表現する語句として機能している。そこで当該箇所を大島本から検討しよう。大島本では上句の「いまはかけてもいとにけなき御事」に執着する光源氏を、少納言が「あやしう」とし、それゆえどう考えても分からず困惑して「おもひよるかたなうみたれ侍る」のである。光源氏の若紫への執着心を、少納言は「あやしう」とし、これが「おもひよるかたなう」と続くのも、他の例や文脈上とも矛盾はなく、この箇所を脱文とするのは当たらない。

一方定家本では、少納言は「いまはかけてもいとにけなき御事」と思っているのに、光源氏がなお「あやしうおほしのたまはするも」「いかなる御心にか」とあり、そのうえで「おもひよるかたなうみたれ侍る」のである。定家本「あやしう」は、大島本にはない本文「おほしのたまはするもいかなる御心にか」にかかっている。そうであれば、少納言は、「おほしのたまはする」光源氏が「あやしう」と解するしかないが、光源氏のはかりかねる執着心への少納言の心中を説明する本文が加わっていることになる。

[48]でも少納言は、父宮の「うしろやすくつかうまつれ心おさなくもて

なしきこゆな」との伝言を引き合いに出して、光源氏の言動を好色なふるまい「御すき事」とし、それも気になるという。続いて大島本では「あなければ」「いたうなけかしけにもいひなさす」とある。少納言は[47]にあげた光源氏の「あやし」とする執着心は「あいなければ」とせざるを得ず、したがって「いたうなけかしけにもいひなさす」としたのである。大島本では少納言は、光源氏のこのような好色めいたふるまいも、いつもよりは気になりますなどと言ってはみたものの、それもしようもないので、それほど困ったふうにもことさらにも言わないと解せる。大島本では、少納言が光源氏の執着心言動を容認せざるを得ない所に追い込まれているように描かれている。文脈上の矛盾はなく、この箇所を脱文とするのは当たらない。

一方定家本では大島本の「あいなければ」の部分に、「いひてこの人もことありかほにやおもはんなど」と少納言の心中語が加わっている。少納言は、光源氏の好色なふるまいも、いつもよりは気になりますなどと言って、この惟光も光源氏と若紫との間に何か事があったように思うであろうか、など考えるが、それもしようもないので、それほど困ったふうにもことさらにも言わないと解せる。定家本では、大島本にはない少納言の心中語が加わることによって、光源氏と若紫との間にすでに何かあったのかと惟光に疑われるかもしれないと、少納言があれやこれやと悩む人になっている。

[49]では、少納言が明日の父宮の若紫引き取りを控えている。光源氏が遣わした惟光に「としころのよもきふをかれなむもさすかに心ほそく」思っていること、また仕える人々についても語る。大島本では「さふらふ人／＼もおもひたれて」「ことすくなにいひ」とある。仕える人々も、

皆私同様に心細い思いを口に出していると言うのである。そういうわけで「ことすくなにいひて」「おさ／＼あへしらはす」だけで、少納言は惟光にそれ以上応じる必要がなかったのである。一方定家本では「さふらふ人／＼もおもひたれて」とある。定家本では、仕える人々もあれこれ思い悩んでいるとしている。

[47][48][49]では、少なくとも大島本における少納言は、尼君亡き後その人となって若紫を守っているように描かれている。これに対して定家本では少納言は、惟光に疑義を抱かれることをあれこれ悩む人として描かれている。

若紫、父宮より前に連れ出される

〈大島本〉

50 かの宮にわたりなはわさとむかへいてむもすき／＼しかるへしおさなき人をぬすみてたりともときおもひなむそのさきにしはし人にもくちかためてわたしむとおほしてあか月かしこにものせむ 51 車のそうそくなからすいしんひとりふたりおほせをきたれとの給ふ (54オ)

52 宮へわたらせたまふへかなるをそのさきにきこえをかむとてなむとの給へはなに事もか侍らむいかにはか／＼しき御いらへきこえさせ給はん (55ウ)

53 こ、にはつねにもえまいらぬかおほつかなければ心やすき所にときこえしを心うくわたり給へるなればましてきこえかたかへければ人ひとりまいられよかしとの給へは (56ウ)

54 いかになりはて給ふへき御ありさまにかとてもかくてもたのもしき人／＼にをくれ給へるかいみしさとおもふに涙のとまらぬをさすかにゆ、しそれはねむしゐたり (58オ)

55 ひむかしのたいに御とのゐものめしにつかはしておほとのもりぬわか君はいとむくつけくいかにする事なむとふるはれ給へとさすかにこゑたて、もえなき給はす (58ウ)

50 51 52 53 54 55 は、光源氏が父宮より先に若紫を連れ出し、二条院に住まわせる段である。50 51 52 53 に見える光源氏の考えは、47 48 に続く文に「まいりてありさまなときこえければ」とあるように、惟光は帰参後、光源氏に父宮の若紫引き取りを含めて報告をしている。そこで

〈定家本〉

かの宮にわたりなはわさとむかへいてむもすき／＼しかるへしおさなき人をぬすみてたりともときおもひなむそのさきにしはし人にもくちかためてわたしむとおほしてあか月かしこに物せん車のさうすくさなからすいしんひとりふたりおほせをきたれとのたまふ

宮へわたらせたまふへかなるをそのさきにきこえをかむとてなむとのたまへはなにことにか侍らむいかにはか／＼しき御いらへきこえさせたまはむ

こ、にはつねにもえまいらぬかおほつかなければ心やすき所にときこえしを心うくわたりたまふへかなればましてきこえかたかへければ人ひとりまいられよかしとのたまへは

いかになりはてたまふへき御ありさまにかとてもかくてもたのもしき人／＼にをくれたまへるかいみしさとおもふになみたのとまらぬをさすかにゆ、しければねむしゐたり

ひむかしのたいに御とのゐ物めしにつかはしておほとのもりぬわかきみいとむくつけくいかにすることならむとふるはれたまへとさすかにこゑたて、もえなき給はす

光源氏は「さてかよひ給はむもさすかにすゝなる心ちしてかる／＼しうもてひかめたと人やもりきかなとつゝましければ」、それならば「たゝむかへてむとおほす」と考えている。こうした考えの順に従って50では、光源氏はまず「かの宮にわたりなはわさとむかへいてむもす

きくしかるへし」とし、次に「人にもくちかため」「わたしむ」と、若紫を父宮より前に連れだそうとする。しかしそうかといって連れ出せばどうなるのか。これについて、大島本では「おさなき人をぬすみいたり」と「もときおもひなむ」とあるから、幼い少女を盗み出したときと人が非難したり思ったりするだろうというのである。

一方定家本では「おさなき人をぬすみいたり」と「もときおもひなむ」とあるから、幼い少女を盗み出したと人から非難されるだろうというのである。定家本では光源氏は人々に非難されることを恐れているとの表現であるが、先に「人にもくちかため」「わたしむ」とする人物像とは相応しない。

こうした考えのもとで⁵¹では若紫を連れ出す。それゆえ、光源氏は「あか月かしこにものせむ」とするのである。さらにそれを実行するための準備について、大島本では「車のそうそくなから」「すいしんひとりふたりおほせをきたれ」とある。車の準備をしながら、隨身一人か二人準備するよう申しつけて置いてくれと解せる。大島本では、車について特別の準備をさせているのである。

一方定家本では、「車のそうそくさなから」「すいしんひとりふたりおほせをきたれ」とある。車の準備はそのまま、隨身一人か二人準備するよう申しつけて置いてくれと解せる。定家本では車は今のままでとなる。若紫の扱いをめぐって、大島本と定家本では差異がある。

⁵²では、若紫の所についた光源氏は少納言に「宮へわたらせたまふへかんなるをそのさきにきこえをかむ」という。これに対する少納言の返答について、大島本は「なに事もか侍らむ」、定家本は「なにことにか侍らむ」とする。大島本では係助詞の「も」、これに対して定家本では

格助詞「に」の相違である。大島本では「も」を伏して強い口調で「どのような事でも」とし、定家本では、「どのような事で」と穏やかになっている。続いて「いかにほかくしき御いらへきこえさせ給はん」と皮肉を言っていることと相応するのは、大島本の本文であろう。

⁵³では、こうして光源氏は若紫を連れ出すことについて、「心やすき所にときこえしを心うく」だからだとする。続いて大島本では「わたり給へるなれば」の「る」は完了の助動詞なので、父宮邸にお移りになってしまふということなのでと解せる。大島本は、光源氏の強い決意が伝わる本文になっている。一方定家本では「わたりたまふへかなれば」の「へか」は推量の助動詞なので、父宮邸にお移りになるはずなのでとなるが、光源氏は、若紫が父宮邸に移ることについては、惟光からの伝言で当然知っていることである。

⁵⁴では、この事態にあたって少納言は、「とてもかくてもたのもしき人くをくれ給へるかいみしさとおもふに涙のとまらぬ」のである。続いて「さすかに」の後、大島本では「ゆゑし」でいったん終止し、「それはねむしむたり」とある。涙を流すのはさすがに不吉である。それはこらえていたと解せる。少納言の個性が光る表現がされている。一方定家本では「ゆゑしければねむしむたり」とあるから、涙を流すのはさすがに不吉であるのでこらえていたという説明がされている。

⁵⁵では、若紫は光源氏に連れ出されて二条院西の対に到着した。若紫は気味が悪く「いとむくつけく」と感じている。続いて大島本では「いかにする事なむ」とある。係助詞「なむ」によって、これからの光源氏の行動「いかにする事」が強調され、若紫の不安がつのるようになっており、「ふるはれ給」にうまく続いている。一方定家本では「いかにす

る事ならむ」とある。どのようになさるつもりだろうと思ひながら「ふるはれ給」のである。若紫の恐怖は、定家本より大島本の本文の方が伝

わる。

若紫二条院での生活

(大島本)

59 きたのかたもは、きみをにくしとおもひきこえ給ける心もうせてわか心にまかせつへうおほしけるにたかひぬるはおちをしうおほしけり (63ウ)

60 あはれにうちかたらひ御ふところにいりゐていさ、かうとくはつかしとおもひたらすさるかたにいみしうらうたきわさなりけりさかしら心ありなにくれとむつかしきすちになりぬればわか心ちもすこしたかふふしもいてくやと心をかれ人もうらみかちに思ひのほかの事をのつからいてくるをいとをかしきもてあそひ也むすめなどはたかはかりになれは (64ウ)

(定家本)

きたのかたもは、君をにくしとおもひきこえ給ひける心もうせてわか心にまかせつへうおほしけるにたかひぬるはくちおしうおほしけり

あはれにうちかたらひ御ふところにいりゐていさ、かうとくはつかしとおもひたらすさるかたにいみしうらうたきわさなりけりさかしら心ありなにくれとむつかしきすちになりぬればわか心ちもすこしたかふふしもいてくやと心をかれ人もうらみかちにおもひのほかのことをのつからいてくるをいとおかしきもてあそひなりむすめなどはたかはかりになれは心やすくうちふるまひへたてなきさまにふしおきなどはえしもすましきをこれはいとさまかはりたるかしつきくさなりとおほいためり

59 では父宮の北の方も、若紫を自分の思い通りに育てようと思つていたのにあてがはずれてしまった。これについて大島本は「おち」「おしう」とあるから、「おしう」に「おち」の語を加えて、北の方の若紫を失ったことによるいっその残念さが書かれることで、若紫のすばらしさが明確にされている。一方定家本は「くちおしう」とあるから、残念であるとだけ書かれている。若紫の魅力についても、大島本と定家本とは描き方に差異がある。

60 は若紫巻末部分である。大島本は「はたかはかりになれは」で終わっ

ている。こうすることによって、定家本に書かれているような内容を読者に委ねている。この大島本にはない定家本本文では、「心やすくうちふるまひへたてなきさまにふしおきなどはえしもすましき」とある。これは前文の「御ふところにいりゐていさ、かうとくはつかしとおもひたらす」に対する世評である。また「これはいとさまかはりたるかしつきくさなりとおほいためり」についても、「さかしら心ありなにくれとむつかしきすちになりぬればわか心ちもすこしたかふふしもいてくやと心をかれ人もうらみかちにおもひのほかのことをのつからいてくるを」

から同様に導き出せる世評が本文になっている。なおこの定家本に見える「かしつきくさ」の用例は『源氏物語』では、斎宮女御一例（薄雲巻）、明石姫君一例（薄雲巻）のみである。光源氏にとって大切な娘と位置づけられている人物にのみ使用されており、ここでの若紫を「かしつきくさ」とすることは、『源氏物語』の用例用法からは外れるのではないか。このように定家本では、『源氏物語』の用法から外れる用例が散見される。

以上の大島本のみ本文について、定家本と対比しながら検討をした結果をまとめる。

- ・大島本の本文に文法上の誤り、本文の矛盾脱落を示す用例は見あたらなかった。
- ・大島本に見られる語句本文は叙述や物語に矛盾を引き起こさないのに比し、定家本の本文は一文の中では完結し、読みやすい本文になっているが、物語の中での矛盾や齟齬を招いている例がある。
- ・後半部分では、大島本の本文は若紫の年相応ではない幼さがいつそう光源氏の心を駆り立てたとしている。それゆえ若紫を連れ出したというのである。一方定家本の本文は、光源氏に焦点をあてた本文である。若紫については、その外見の無邪気さが強調された本文になっている。
- ・大島本にない本文が定家本に加わる場合、感想・推測などがその内容になっている。

以上のように、大島本の本文は物語の展開流れにそっており、矛盾や齟齬は見られない。これに対して定家本は、分かりやすさや説明を重視した本文である。一文としてはまとまっているが、後文との間に矛盾や

齟齬を生じていることがある。こうした検討結果は第一章で、大島本は定家本作成のための親本の臨模本を保持し伝える本文であり、定家本はこの臨模本に他本や独自の本文による校合校訂が加えられた本文であるとしたこととも矛盾しない。それゆえ第二章で検討した六〇例の大島本のみ本文は、定家による親本の臨模本の姿を保持し伝えている部分と考えられよう。

注

- (1) 拙論「大島本花散里巻の再検討―「花散里」をめぐって」(『中京大学「国際教養学部論叢」』第49巻 第一号二〇一四)、「『風葉和歌集』と『物語二百番歌合』―『源氏物語』夕霧の官位表記をめぐって―」(『風葉和歌集研究報』第七号二〇〇七)、「『右大臣と左大臣―大島本における夕霧の官位表記をめぐって―」(『中京大学「国際教養学部論叢」』第1巻 第2号二〇〇九)。

- (2) 以下は、検討対象から除いた用例である。桐壺更衣の名称について、大島本では「こみや所」(42ウ)は他に用例がなく、あるいは「す」を抜かしたか、それゆえここでは対象に入れない、大島本「まいれて」、定家本「まいれと」(59ウ)については、「て」と「と」の草体が紛らわしく、ここではあげない。次の用例についても、大島本と定家本と本文は異なるが、意味は変わらないのであげない。

(大島本)

(定家本)

56 かく人むかへ給へりときく人た かく人むかへ給へりときく人たれ

れならむおろけにはあらしとさ、め
く(59才)

57 はちてかくし給をせめて見たま
へは

かこつへきゆへをしらねはおほ
つかないかなるくさのゆかりなるら
んとわかかれとおいさきみえてふく
よかにかい給へりこあまきみのにそ

58 わたりける(62才)

ならんおほろけにはあらしとさ、め
く

はちてかくし給をせめてみたまへは
かこつへきゆへをしらねはおほ
つかないかなるくさのゆかりなるら
むといとわかかれとおひさきみえて
ふくよかにかいたまへりこあまきみ
のにそにたりける

(3) 23と同様に「かり」の用例がある。若紫について、定家本・諸本「い
とうつくしきに」とするが、大島本のみ「いとうつくしきかりに」(60才)
とてもかわいらしい許にとある。

(4) 『伊勢集』に「おも影はみづにつけてもみえずやは心にのりてこがれ
しものを」(三三五)とあり、『賀茂保憲女集』に「こひわびておもか
げにのみこひいれば一つ身になる心ちこそすれ」(一七〇)とあるよ
うに、身と心とが一体であることを前提にしての詠である。これらの
歌は、大島本の詠が一致する。

(5) 39では書陵部本は「御心のありさま」とあり、本来は大島本の本文に
一致している。書陵部本は大島本にもよってあることを示している。

第三章 三条西家の源氏学の成立

上野英子氏は『三条西家本の世界』で、三条西家の「最初の源氏本文（文明本）」を想定されている⁽¹⁾。その中で現存する紅梅本については、この三条西実隆自筆本をもとに明応四年（一四九五年）に書写された本とされている。したがって紅梅本は、三条西家本の基幹本文として早くに成立したものであることが窺われよう。しかしその底本については、大島本、定家本、明融本との関係の有無はもちろん、書陵部本との前後関係についてもまだ明確になっていない。そこで本章では、これらのことを明らかにするために、第一章・第二章での検討によって分かった（定家本作成のための親本の臨模本の姿を伝える）当初の大島本↓定家本↓明融本の流れを前提にして考察をする。まず花散里巻の紅梅本の底本として想定され得るこれら三本と紅梅本との本文を比較検討し、紅梅本の底本を明らかにしたい。そのうえで三条西家の他の本文すなわち、書陵

部本、日大本、蓬左文庫蔵三条西家本、さらには肖柏本、吉川本、公条筆本の本文についても順次検討を行い、それぞれの本文の性格とその関係を明確にして位置づけをしたい。

加えて夕霧の竹河巻末での昇進以降の官位表記についても諸本の本文が分かれており、三条西家本の本文がどのようになっているかを考察したい。これによって、巻を越えた『源氏物語』の問題について、三条西家の本文に対する姿勢およびその解釈がより明確になるであろう。

一 花散里巻の本文をめぐる

以下に紅梅本（熊大本、以下（熊）とする）との異同箇所をあげ（丁数表裏は紅梅本）、上段に大島本の本文をあげて、大島本（大）に一致する場合は○とし、不一致の場合は●、▲、■、□、△を順次付してその異なる本文をあげる⁽²⁾。

番号	丁数	大	定	明	紅（熊）	書	日（平）	蓬三	公条
1	1才	いつれと	●いつと	○いつれと	●いつと	●	●	●	●
2		なめれと	● ○なめれと	○なめれと	○	○	○	○	○
3		おほしならるゝ	○	○	○	○	○	○	●おもひめくらし給
4		宮たち	○	○	●みこたち	○宮たち	○	○	○
5	1ウ	大将殿	○	○	○	○	○	○	●大将
6		御心	○	○	○	○	○	○	●御心はへ

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
	2ウ								2オ					
をひかせに	木	給へは	かとちか	ひきなす	あつまに	ことを	しのひて	なく	御よそひなく	給には	つくしはて	御心をのみ	わさとも	なこりの
○	●木の	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	●	●たまへれは	●かとちか _き	●ひきな _ら す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	●	●	○	○	○あつまに _{をイ}	●ことを _{さうのいにい}	○	○	○	○▲給には _{もイ}	○	○	○	○
○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○●たまふに	○	○	○	○●なこり
○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○●給には _ビ	○	○	○	○●
○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○給に _{○は}	○●	○	○	○●なこりの _ビ
○●をひかせに _ビ	●	○	○	○●ひきな _ら す	○●あつ○を _ま に _ビ	○●ことを _{さうのいにい} ビビビ	○●忍ひ給へり	○●ことになく	○●御よそひならず	○●▲給ふにも	○●つくしはて _き ビビ	○●御心をのみそ	○●わさともはた	○●

34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
									3才			
ことさら	それなれと	ことゝふ	ともして	なれは	きゝし	ゐたり	人ゝ	つまに	かきねに	これみつ	をしかへさせて	み給
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	●それなれと _{から}	●ことゝふ _{かたらふ}	○	○	○	○	○	○	●かきねに _を	○	○	○
●ことさら	○	○	○	○	○	●ゐたり _{ルヘシイ}	○人ゝ _{をし明でイ}	●つまに _{とイ}	○	○	○	●み給 _{思ひ出イにイ}
●	●それなから	●かたらふ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●	●	●	●ともあまたして	▲なかりければ	▲なかりければ	●ゐたる _{〇へ}	●をし明て人ゝ	●つまと	○	●これみつを	●をしかへさせ給ひて	▲●見給に _{思ひ出}

51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35
	4才															3ウ
み給も	ありさまを	かの	なり	にしも	なさけ	あたり	くるしけなり	なく	いかなるに	おほしいつ	五せちか	つくしの	きはに	さすかなり	ことはりにもあれは	そかし
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● さすか に過かてなるへし なり	○	● そかしと
●見給にも	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○ くるしけり な	○	○	○	○	○ つく の	○	○	○	●
○	●ありさま	●さてかの	●なりける	●にしもそ	●なさけは	●あたりの	○	●なからむかしと	●いかなる事に	●おほしいつれは	●五せちこそ	○	●きはには	●さすか に過かてなるへし なり	●ことはり をおもほせは にもあれは	○

65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52
	5才					4ウ							
わすれかたき	いにしへの	えんなりかし	のにや	つけても	かたには	こそなかり	あり	ねひにたれと	御けはひ	女の	御物かたり	女の	あはれなり
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●女御の	○	●女御の	○
○	○	○●えんなつかし	●のにやあらん	○	○	○●なり	○	○	○	●	○	●	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	○
○	●いにしへ	○	▲にや	○	●かたに	○	○	○	○	●	●ものかたり	●	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●御物かたり	●	○
●わすれかたうおほえ給へ らるる	●	○	○	●つけとも	○	▲あらさり	●ありて	●○ねひ給いにたれと	▲御けはひの	▲女御の	○	●	●あはれのみとりそへたり

79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66
	5 ウ												
そひにける	おほく	いとあはれに	世なれと	さらなる	給にいと	まきれなく	つれくも	かきくづすへき	なれは	侍けれ	侍ぬへかりけり	事もかすそふこと も	なを
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	● 世なれと は	○	○	○	○	● かきつくすへき	○	○	● 給ぬへかりけり	○	○
○	○	○	○	○	○	○	● いかにつれくも	○	○	○	○	○	○
● そひける	○	○	● 世なれと は	● ○ さらなる	● 給にいと みな	○	▲ つれくと	○	○	○ 侍けれと は	●	○	● まつ
●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●
○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●
●	● おほくの	● いとあはれと	○	○	▲ 給ふに○いと みな	● まきれなく る	●	▲ きこゆへかきくづすへき は	● なれ ○ は	○	▲ 侍ぬへか り	● 事も数そふ事も は	●

94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80
									6才					
ことほりの	かはるも	とにかくに	思ふ人は	我も人も	いふかひなしと	あらず	きはには	おほさぬ事に	をしなへての	なにやかやとれいのなつかしう	つらさも	うちふるまひ給て	人にはいと	のたまへる
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	●あらぬ	○	〈不明脱文〉	○	●なにやかやとれいのなつかしう _ヒ	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	●おほさぬ事には	○	○	○	●ふるまひ給て	○	○
●ことほりなる	○	●とにかくに	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○
●	○	●	○	○	○	はにや▲あらね	○	●	○	○	○	○	○	○
●	○	●とにかくに _ヒ	○	○我も _{人も}	○	▲あらず _{ねはにやヒ}	○	●	○	○	○	○	●人には	○
▲又ことほりの	●うちかはるを	○と○にかくに	●おもふは	○おもふ _人 は	○	■あらねは	●きはにし	●	●をしなへたる	■ナシ _○ なにかやとれいの	○此程の ○つらさも	○	○	●の給へるも

―大島本と定家本―

大島本は定家本作成にあたり行われた親本の臨模本の流れを引き継ぐ本文であり、一方定家本はこの臨写本に他本による校合校訂が行われている本文であることは第一・二章で述べた。花散里巻では、定家本が大島本と異なるのは1・2・20・53・55の五箇所である。そのうちの2では、大島本は「なめれと」とあるが、定家本は「なれと」に「め」が補入されている。定家本の当初の本文「なれと」に一致するのは河内本である。したがって定家本は大島本に一致していた本文を河内本による校合により「なれと」にしてしまっていたが、定家は見直しをしてふたたび「め」を補入し、大島本に一致する当初の本文「なめれと」にもどしたのである。1については、大島本は「いつれと」、定家本は河内本に一致する「いつと」である。大島本の「いつれと」は明融本、肖柏本、吉川本に伝えられている。他の箇所の大島本20「木」は定家本では「木の」、大島本53「女

の」は定家本では「女御の」、大島本55「女の」は定家本では「女御の」とあるが、これらを定家本の本文はすべて河内本や他の諸本と一致している。これら定家本の五箇所ともに河内本に一致していることから、定家本は河内本による校合校訂が窺われる。紅梅本については、こうした定家本に多くが一致しているが、さらに河内本と一致する本文が散見される。そこで以下に紅梅本と定家本の間を以て中心に検討をしたい。

(一) 紅梅本の成立

表にあげたように紅梅本は、大島本・定家本・明融本のうち定家本との不一致例がもつとも少なく八例であった。紅梅本の底本は定家本であったと推測されるので、これら八例がどのようになっていたかを次に検討する。

21オ「なめれと」

紅梅本は、当初本文の定家本・河内本・麦生本・阿里莫本「なれと」とは不一致であるが、大島本・明融本、諸本、以後の三条西家本の書陵部本・日大本・蓬三本・公条本とは一致する。なお校合後の定家本とは一致する。

41オ「みこたち」

紅梅本のみが、大島本・定家本・明融本、以後の三条西家本の書陵部本・日大本・蓬三本・公条本「宮たち」とは不一致であるが、河内本・保坂本・国冬本とは一致する。なお阿里莫本・麦生本は「御子たち」。

192オ「たまへれは」

紅梅本は、大島本・定家本・河内本・肖柏本、以後の吉川本・公条本「給へは」とは不一致であるが、明融本・保坂本・為明本、以後の三条西家本の書陵部本・日大本・蓬三本とは一致する。

343オ「ことさらに」

紅梅本は、大島本・明融本・定家本「ことさら」とは不一致であるが、河内本・為明本、以後の三条西家本の書陵部本・日大本・蓬三本・公条本とは一致する。

353ウ「そかしと」

紅梅本は、大島本・明融本・定家本「そかし」とは不一致であるが、河内本・為明本・保坂本・書陵部本・日大本とは一致、以後の三条西家本の蓬三本とは一致。肖柏本・国冬本・麦生本・阿里莫本とも一致する。

725才「いかにつれ／＼も」

紅梅本は、大島本・明融本・定家本「つれ／＼も」とは不一致であるが、河内本・為明本などとは一致し、以後の三条西家本の日大本・蓬三本・公条本とも一致する。

825ウ「ふるまひ給て」

紅梅本は、大島本・明融本・定家本・以後の三条西家本「うちふるまひ給て」とも、河内本「うちふるまひて」ともすべて不一致である。

866才「おほさぬ事には」

紅梅本は、大島本・定家本「おほさぬ事に」とは不一致であるが、河内本・諸本とは一致し、以後の三条西家本の書陵部本・日大本・蓬三本・公条本とは一致する。

紅梅本は、定家本と不一致の場合、河内本と一致する傾向があるようである。河内本による校合校訂ゆえであろうか。そこで次のように整理して検討したい。

紅梅本が定家本と不一致の場合

- ① 河内本と一致、以後の三条西家本とも一致……34・35・72・86
- ② 河内本と一致、以後の三条西家本とは不一致……4
- ③ 河内本と不一致、明融本・為明本などと一致、以後の三条西家本とも一致……19
- ④ 河内本と不一致、以後の三条西家本とも不一致……82
- ⑤ 河内本とのみ不一致……2

先に⑤の場合から検討する。これについては、先述したように、定家本2「なめれ」とあるが、これはいったん当初の「なめれと」を河内本により校合校訂して「なれと」としたが、再度当初の「なめれと」に戻したのではないかとした。定家本の補入後の本文が紅梅本・以後の三条西家本にも伝えられている。こうした推定される当初の定家本本文によれば、紅梅本2「なめれと」は定家本に一致する。そうであれば、紅梅本の定家本との不一致例は七例となる。そこで以下の検討例からは、

定家本2は「なめれと」として扱う。

①に見るように、河内本に一致する紅梅本34「ことさらに」、35「そかしと」、72「いかにつれ／＼も」、86「おほさぬ事には」とあり、これに対して大島本・定家本・明融本では34「ことさら」、35「そかし」、72「つれ／＼も」、86「おほさぬ事に」と異なる。こうしたことから、紅梅本が河内本を取り入れ校合校訂したかと考えられ、こうした本文が以後の三条西家の本文に伝えられている。

一方②では、河内本に一致する紅梅本4「みこたち」に対して、大島本・定家本・明融本「宮たち」は書陵部本など三条西家の本文が一致している。河内本の本文が取り入れられたかと考えられるが、この紅梅本4「みこたち」は以後の三条西家の本文に伝えられていない。

③では、紅梅本19「たまへれ」は明融本・為明本などの本文に一致し、以後書陵部本など三条西家の本文が一致している。河内本・為明本などの本文を取り入れ校合校訂されたかと考えられる紅梅本の本文が、以後の三条西家の本文に伝えられている。

④紅梅本82「ふるまひ給て」は、大島本・定家本・他の諸本「うちふるまひ給て」とは一致しない。あるいは紅梅本において、あらたに作成

された独自の本文であろうか。こうした本文についても、以後の三条西家の本文には伝えられていない。

紅梅本の底本は、九四例中の八七例が一致する定家本であろう。そうではあるが、定家本とはすでに七例の不一致例が見られ、定家本そのものではない。紅梅本の定家本との七例の不一致例からは、紅梅本が河内本・為明本などに見える本文を取り入れ、その本文が三条西家の本文として位置づけられて伝えられているということが分かる。そうであればすでに文明本も定家本の臨模本そのものではないであろう。紅梅本作成にあたっては、定家本によりながらも、河内本などに見える本文、さらには自らによる独自の新しい本文も取り込んだことが窺える。なお紅梅本の傍書イ文については、後述したい。

一方書陵部本は、こうした紅梅本の本文をさらに大きく見直したようである。なぜなら書陵部本では紅梅本の本文を定家本に見直し戻した二例はあるものの、それよりもさらに多くの定家本から離れた事例が見え、

さらにはこうした書陵部本の本文が以降の三条西家の本文とも緊密に絡んでいるからである。次に書陵部本の本文について検討したい。

(二) 書陵部本の成立

書陵部本が、定家本に一致しない箇所がどのような本文であるかを検討したい。前掲の表からは、紅梅本が定家本に一致しないのは七箇所であった。そのうち書陵部本では、定家本に不一致の紅梅本4「みこたち」、82「ふるまひ給て」について、定家本4「宮たち」、82「うちふるまひ給て」に一致させている。そうではあるが、書陵部本は定家本との不一致例が紅梅本よりはるかに多く一九箇所にもわたる。

こうしたことから書陵部本は、紅梅本の本文にさらに大きな見直しを行ったことが分かる。これには紅梅本同様に書陵部本でも、河内本が取り入れられているようである。そこで、あらたに河内本を加えて書陵部本との不一致箇所を次表にした。

番号	丁数	定	明	河	紅(熊)	書	日	蓬三	公
32	3才	○ことゝふ	○ ●ことゝふ かたらふ	○	○	●かたらふ	●	●	●
19	2才	○給へは	●たまへは	○	●	●	●	●	○
11		○給には	○	□給事も	○ ▲給には 給には	●たまふに	○ ●給には	○給に ○は	▲給ふにも
7	1ウ	○なこりの	○	●なこり	○	●	●	○	●

94	92	88	86	79	72	69	66	64	62	60	54	51	34	33
			6才	5ウ			5才			4ウ		4才		
○ことほりの	○とにかくに	○あらず	○おほさぬ事に	○そひにける	○つれくも	○侍けれ	○なを	○いにしへの	○のにや	○かたには	○御物かたり	○み給も	○ことさら	○それなれと
○	○	●あらぬ	(脱文不明)	○	○	○	○	○	●のにや あらん	○	○	○	○	●それなれと から
□又ことほり	□とにかくにと	□あらねは	●おほさぬ事には	●そひける	●いかにつれくも	○	○	○	○	○	○	○	●ことさらに	○それなから (天理・大)
○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○
●ことほりなる	●とにかくに	●	●	●	▲つれくもと ヒ	○侍けれと ヒ	●まつ	●いにしへ	▲にや	●かたに	●ものかたり	●見給にも	●	●それなから
●	●	▲あらねはにや	●	●	●	○	●	○	○	○	●	○	●	○
●	●とにかくに ヒ	▲あらず ねはにや	●	○	●	○	●	○	○	○	●御物かたり ヒ	○	●	○
▲又ことほりの	○とにかくに	□	●	●	●	○	●	●	○	○	○	○	●	●

書陵部本19「たまへれは」・34「ことさらに」・86「おほさぬ事には」については、紅梅本同様定家本とは不一致である。すでに紅梅本の段階で大島本・定家本の本文から離れ、河内本・明融本・為明本などの本文と一致させようとする動きがあり、以後こうした本文が書陵部本・日大本・蓬三本に伝えられていることは先述した。書陵部本は紅梅本で行われたこうした動きをさらに進めているといえる。そこでこれら三例は除き、書陵部本が定家本紅梅本に一致しない本文について、次のように分けて検討する。

① 明融本と一致、以後の三条西家本とは不一致……88

② 河内本と一致、以後の三条西家本と一致

……7・33（河天理・大島）・79

③ 他本（為明本など）と一致・以後の三条西家本とも一致

……11・32・54・66・92・94

④ 書陵部本の独自本文

・ 以後の三条西家本と一致……64

・ 以後の三条西家本とは不一致……51・60・62・69・72

①の場合から検討する。書陵部本88「あらぬ」は明融本のみ的一致している。こうしたことから書陵部本は、新たに明融本に見える本文を取り入れたと考えられるが、以後には伝えられていない。一方定家本に一致する紅梅本「あらず」は、以後の三条西家の蓬三本に伝えられている。

②を検討する。書陵部本7「なこり」は河内本に一致している。こうしたことから、書陵部本は新たに河内本から取り入れ、この本文が日大本・公条本に伝えられていると考えられる。一方定家本に一致する紅梅本7「なこりの」は、蓬三本に伝えられている。書陵部本33「それなか

ら」は河内本（天理・大島）に一致していることから、書陵部本は新たに河内本から取り入れ、この本文が以後公条本に伝えられている。一方定家本・明融本に一致する紅梅本33「それなれ」とは、以後日大本・蓬三本に伝えられている。また同様に書陵部本79「そひける」も河内本に一致していることから、これも書陵部本が新たに河内本を取り入れ、この本文が日大本・公条本に伝えられていると考えられる。一方定家本・明融本に一致する紅梅本79「そひける」は、以後蓬三本に伝えられている。こうしたことから書陵部本7・33・79は、新たに河内本から取り入れられた本文であると考えられる。その本文が、以後三条西家の本文として伝えられている。

③を検討する。書陵部本11「たまふに」は為明本・穂久邇文庫本・御物本・陽明文庫本などに一致している。他の32・54・66・92・94のいずれにおいても、為明本とは一致していることから、このような本文を新たに取り入れたと考えられる。このような書陵部本で取り入れられた本文が、以後三条西家の本文として伝えられ定着している。また定家本・明融本に一致する紅梅本11「給には」は日大本に伝えられるが、日大本11「給ふには」の「は」が見え消ちになっている。校合校訂後の日大本11「給ふ」は、書陵部本に一致することになり、書陵部本を伝えていることにもなるのである。

④書陵部本の独自本文について検討する。そのうちの書陵部本64「いにしへ」はそれまでのいずれの諸本とも一致しない。書陵部本の独自本文と考えられるが、以後吉川本・公条本に伝えられている。一方定家本・明融本・諸本に一致する紅梅本64「いにしへの」は、以後日大本・蓬三本に伝えられている。ところが51・60・62・69・72においては様相が異

なる。例えば書陵部本51「み給にも」はいずれの本文とも一致せず、書陵部本のみ独自の本文であろう。これらの本文は以後の三条西家の本文としては伝えられていない。これまでなかった64・51・60・62・69・72の新しい本文をなした人は実隆であろう。それゆえ64は一箇所のみではあるが、吉川本・公条本に伝えられたのであろう。

書陵部本には、夢浮橋巻の奥書に「此物語以青表紙証本」「終全部之書功」とあるが、実は独自の本文作成が目途されている。そのためにさまざまな本文を取り入れ、こうした新しく取り入れられた本文については、以後三条西家の本文となっている。さらには書陵部本独自の本文も散見されるが、このような独自に作成された本文については、ほとんど

以後の三条西家の本文として伝えられていない。次に日大本の本文について検討したい。

(三) 日大本の本文の成立

日大本には、先述したように書陵部本64・51・60・62・69・72の独自の本文については伝えられていない。したがってこうした箇所では、定家本すなわち紅梅本に一致している。そこでこうした日大本が、どのような本文によっているかを検討する。日大本が紅梅本・書陵部本のいずれかと不一致の箇所について、肖柏本に吉川本を加えて次表にした(吉川本は肖(吉)とし、不一致部分のみ記す。蓬三本の検討にも兼用)。

番号	丁数	紅(熊)	書	日	蓬三	肖(吉)	公	河
4	1才	●みこたち	○宮たち	○	○	○	○	○
7	1ウ	○なこりの	●なこり	●	○ ●なこりの ヒ	●	●	●
11		○給には(熊) ▲給には(紅) モイ	●たまふに	○ ●給には ヒ	● ○給には ○は	▲給ふにも	▲	□給事も
29	2ウ	○きゝし	○	○	○ ●ナシ ○きゝし	▲きゝしる	▲	▲
32	3才	○ことゝふ	●かたらふ	●	●	●	●	●
33		○それなれと	●それなから	○	○	●(吉) ▲(肖) ●それなからと ヒ	●	○ ●(天理・大)

88	82	81	79	72	69	66	64	62	60	54	51	44	39	35
6才			5ウ			5才			4ウ		4才		3ウ	3ウ
○あらす	●ふるまひ給て	○人にはいと	○そひにける	○いかにつれくも	○侍けれ	○なを	○いにしへの	○のにや	○かたには	○御物かたり	○み給も	○くるしけなり	○つくしの	●そかしと
●あらぬ	○うちふるまひ給て	○	●そひける	▲つれくと ヒ	○侍けれと ヒ	●まつ	●いにしへの	●にや	●かたに	●ものかたり	●み給にも	○	○	○そかし
▲あらねはにや	○	○	●	●	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○
▲あらす ねはにや ヒ	○	○	●人には	○	●	○	○	○	○	●御物かたり ヒ	○	○くるしけなり ○くるしけなり	○ナシ つくしの	●
□あらねは	○	○	●	●	○	●	● (吉)	○肖	○	○	○	○	○	● (肖) (吉)
□	○	○	●	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○
□	○	○	●	●天理・大	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●

94	92	90
○ことばりの	○とにかくに	○我も人も
●ことばりなる	●とにかくに	○
●	●	○
●	●とにかくに ヒ	●我も ○我も _{人も}
▲又ことばりの	□とにかくにと ヒ	○
▲	○とにかくに ○	○
□	□	○

日大本が紅梅本、書陵部本のいずれかと不一致の箇所一七例を検討する。

一見して分かるように日大本では、書陵部本による新たな本文51・60・62・64・69・72はすべて書陵部本を伝えていない。これら六箇所では、日大本はすべて紅梅本に一致し、それらの本文は以後三条西家本に伝えられている。そこでこれら六例を除き、次のように分けて検討する。

- ① 紅梅本に一致……11・33
- ② 書陵部本に一致……7・32・35・54・66・79・92・94
- ③ 他本（為明本など）に一致……88

①について検討する。紅梅本に一致する日大本33「それなれと」は、蓬三本に伝えられている。一方河内本（天理本・大島本）に一致する書陵部本33「それなから」は、吉川本・公条本に伝えられている。同様に紅梅本に一致する日大本11「給には」は、以後三条西家本には伝えられていない。日大本11「給には」の「は」が見せ消し「給に」に校合校訂されている。紅梅本に一致していた本文を書陵部本に一致させ、この校合校訂本文については蓬三本に伝えられている。

②について検討する。書陵部本に一致する日大本7「なこり」は、以

後吉川本・公条本に伝えられている。一方定家本に一致する紅梅本7「なこりの」は蓬三本に伝えられている。同様に書陵部本に一致する日大本32「かたらふ」は、以後蓬三本・吉川本・公条本に伝えられている。一方定家本に一致する紅梅本32「こと、ふ」は、以後伝えられていない。書陵部本に一致する日大本35・54・66・79・92・94の例においても、伝えられる本文は一定していない。

③について検討する。日大本88「あらねはにや」は、大島本・定家本・横山本・国冬本・保坂本などに一致する紅梅本88「あらず」とも、明融本に一致する書陵部本「あらぬ」とも一致していないが、為明本には一致している。日大本が書陵部本同様に、新たに為明本を取り入れたからであろう。この本文は、蓬三本の傍書本文となって伝えられている。

こうしたことから日大本は紅梅本からの距離は書陵部本よりも近いので、ふたたび紅梅本をもとにしながら、書陵部本を重視しつつそれら独自本文部分は取り入れず、書陵部本で進められていた為明本などの特定の本文を取り入れているのであろう。紅梅本の段階ですでに定家本の本文から離れて独自の本文を目指す動きが見られたが、書陵部本ではさらにそれが加速して独自の本文まで作成している箇所が見られた。しかし

ながら日大本ではこうした書陵部本の独自本文部分を見直している。日大本独自の本文はないことなどから、書陵部本で進められた本文を整理したのであろうと考えられる。実隆は、日大本において三条西家の本文を完成させたと考えられる。したがって日大本は、定家本の臨模本↓文明本↓紅梅本↓書陵部本↓日大本という流れの中に位置づけられよう。

(四) 蓬左文庫蔵三条西家本の本文

―三条西家本の本文との関わり―

蓬三本は紅梅本・書陵部本両本文との関わりの中での動きが見られる。そして日大本同様に蓬三本は、書陵部本の独自本文51・60・62・64・69・72の六箇所とは不一致である。したがってこれら六箇所については、検討対象から除く。日大本同様、書陵部本の独自本文は取り入れられていないことが分かる。このように蓬三本は紅梅本・書陵部本・日大本の動きと絡んでいるようなので、これまでの検討結果をふまえて、三本との関係を次のようにまとめた。

- ① 蓬三本は紅梅本に一致、日大本は書陵部本に一致
…… 7・35・54・79・88・92
 - ② 蓬三本は紅梅本・日大本に一致、書陵部本とは不一致…… 33
 - ③ 蓬三本は書陵部本・日大本に一致、紅梅本とは不一致
…… 4・32・66・82・94
 - ④ 蓬三本は書陵部本に一致、日大本は紅梅本に一致…… 11
 - ⑤ 蓬三本は紅梅本・書陵部本・日大本とは不一致
…… 29・39・44・81・90
- ①について検討する。蓬三本7「なこりの」は紅梅本に一致し、日大

本7「なこり」は河内本を取り入れた書陵部本に一致する。蓬三本35「そかしと」は河内本を取り入れた紅梅本に一致し、日大本35「そかし」は定家本由来の書陵部本に一致する。蓬三本54「御物がたり」は紅梅本に一致し、日大本54「ものがたり」は独自本文の書陵部本に一致する。

蓬三本79「そひにける」は紅梅本に一致し、日大本79「そひける」は河内本を取り入れた書陵部本に一致する。蓬三本88「あらず」は紅梅本に一致し、明融本を取り入れた書陵部本88「あらぬ」、為明本を取り入れた日大本88「あらねはにや」とは異なる。なお蓬三本88「あらず」の「す」を見せ消し「ねはにや」を傍書し、日大本88「あらねはにや」に一致させていることは先述した。蓬三本92「とにかくに」は紅梅本に一致し、日大本92「とかくに」は書陵部本に一致している。

②について検討する。紅梅本に一致する蓬三本33「それなれと」は日大本に一致し、河内本を取り入れた書陵部本33「それなから」は公条本・吉川本に伝えられている。

③について検討する。蓬三本4「宮たち」は書陵部本・日大本に一致し、河内本を取り入れた紅梅本4「みこたち」とは一致しない。同様に蓬三本82「うちふるまひ給て」も書陵部本・日大本に一致し、独自本文の紅梅本82「ふるまひ給て」とは一致しない。また蓬三本32「かたらふ」・66「まつ」・94「ことはりなる」も為明本を取り入れた書陵部本・日大本に一致し、定家本由来の紅梅本32「ことゝふ」・66「なを」・94「ことはりの」とは一致しない。

④について検討する。蓬三本11「たまふに」は為明本を取り入れた書陵部本と一致し、定家本由来の紅梅本11「給には」と一致する日大本とは異なる。

⑤について検討する。蓬三本81「人には」は御物本のみに一致し、定家本由来の紅梅本・書陵部本・日大本81「人にはいと」とは不一致である。蓬三本81「人には」は、御物本を取り入れたのであろうか。しかしながら他の蓬三本29・39・44・94については、29「○」・39「○」・44「くるしけり」・90「我も○」とすべて補入があり、またこうした本文に一致する本文がない。訂正後はすべて紅梅本・書陵部本・日大本29「き、し」・39「つくしの」・44「くるしけなり」・90「我も人も」に一致しているところから、蓬三本29・39・44・94については、見落としによる誤写訂正の補入であろう。そうであれば蓬三本には他に独自本文や他本による取り入れが見られないので、あるいは81「人には」についても「いと」の見落とし誤写ではないか。そこで蓬三本29・39・44・81・90の五例については、蓬三本の書写上の誤写訂正箇所として、以後は検討箇所から除く。

蓬三本は、11では書陵部本と一致していた「給に」に「は」を補入して、日大本「給には」に、同様に54では紅梅本に一致していた「御ものかたり」の「御」を見せ消ちにして日大本「物かたり」に、88でも紅梅本に一致していた「あらず」を日大本「あらねはにや」に、92でも紅梅本に一致していた「とにかくに」の「に」を見せ消ちにして日大本「とにかくに」にそれぞれ一致させている。11・54・88・92の四箇所の蓬三本の校合校訂は日大本によるものである。したがってこれら蓬三本の校合校訂後の本文によれば、蓬三本と日大本との不一致箇所は、7・35・79のみとなつて、非常に近い本文になる。

そこでこれまでの紅梅本、書陵部本、日大本、蓬三本についての検討結果を次のように整理した（紅梅本を○として基準にした）。

番号	紅	書	日	前蓬三	後蓬三	一致しない理由
4	○	×	×	×		紅梅本の（河）取り入れ
7	○	×	×	○	×	書陵部本の（河）取り入れ
11	○	×	○	×	○	書陵部本の為明本取り入れ
32	○	×	×	×		書陵部本の為明本取り入れ
33	○	×	○	○		書陵部本の為明本取り入れ
35	○	×	×	○		紅梅本の（河）取り入れ
54	○	×	×	○	×	書陵部本の独自本文
66	○	×	×	×		書陵部本の為明本取り入れ
79	○	×	×	○		書陵部本の（河）取り入れ
82	○	×	×	×		紅梅本の独自本文
88	○	×	△	○	△	書陵部本の明融本、日大本の為明本取り入れ
92	○	×	×	○	×	書陵部本の為明本取り入れ
94	○	×	×	×		書陵部本の為明本取り入れ

蓬三本は、当初は紅梅本に近い部分がかなりある本文であつたが、校合校訂後はきわめて日大本に近い本文になつてゐる。こうしたことは実隆の関与なくしてはあり得ないであろう。実隆は、日大本完成後も三条西家の本文に関わり追求を続けているということが分かる。しかしながらこうした、校合後の蓬三本は日大本ともまったく一致しているわけではないので、別の新たな本文を作つたともいえる。一方これは『源氏物語』の本文史を作り上げたことでもある。想定される定家本の臨模本↓文明本↓紅梅本↓書陵部本↓日大本↓蓬三本という流れを見ると、三条

西家の本文が変遷を遂げていったことが分かる。

(五) 三条西家の別系統の本文

— 肖柏本・吉川本・公条本 —

肖柏本と吉川本は殆どの本文が一致しているが、異なる部分も有する。このことから、吉川本は肖柏本をそのまま書写したものではないことが分かる。また公条本の本文については肖柏本、吉川本に加えて書陵部本との関連も窺われる。しかしながらこれらの本文は、紅梅本↓書陵

部本↓日大本↓蓬三本という三条西家本の本文の流れとは異なるようである。一方それに比して肖柏本・吉川本、公条本の関係は緊密である。そうではあるが、肖柏本・吉川本・公条本の本文は、紅梅本の傍書イ文とも一致する本文があり、本文が複雑に絡んでいるようである。そこで、肖柏本、吉川本、公条本三本のいずれかが三条西家本と不一致の箇所をあげて、三本の関係とともに紅梅本、河内本、書陵部本、日大本、蓬三本とどのような関係があるかを検討したい（前掲表同様に、肖柏本（吉）として、吉川本が異なる場合のみ記す）。

番号	丁数	紅（熊）	河	書	日	蓬三	肖（吉）	公
1	1才	●いつと	●	●	●	●	○いつれと	●
4		●みこたち	●	○宮たち	○	○	○	○
7	1ウ	○なこりの	●なこり	●	●	○	●	●
8		○わさとも	□わさとはた	○	○	○	●わさともはた	●
9		○御心をのみ	□御心のみそ	○	○	○	○肖 ●御心をのみそ（吉）	●
10		○つくしはて	○	○	○	○	○肖 ●つきはて（吉）	○ ●つくしはて
11		○給には ▲給には		●たまふに	●	○ ●給ふに ○は	▲給ふにも	▲
16	2才	○あつまに ●あつまに	●あつまを	○	○	○	●	○ ●あつ○をに
20	2ウ	●木の	●	●	●	●	●	●

92	80	79	77	74	73	61	59	56	55	53	37	36	35
6才		5ウ			5才		4ウ	4		4才			3ウ
○とにかくに	○のたまへる	○そひにける	○いとあはれに	○給にいと	○まきれなく	○つけても	○こそなかり	○御けはひ	●女の	●女の	○さすかなり に過ぎかてなるへしイ ●さすかなり	ことはりにもあはれは	●そかしと
□とにかくにと	□のたまふも	●そひける	□いと、あはれと	●給みないと	○	●しも	□さらなり	●御けはひの	●	●	●さすかにすぎかてなる へし	●ことはりをおもほせは	●
●とかくに	○	●	○	●給にいと みな	○	○	○	○	●	●	○	○	○そかし
●	○	●	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○
●とにかくに ヒ	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	●
□	●の給へるも	●	●いとあはれと	▲給ふにみないと	●まきるゝことなく	●(吉) ○肖	▲あらさり	●(吉) ○肖	●	●	●	●	●肖 ○(吉)
○とにかくに	●	●	●	▲給ふにいと みな	●まき ○るこ ヒヒヒヒ れなく	●つけ ヒヒヒヒ ても	▲	▲御けはひの ヒ	▲女御の	●	●さすか にすぎかてなるへし ○なり ヒヒ	●ことはり をおもほせは ○にもあはれは ヒヒヒヒヒ	○

― 肖柏本について ―

肖柏本は1では「いつれと」としており、現存する定家本↓紅梅本↓書陵部本↓日大本↓蓬三本「いつと」の流れとは異なる。なぜなら先述したようにこの大島本由来の「いつれと」を取り入れているのは、明融本・肖柏本・吉川本、後には蓬左文庫蔵紹巴奥書本・鶴見大学本などわずかだからである。そうではあるが、肖柏本は、次のようにさまざまな本文を取り入れており、本文は複雑な様相を呈している。

肖柏本が一致する本文

- ① 定家本に一致……4・9・10・35・56・61
- ② 明融本に見える本文に一致……1
- ③ 河内本に一致……7・16・36・37・79・92
- ④ その他の本文に一致……11・59・77・80
- ⑤ 独自の本文……8・73・74

肖柏本は、さまざまな本文から取り入れていることが分かる。

②から検討する。肖柏本1「いつれとなき」は、大島本・明融本に見える本文に一致して吉川本に伝えられている本文である。これに対して三条西家本の紅梅本・書陵部本・日大本・蓬三本・公条本は、定家本1「いつとなき」に一致する。なお「いつれと」と「いつとなき」の相違については拙論^③で述べたが、「いつれとなき」は袖巻に語られた「光源氏の苦悩が「藤壺朧月夜」という特定の人物であることを想起させるための重要な装置語句であり、これに対して「いつとなき」とする本文では、光源氏が漠とした苦悩を有していると解するほかなく、両本文は用法意味とも相違する。しかしながら『細流抄』は「いつと」の本文をあげながらも、「藤壺朧月夜」という人物を特定する解釈をし得たのは、

吉川本が「いつれと」の本文だからであろう。それでは肖柏本は、大島本あるいは明融本のいずれを取り入れているのであろうか。

①を検討する。肖柏本は、大島本20「木」・53「女の」・55「女の」については、定家本・明融本に一致する20「木の」・53「女御の」・55「女御の」である。こうした部分については、肖柏本は定家本・明融本に見える本文に一致している。そうであれば肖柏本は定家本↓明融本という流れ位置づけのもとで、4・9・10・35・56・61についても、大島本ではなく定家本・明融本を取り入れていると考えられる。

③を検討する。肖柏本16「あつまを」・37「さすかにすきかてなるへし」・92「とにかくにと」は河内本と一致し、書陵部本など三条西家本の本文16「あつまに」・37「さすかなり」・92「とかくに」とは不一致である。7「なこり」36「ことほりをおもほせは」79「そひける」についても、河内本と一致している。肖柏本は、全体でも三分の二ほどが河内本と一致しており、依拠している本文であることが分かる。

④を検討する。肖柏本はその他の本文にも一致している。肖柏本11「給ふにも」は保坂本に、59「あらさり」・77「いとあはれと」は陽明本に、80「の給へるも」は陽明本・御物本に一致している。これら11・59・77・80は、公条本あるいはその傍書本文に伝えられている。

⑤を検討する。肖柏本から始まる新本文かと考えられるのは、8「わさともはた」は、大島本・定家本・紅梅本8「わさとも」、河内本8「わさととはた」とも、他のどの本文とも一致しないからである。同様に肖柏本73「まきる、ことなく」は、大島本・定家本・明融本・紅梅本・河内本など諸本の73「まきれなく」とは一致しない。同様に肖柏本74「給ふにみないと」についても、大島本・定家本・明融本・紅梅本などの74「給

にいと」とも、河内本74「給みないと」とも一致しない。そうではあるが肖柏本74「給ふにみないと」については、大島本・定家本・明融本の「給に」に、河内本の「みないと」を加えた本文でもある。8・73についても、他とはまったく異なる本文ではなく、このような方法で成立した新しい本文であろうか。

このように肖柏本は、三条西家の本文に近い定家本・明融本や河内本によりながら、さまざまな本文を取り入れ、かつ自身による新たな本文までも含んだ本文になっていることが分かる。こうした肖柏本を書写したと考えられる吉川本について、次に検討する。

—吉川本について—

吉川本は、9・10・35・56・61で肖柏本と異なっているのみである。1では肖柏本が大島本のみに一致する明融本「いつれと」の本文を取り入れており、これに吉川本も一致している。先述したように、花散里巻冒頭のこの本文は重要な語句である。この「いつれと」の本文が肖柏本と吉川本は一致していることから、両本の近い関係が窺われる。さらに不一致箇所が五箇所のみであることから、吉川本は肖柏本の本文を底本として成立した本文であろう。そこで9・10・35・56・61の五箇所について、次のように分けて検討する。

吉川本が一致する本文

- ① 河内本に一致……56・61
- ② 書陵部本に一致……35
- ③ その他の本文……9
- ④ 独自の本文……10

①を検討する。肖柏本他の諸本はすべて56「御けはひ」であるが、吉川本56「御けはひの」は河内本に一致し、公条本に伝えられている。同様に肖柏本・他の諸本はすべて61「つけても」であるが、吉川本61「しも」は河内本に一致し、公条本に伝えられている。吉川本56・61では、河内本を取り入れた本文が公条本に伝えられているのであろう。

②を検討する。肖柏本35「そかし」とは河内本・紅梅本・蓬三本に一致しているが、吉川本35「そかし」は、定家本・明融本由来の書陵部本・日大本・公条本などに一致している。吉川本「そかし」は、三条西家の本文書陵部本・日大本に一致させたということであろう。

③を検討する。肖柏本9「御心をのみ」は、定家本・明融本由来の書陵部本・日大本・蓬三本に一致する。これに対して吉川本9「御心をのみそ」は御物本のみ的一致しており、吉川本は肖柏本の本文から離れて御物本を取り入れたのであろうか。この本文は公条本に伝えられている④を検討する。肖柏本10「つくしはて」は他の諸本にすべて一致しているが、吉川本10「つきはて」は独自の本文となっている。こうした吉川本のみ独自の本文例は他の巻でも散見されることから、あるいはこの10「つきはて」についても、実隆により作成された新しい本文かと考えられる。

肖柏本から吉川本が離れた箇所は、河内本や他本を取り入れ、また独自の本文にするなどの手直しがされている。吉川本は肖柏本を見直し、新たに河内本、他本を取り入れ、あるいは実隆自身による独自の本文をも加えて成立させた本文といえる。こうした本文を取り入れていると見られるのが公条本である。

―公条本について―

公条本は、校合前は肖柏本・吉川本に一致する本文が多いが、肖柏本とも吉川本とも一致せず、書陵部本に一致する場合もある。また公条本の校合校訂後本文は、吉川本に一致する場合が多い。こうしたことから、公条本は肖柏本によりながら、書陵部本、吉川本を取り入れた本文を作

成し、さらに吉川本で校合校訂したことが推測される。そこで当初の公条本と校合校訂後の公条本を明らかにしたい。次のように公条本が肖柏本、書陵部本・吉川本との一致、不一致箇所をあげて検討する〔□囲みは、校合校訂を認める箇所〕。

当初の公条本

- ① 肖・書に一致、吉に不一致…… 10・61
- ② 書に一致、肖・吉に不一致…… 1・16・36・37・73・74・92
- ③ 吉に一致、肖・書に不一致…… 9・56
- ④ 肖・吉に一致、書に不一致…… 8・9・11・59・77・80
- ⑤ 書・吉に一致、肖に不一致…… 35
- ⑥ いずれとも不一致、独自本文……

校合校訂後の公条本

- | | | | | |
|-------|----|--------------------------------|---------|---|
| 56・92 | 35 | 8・9・11・59・77・80・16・36・37・73・74 | 9・10・61 | 1 |
|-------|----|--------------------------------|---------|---|

一見して、当初本文の公条本は吉川本に遠い部分があるが、校合校訂後の公条本は吉川本にもっとも近い本文になっていることが分かる。そこで公条本に行われた校合校訂をも含めて検討する。

① 公条本が、肖柏本・書陵部本に一致、吉川本に不一致の例を検討する。当初公条本10「つくしはて」は肖柏本・書陵部本に一致しているが、この当初本文「つくしはて」の「つく」を見せ消ちにして「き」を傍書した「つきはて」は吉川本に一致している。肖柏本・書陵部本に一致していた公条本の当初本文「つくしはて」は、吉川本「つきはて」によって校合校訂が行われたことが分かる。なおこの「つきはて」とする吉川本の本文は、諸本に見られない新しい独自本文と考えられることは先述

したが、こうした本文が吉川本から公条本に伝えられたということである。同様に当初の公条本61「つけても」は肖柏本・書陵部本の本文に一致しているが、校合校訂本文「しも」は吉川本に一致している。なおこの吉川本「しも」は河内本に一致しており、公条本は、このように新たに河内本を取り入れた吉川本本文によっても校合校訂がなされているのである。校合校訂後の公条本10・61は、吉川本に一致する本文になったのである。吉川本の本文が重視されていることが分かる。そこで次に③⑤を先に検討する。

③の公条本が、吉川本に一致、肖柏本・書陵部本に不一致の例9・56、⑤の書陵部本・吉川本に一致、肖柏本に不一致の例35について検討

する。公条本9「御心をのみそ」、公条本35「そかし」はともに吉川本に一致している。公条本がすでに吉川本に一致している9・35に対しては校合校訂がされていないのである。なお肖柏本9「御心をのみ」、35「そかし」とともに公条本とは一致していない。①で検討した10・61のことをふまえるならば、9・35における公条本の本文は、吉川本の本文と見なされているということであろう。なお公条本56「御けはひの」は吉川本に一致していたにもかかわらず、「御けはひの」の「御」が見せ消ちされて、独自の本文「けはひの」となっている。公条本が独自に、「けはひの」とする新しい本文にした結果、公条本56「けはひの」は一致する本文が見当たらない。

②公条本が、書陵部本に一致、肖柏本・吉川本に不一致の例1・16・36・37・73・74・92を検討する。公条本は、書陵部本に関わりがあることが窺われる。肖柏本・吉川本ともに1「いつれ」とあるが、公条本1「いつと」は書陵部本1「いつ」に一致している。同様に当初の公条本37「さすかなり」は書陵部本に一致しているが、この公条本「さすかなり」の「なり」を見せ消ちにして「にすきかてなるへし」を補入した「さすかにすきかてなるへし」とする本文は吉川本37「さすかにすきかてなるへし」に一致している。書陵部本に一致していた当初の公条本37「さすかなり」を吉川本により校合校訂し、吉川本の本文に一致させたのである。同様に当初の公条本73「まされなく」も書陵部本に一致しているが、この公条本「まされなく」の「れ」を見せ消ちにして「る、こと」を補入した「まさる、ことなく」は吉川本に一致している。同様に当初の公条本74「給ふにいと」は書陵部本に一致しているが、この公条本の当初本文「給ふにいと」に「みな」を補入した「給ふにみないと」は吉川本

に一致している。吉川本による校合校訂は、かなり綿密に行われている。公条本16「あつ^まをに」とあるが、「ま」は単純な誤写で当初の公条本は「あつまに」であろう。この当初の公条本「あつまに」は書陵部本に一致しているが、この本文の「に」を見せ消ちにした「あつまを」は吉川本に一致している。こうして書陵部本に一致していた当初の公条本「あつまに」は、吉川本による校合校訂により公条本の校合後本文「あつまを」は吉川本に一致している。当初の書陵部本に一致する本文にも吉川本による校合校訂が行われているのである。このように当初の公条本は書陵部本に一致していたが、1「いつと」を除いた16・36・37・73・74・92の例はすべて、校合校訂により吉川本に一致する本文になっている。

④肖柏本・吉川本に一致、書陵部本に不一致の例8・9・11・59・77・80を検討する。これまでの①②③⑤の検討結果を前提にすれば、8・9・11・59・77・80がすべて吉川本に一致している。それゆえすべて校合校訂がなされていない。

このように当初の公条本は肖柏本・公条本、また当初の書陵部本を取り込んだ本文であった。しかしながらこうした公条本に、肖柏本、当初の書陵部本に一致する部分に吉川本による校合校訂が行われた結果、校合校訂後の公条本は吉川本にきわめて近い本文になったのである。こうした校合校訂は、書陵部本、肖柏本、吉川本、公条本のすべてを知り尽くした実隆によってのみ可能であったと考えられる。公条本は「公条筆」とあるが、少なくとも実隆による校合校訂がなされた本文であろう。

(六) 紅梅本の傍書イ文

紅梅本の傍書イ文⁽⁴⁾についてふれておきたい。傍書イ文は、肖柏本・

吉川本・公条本の三本が一致する本文箇所で行われているようである。紅梅本11「給には」^{もイ}、15「ことを」^{さうのイ}、16「あつまに」^{をイ}、22「み給」^{思ひ出イ}、26「つまに」^{とイ}、27「人」^{をし明てイ}、28「ゐたり」^{ルヘシイ}、36「ことはりにもあれ」^{をイ}は「37「さすかなり」^{に通かてなるヘシイ}」とある。これらの紅梅本の傍書イ文は、11では肖柏本・吉川本・公条本（校訂後を含む）のみが一致し、他は肖柏本・吉川本・公条本・河内本が一致している。こうしたことから紅梅本の傍書イ文は、肖柏本・吉川本・公条本の三本の共通本文から選ばれ、これが紅梅本の傍書イ文となっていると考えられる。紅梅本では、肖柏本・吉川本・公条本三本の傍書は「イ文」とされていることが注視される。定家本の流れを引く紅梅本に対して、肖柏本・吉川本・公条本三本は系統や流れの異なる異本と位置づけられているのである。

紅梅本の傍書イ文は、肖柏本・吉川本・公条本三本が共通する本文で公条本の成立後に付されたと考えられる。紅梅本の傍書イ文を加えたのは、これら三本の本文内容に精通する人物であろう。これについてもさまざまな本文に関わってきた実隆がなしたのであろう。

以上花散里巻における大島本、定家本、紅梅本、書陵部本、日大本、蓬三本、肖柏本、吉川本、公条本のそれぞれの関係と流れについて検討したことを次にまとめた。

- 1 大島本の53・55「女の」とする本文によれば、光源氏が訪問して歌を贈答した相手が三の君であり、花散里巻の女主人公花散里と呼ばれる女性であることが明確になる。一方定家本53・55「女御の」とする本文によれば、光源氏が訪問して歌を贈答した相手は麗景殿「女御」となるため、花散里の語句は、麗景殿「女御」、麗景

殿女御の「邸」、あるいは「女御とその妹三の君」などと解さざるを得ない。これは松風巻冒頭に「花散里と聞こえし」とあることと矛盾する。三条西家本はこうした本文である定家本によっているといえる。

- 2 紅梅本は、定家本とは七箇所本文の相違があり、そうした箇所は、河内本・為明本・明融本などと一致している。それらによる校合校訂の跡を窺うことができる。こうしたことから紅梅本は、定家本を臨模した段階からさらに何回かの校合校訂が加えられた本文と考えられる。

- 3 書陵部本は定家本とは一箇所不一致例が見られ、紅梅本よりもさらに定家本から遠ざかっている。書陵部本は、紅梅本をもとにいつそう河内本・為明本などによる校合を進め、さらに独自の新本文までも含む本文となっている。こうしたことから、定家本↓定家臨模本↓文明本↓紅梅本↓書陵部本の流れが想定される。

- 4 日大本は、書陵部本をもとにしながらも、実隆独自の新本文についてはこれを除いて再び紅梅本に一致させたり、他の為明本を取り入れるなど、本文の見直しを行っているが、独自の本文を取り入れた形跡は見られない。日大本は、三条西家の本文をめざして確立した一つの形であるといえよう。よって定家本↓定家臨模本↓文明本↓紅梅本↓書陵部本↓日大本の流れを認めうる。

- 5 蓬三本の成立にも、実隆が関与していると考えられる。なぜなら蓬三本の校合校訂後本文は、紅梅本、日大本に一致する。蓬三本の校合校訂が三条西家の本文内で行われていることが窺えるからである。実隆は、日大本完成後も三条西家の本文の追求を続けて

二 夕霧の官位表記をめぐる

いたのである。このことは、また別の新たな本文を作ってしまったことをも意味する。こうしたことから蓬三本についても、三条西家の本文として、定家本↓定家臨模本↓文明本↓紅梅本↓書陵部本↓日本↓蓬三本という流れの中に位置づけられよう。

6 肖柏本には大量の河内本が取り込まれているが、大島本、明融本由来の本文も伝えている。また肖柏自身によるかと考えられる新たな本文までもが含まれた本文になっている。

7 吉川本は肖柏本をもとにして、その本文の見直しを行ってさらに河内本本文を取り入れたり、実隆自身による新たな本文かと考えられる本文までもが含まれている。

8 公条本は、当初は肖柏本に近い本文であったが、こうした本文に吉川本による多くの校合校訂が行われ、校合校訂後の本文は吉川本に近い本文になっている。

9 紅梅本の傍書イ文は、肖柏本・吉川本・公条本三本の一致する箇所から選ばれた本文である。定家本の流れを引く紅梅本と、大量の河内本本文や独自の本文を含む肖柏本・吉川本・公条本は別系統の異本という位置づけがされていると考えられる。これらの紅梅本の傍書イ文は、肖柏本・吉川本・公条本の流れや本文の内容、関係などすべて知り尽くしている実隆が紅梅本に加えたのであるう。

実隆は定家本によりながらも、その親本にすべて依拠してはいないことが分かる。次の昇進後の夕霧の官位表記が「左」大臣か「右」大臣かで論議されている問題についても、同様の姿勢が窺われる。

夕霧の官位表記については、拙論「右大臣と左大臣―大島本における夕霧の官位表記をめぐる」⁽⁵⁾で述べたように、『大成』本文の大島本では、夕霧は竹河巻末に「右は左にとう大納言左大将かけ給へる右大臣になり給」とあり、先の左大臣が死亡して、「右大臣であった夕霧は「左大臣」に昇進したというのである。この「右は左に」の部分は現存する諸本すべてに見られ、夕霧は「竹河」巻末で右大臣から左大臣に昇進したことになる。それにもかかわらず、この昇進記事の後に、現在の本文では大島本は再び夕霧を「右大臣」としている。すなわち「左大臣」と「右大臣」の表記が混在している。さらにこの間、夕霧の降格の記事は見られないから、夕霧の官位に矛盾が生じていることになるとし、このことについて考察を加えた結果、当初の大島本は、通行と異なる「竹河・紅梅」の順序での享受によって、夕霧の昇進以後を一貫して「左」とし、書陵部本・肖柏本とも一致する伝本であった。しかしその後当初の大島本は、十六箇所が加筆により「左」をすべて「右」に改変された。そのために改変後の大島本は、「左」と「右」の混在する状態になり、大島本は加筆前と加筆後とは姿を大きく変えてしまったと述べた。すなわち当初の大島本は、夕霧は竹河巻末で右大臣から左大臣に昇進した以後、一貫して「左」大臣と表記される官位の矛盾がない本文だったのである。そこで本稿では、当初の大島本を大島本として論ずる。一方定家本については早蕨巻のみであるが「右」大臣とある。また『物語二百番歌合』でも「右」大臣としている⁽⁶⁾。こうしたことから定家本は、夕霧の極官を「右」大臣とする本文であったと考えられる。すなわち竹河巻末の夕

霧の昇進以後の官位について、大島本は「左」、定家本は「右」大臣とする表記であったといえよう。昇進以後の夕霧の官位については、三条西家の本文間でも、大島本のごとく「左」大臣とする本文と、定家本のごとく「右」大臣とする本文とに分かれているようである。三条西実隆は、

夕霧の官位についてどのような位置づけをしているのであろうか。そこで池田本、『弄花抄』『細流抄』を加えて、諸本の異同を次表にした（「左」大臣は「○」、「右」大臣は「×」、大臣は「△」とし、ナゾリ・追筆「※」⁽⁷⁾以前の姿を提示する）。

番号	巻名	大成頁・行	大	定	明	紅	書	弄	細	日	蓬三	肖	池	尾
15	紅梅	一四五一・12	○	/	※ ○	○	○	×	○	× _左	※ ○	○	×	×
14	紅梅	一四四八・9	○	/	※ ○	○	○	×	○	× _左	※ ○	○	×	×
13	竹河	一五〇〇・10	○	/	○	○	○	/	/	○ _{右本}	○ _{右本}	○	○	○
12	竹河	一五〇〇・1	○	/	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○
11	竹河	一四九七・6	○	/	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○
10	椎本	一五四七・6	×	/	×	×	×	/	/	×	×	×	×	×
9	竹河	一四九二・8	×	/	×	×	×	/	/	×	×	×	×	×
8	竹河	一四九一・11	×	/	×	×	×	/	/	×	×	×	×	×
7	竹河	一四八九・10	×	/	×	×	×	/	/	×	×	×	×	×
6	竹河	一四八八・4	×	/	×	×	×	/	/	×	×	×	×	×
5	竹河	一四八三・9	×	/	×	×	×	/	/	×	×	×	×	×
4	竹河	一四六七・8	×	/	×	×	×	/	/	×	×	×	×	×
3	竹河	一四六七・2	×	/	×	×	×	/	/	×	×	×	×	×
2	竹河	一四六四・5	×	/	×	×	×	/	/	×	×	×	×	×
1	竹河	一四六四・3	×	/	×	×	×	/	/	×	×	×	×	×

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
浮舟	浮舟	浮舟	東屋	東屋	宿木	宿木	宿木	宿木	宿木	宿木	宿木	宿木	宿木	早蕨	総角	総角	総角	総角	総角	紅梅
一八七九・13	一八七一・3	一八六六・9	一八二三・1	一八〇六・8	一七八〇・8	一七七七・4	一七七三・2	一七七〇・11	一七七〇・4	一七二〇・7	一七一七・6	一七〇八・2	一七〇五・11	一六九一・5	一六五一・14	一六四八・1	一六四二・14	一六三六・1	一六三四・8	一四五六・7
/	/	/	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	×	/	/	/	/	/	/
×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ _右	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
/	/	/	/	○	/	○	/	/	×	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	×
/	/	/	/	○	/	○	○	/	×	/	/	/	○	/	/	/	/	/	/	/
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○ _右	×	×	×	×	×	×	×
※ ○ _右	※ ○ _右	※ ○ _右	※ ○ _右	※ ○ _右	○ _右	○ _右	○ _右	○ _右	×	○ _右	○ _右	※ ○	○ _右	○ _右	※ ○	※ ○	※ ○	※ ○	※ ○	※ ○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	×	×	△	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	○ _右	×	×	×	○ _右	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

37	蜻蛉	一九六六・10	○	／	○	○	○	×	左	○	／	○	×	左	○	○	○	×	×
38	蜻蛉	一九七〇・3	○	／	○	○	○	※	×	左	／	○	×	○	○	○	○	×	×
39	蜻蛉	一九七六・9	○	／	○	○	○	×	左	○	右	○	×	○	○	○	○	×	×
40	手習	二〇二六・4	○	／	○	○	○	○	○	／	○	○	×	○	○	○	○	×	×
41	手習	二〇四四・4	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×

まず表から分かることを、次のようにまとめた。

一、明融本は浮舟巻のみ三例すべて「右」大臣表記である。明融本全体の「左」大臣表記については他の巻ではすべて「左」大臣と明確に表記されていることから、夕霧の昇進以後の官位をすべて「左」大臣とする本文であろう。しかしながら明融本の親本の浮舟巻が既に別系統の本によって補われていたものであったか、親本の浮舟巻が欠巻であったために明融本書写時に別系統本文で補ったように見える。こうしたことから、明融本の親本あるいは明融本は本文を忠実に写しているようである。そのうえで明融本は、紅梅14・15では「左」をナゾリ「右」としている。紅梅16が「左」のままで一貫性がないことから、この校合校訂は後人によるものである。

一、書陵部本は蜻蛉巻のみ三例すべて「右」大臣表記で「左」の傍書がある。他の巻はすべて「左」大臣と表記されていることから、夕霧の昇進以後の官位をすべて「左」大臣とする本文系統であることが分かる。そうであるならば親本の蜻蛉巻がすでに別系統の本によって補われていた本であったか、あるいは書陵部本の段階

で「右」大臣と表記する別系統の本文で補ったかに見える。こうしたことから、少なくとも書陵部本蜻蛉巻は親本の表記が忠実に写されているといえる。蜻蛉巻37・38でもこのようにいったんは親本の「右」大臣表記を忠実に書写したが、他の巻と矛盾するため「左」を傍書し、蜻蛉39ではさらに「右」を見せ消ちにして「左」とする本文としたものと考えられる。書陵部本では、このような校合校訂を行ってまで、夕霧の官位を一貫性のある「左」表記にしている。

一、尾州家本は宿木28・東屋32には「左」大臣殿の「左」に「右」の傍書がある。親本が紛らわしい「右」とも「左」とも読める草体であったのであろう。それゆえ最初は親本をまねた「左」と写したが、宿木26・29・30・31・32・蜻蛉38に仮名で「みきの」とあることから、一貫性を持たせるために、後に校訂をして「右」を傍書したのであろう。

一、日本本は宿木23「左」大臣表記に「右イ」の傍書、蜻蛉39「左」大臣表記に「右本」の傍書がある。他の巻はすべて「右」大臣と表記されていることから、夕霧の昇進以後の官位を「右」大臣と

表記する系統の本文であろう。一方「左」大臣とする表記が二箇所のみ存在するのは、少なくとも日大本の親本の宿本23・蜻蛉39は紛らわしい草体で「左」としか読めなかったであろう。

一、池田本は東屋のみ32は「左」大臣・33は大臣とある。他の巻はすべて「右」大臣表記であるところから、「右」大臣と表記する系統の本文であったろう。それにもかかわらず、東屋巻のみ「左」大臣、または大臣とあるのは、親本を忠実に書写しているからであろう。

以上のことから、いずれの本文も親本に忠実に書写をしていることが窺われる。そこで夕霧の昇進以後の官位表記について、それぞれの本文を勘案すると、大島本・明融本・紅梅本・書陵部本・肖柏本・蓬三本の親本は、「左」大臣表記とする系統の本文であり、一方定家本・尾州家本・池田本・日大本は「右」大臣表記とする系統の本文であったといえよう。このように物語の内容にもかかわる昇進後の夕霧の官位について、本文間にこうした「左」大臣と「右」大臣という大きな異同があったということなのであろうか。

全体を検討するにあたって、本文が分かれている原因を次のように分類した。

①紅梅巻をめぐる本文表記の相違

・「左」大臣……大島本・明融本・紅梅本・書陵部本・『細流抄』・蓬三本・肖柏本

・「右」大臣……『弄花抄』・日大本・池田本・尾州家本

②竹河巻末以後の夕霧の官位表記の相違

・「左」大臣……大島本・明融本・紅梅本・書陵部本・『細流抄』・

蓬三本・肖柏本・『弄花抄』

・「右」大臣……日大本・池田本・尾州家本・(定家本)

③宿本27の本文表記

・「右」大臣……すべての諸本

まず①について検討したい。紅梅巻の夕霧の官位表記について、なぜ「左」大臣とする本文と「右」大臣とする本文とに分かれているのであろうか。大島本・明融本・紅梅本・書陵部本・『細流抄』・蓬三本・肖柏本は、大島本と同様に「左」大臣表記である。こうした諸本については、大島本について考察し述べたように、「竹河・紅梅」という順序での享受をしているからであろうか。一方『弄花抄』・日大本・池田本・尾州家本などは、通行の「紅梅・竹河」という順序での享受ゆえに、紅梅巻の夕霧の官位を「右」大臣としているのであろうか。定家本については、『物語二百番歌合』では夕霧を「右大臣」としており、また早蕨巻が「右」大臣であるところから、池田本のごとく「紅梅・竹河」という順序での享受で「右」大臣とする系統の本文だったのであろうか。しかしながらこうした事情について、『細流抄』では紅梅巻名注記に、

或説竹河を一の並とせり其故は薫の幼少の時よりの事有によりて也
され共只紅梅竹河と次第くたり宜也此並は豎の並となんいへり但
横とも云へきにや薫廿一歳廿二歳の事也

とある。したがって『細流抄』の使用した本文は、「竹河・紅梅」という順序での享受になっていたと考えられる。それゆえ『細流抄』では、紅梅14に「左のおほいと」・紅梅15に「左のおと」とする項目をあげて、いずれにも「夕霧」との注記をしているのであろう。『細流抄』は、「左」大臣とする本文によっているのである。しかしながら一方『細流

抄』は、「紅梅・竹河」という享受についても、「次第くたり宜也」と肯定をしている。「竹河・紅梅」、「紅梅・竹河」のいずれの順序による享受も認めているのである。その理由として、「此並は豎の並となんいへり但横とも云へきにや薫廿一歳廿二歳の事也」として紅梅巻と竹河巻末部分が重なることをあげて、巻の先後は意味がないと言うのである。実際薫の官位に着目すると、竹河巻と紅梅巻の年次が重なる部分を有しており、竹河巻末に「中將は中納言に」、紅梅巻にも「源中納言」とあり、竹河11・12・13と紅梅14・15・16の年次は重なっている。『細流抄』は、こうした『源氏物語』の構造について言及しているのである。そうであれば紅梅巻の夕霧の官位は、「紅梅・竹河」あるいは「竹河・紅梅」という巻の順序にかかわりなく、「左」大臣である。紅梅巻の夕霧の官位については、大島本・明融本・紅梅本・書陵部本・『細流抄』・蓬三本・肖柏本のごとくに、『弄花抄』・日大本・池田本・尾州家本でも、当然「左」大臣と表記するべきであろう。一方『弄花抄』が「右」大臣と表記された本文によりながらも、「左になをすへし」という注記を付しているのは、『細流抄』同様の認識をしているからであろう。それにもかかわらず日大本・池田本・尾州家本では、夕霧の官位について、紅梅巻のみならず竹河巻末以降の巻巻でも、「右」大臣とする表記になっているのはなぜであろうか。

②について検討したい。①で分かったことを前提にして考える。

竹河巻末で昇進した以降の巻における夕霧の官位については、諸本すべてがなおさら「左」大臣と表記するべきであろう。しかしながら「左」大臣と表記されるのが自明の事であるにもかかわらず、なお定家本・池田本……日大本・尾州家本では、「右」大臣と表記されている。なぜこ

うした矛盾を含む本文がそのまま伝流されているのであろうか。それにはどのような原因や意図があるのであろうか。これについても『細流抄』は、宿木23の項目「左大臣との」に次のような注記をしている。

古本作右大臣これも子細なき歟猶左しかるへき也仍近代本皆左二改之花鳥釈義其義にをよふへからさる也夕きりは左大臣なる事分明の事なり

『細流抄』は、夕霧の官位が「左大臣」であることは、「分明の事」で「左しかるへき」であるから、「近代本」は「皆左二改之」ているのだという。『細流抄』は、夕霧の官位が「左」大臣であることは明白な事であるとしている。それゆえたとえ「古本」に「右大臣」とあっても、それは「子細なき歟」というのである。すなわち夕霧の官位は、古本に「右」大臣とあろうと「左」大臣の意で解すべきであるといっているのである。それゆえ『細流抄』は、「花鳥釈義其義にをよふへからさる也」として、『花鳥余情』を批判しているのである。『花鳥余情』を見ると、宿木23の項目「右大臣ほのき、給て……」には、次のようにある。

夕霧は竹河巻に左大臣に転す右大臣はあやまれる也但し藤壺女御の父左大臣にまきる、によりてはらくもとの右大臣をいへるにや

『花鳥余情』は「右」大臣と表記されている本文によっている。しかしながら「右」大臣とする本文は誤りだともする。しかしながらまた一方でその「右」大臣とする本文によって、「藤壺女御の父左大臣にまきる、によりてはらくもとの右大臣をいへるにや」と解釈しようとしている。これに対して『細流抄』が「釈義其義にをよふへからさる、すなわち「右」大臣の本文で解釈すべきではないといっているのである。『細流抄』は、夕霧の昇進以後の官位が「左」大臣であることは自明の理であるか

ら、古くから草体が「右」大臣のように見えて、それをそのまま伝えて
いる本文があるが、「左」大臣の解であることは変わらないとする。『細
流抄』は伝伝の間に、草体ゆえの「右」大臣表記という問題が発生した
ことを示唆しているといえよう。

実際尾州家本では「右」大臣表記が多い中、宿木28・32は「左」大臣
に見える。これは親本の草体が「左」に見えたものを忠実に書写したか
らであろう。また他の巻でも「左」起筆になっている例が散見される。
一方宿木26・29・30・31、蜻蛉38のの箇所については、「みき」大臣とある。
こうしたことから、尾州家本では親本以前の段階で、すでに「左」「右」
あるいは「左」とも「右」とも見える草体、「みき」などの表記が混在
していたと考えられる。

こうしたことから明融本は浮舟巻、書陵部本は蜻蛉巻のみがすべて
「右」大臣の表記であることについても、あるいは草体の「左」表記の
問題があるのではないか。あるいは親本以前の書写者の草体の「左」が、
「右」と読まれて書写されて伝えられた本文の系統を伝えている巻では
ないか。そうであれば明融本の浮舟巻・書陵部本の蜻蛉巻は、別系統の
本文で補われているのではなく、明融本の浮舟巻、書陵部本の蜻蛉巻は
ともに、「右」と読める字体で書かれた親本を臨模しているのではないか。
すなわち明融本の浮舟巻・書陵部本の蜻蛉巻は、「右」大臣と表記され
た定家本の姿をそのまま伝えていたのであろう。

日大本・池田本は、定家本の「右」大臣表記を伝えた系統の本文であ
ろう。しかしながら夕霧が昇進後も「右」大臣と表記されている本によつ
た場合、『花鳥余情』においても見られたように解釈に混乱や困難を生
じることになる。

③について検討したい。①②で分かったことは、夕霧の官位について
は、竹河巻末で「左」大臣に昇進後は一貫して「左」大臣であったとい
うことである。したがって本来の本文では、夕霧は当然「左」あるいは「ひ
たり」大臣と表記されていたということである。このことをを前提にし
て考える。

しかしながらそれでは宿木27については、すべての諸本が「右」大臣
表記になっているのはなぜであろうか。加えて宿木27の「右」については、
諸本は紛れもない書体、あるいは活字に近い「右」で記されている。
それゆえこの箇所は、いずれの諸本でも誤りなく「右」大臣と読むこと
ができる。こうしたことから宿木27の本文は、諸本が「右」大臣とすべ
き箇所だと認識しているといつてよい。宿木27のみは、いずれの諸本も
「右」大臣であること正確に伝えようとしているのである。そうであれば、
夕霧の竹河巻末での昇進以降を「左」大臣とする本文とかわりがある
であろう。ここは「右」大臣が「左」大将を辞した箇所であるが、この
人物について『細流抄』では、項目に「右大いとの左にて」として、次
のような注記をしている。

紅梅大臣なるへし竹河巻の昇進にみえたり

『細流抄』は「竹河巻の昇進にみえたり」とするように、竹河巻末に「右
は左にとう大納言左大将かけ給へる右大臣になり給」という箇所である。
夕霧が「左」大臣になると同時に、紅梅が「右」大臣に昇進していると
している。そうであればこの「右」大臣は、当然「紅梅大臣」だとい
うのである。同じ竹河巻末に同時に薫についても昇進記事があり、「薫中
将は中納言に」なり、この宿木27では「権大納言になり」「右大将かけ」
たとある。そうであれば、宿木27では、紅梅「右」大臣が「左」大将を

辞し、それまでの右大將が左大將に転じた空席を権大納言の薫が兼任したのである。このように竹河卷末と宿木27における薫と紅梅「右」大臣との昇進記事は、いずれも合致しており矛盾はない。そうであれば『細流抄』が記すように、宿木27は紅梅「右」大臣その人である。諸本は宿木27のみは誤りのない「右」表記によって、紅梅「右」大臣であることを明確にして伝えてきたのであろう。一方『弄花抄』は「右大臣は紅梅也」としながらも、「不然此右大臣誰ともなし」として解釈に揺れが見られる。『弄花抄』では『細流抄』のように、明確に紅梅「右」大臣であると決定はしていない。現在の注釈書においても、伝伝による表記が解釈に影響を落としているようである。

現在の注釈書は、改変後の大島本によっている。改変後の大島本では、夕霧の官位は昇進以後も多くは「右」「みき」大臣としているが、「左」「ひたり」大臣もあり、「右」と「左」が混在する矛盾のある本文になっている。現在の注釈書は、こうした改変後の大島本を「右」大臣、「左」大臣という活字にしており、昇進後の夕霧の官位については、「右」大臣「左」大臣が混在する矛盾した本文になっている。現在の注釈書では、当初の大島本に仮名で「ひたり」とある箇所について、

総角19「左の大臣」……夕霧

蜻蛉38「左の大臣」……夕霧。右の大臣とする本は少ないがその方が穏当であろう。

とある。当初のまま改変されずそのまま残っている大島本の仮名表記「ひたり」大臣を、活字では漢字「左」の大臣としている。そうであれば本文からは、夕霧を左大臣と解さざるを得ないが、そうすると他の多くの改変された箇所での「右」大臣とあることと矛盾する。そこで蜻蛉38で

は「左」の大臣としながらも、ここは「右の大臣」とする方が「穏当」だとする。夕霧の官位について、一貫した「右」大臣としたいということであろうか。

それでは現在の注釈書では宿木27については、どのように解釈しているのだろうか。伝伝の諸本がすべて「右」大臣として、夕霧ではない別人紅梅右大臣であることを示唆している箇所である。注釈書では「権大納言になりたまひて、右大將かけたまひつ。右の大臣左にておはしましけるが、辞したまへるところなり」の箇所に、次のように記している。

夕霧右大臣が、兼任の左大將を辞し、それまでの右大將が左大將に転じた。その右大將の空席を薫が兼任したことになる、

とし、さらに付録の解説には、竹河卷末で夕霧は「左大臣に昇った」が、このように「右」大臣とあることについて、「読者に断りなしに撤回、もとの右大臣に戻した」箇所とある。竹河卷末で昇進以降も多くの巻巻で「右」大臣となっているのは、作者に起因する問題であるとするのである。夕霧を「右」大臣として読まざるを得ないゆえの解釈上の方策であろうが、逆に次のような問題を引き起こす。

1. 宿木27は、すべての諸本が誤りなく明確な「右」大臣となっており、この人物については、夕霧を「右」大臣とする本文の『花鳥余情』なども、『細流抄』同様に紅梅右大臣であるとしている。これは、竹河卷末で紅梅の「とう大納言左大將かけ給へる右大臣になり」とある紅梅右大臣昇進記事とも矛盾がなく、この記事からいえば宿木27は、「紅梅右大臣が兼任の左大將を辞し」としか解せない。いずれの諸本においても、夕霧のみならず、紅梅、薫などの昇進についても、この竹河卷末記事を起点に以降の巻巻では順次昇進

していく様が矛盾なく描かれている。それにもかかわらず、ここ宿木27を夕霧右大臣として読むことは、竹河卷末での夕霧の昇進記事だけではなく、紅梅、薫などすべての人物の昇進記事を改めなければ、矛盾や齟齬が生じ、物語の構想上の破綻を招く。

3. 当初の大島本を見ると分かるように、夕霧の官位は昇進以後は一貫して「左」大臣と表記されていた。しかしながら改変後の大島本は、「右」と「ひたり」大臣が混在する矛盾する本文となっている。すなわち「ひたり」大臣とある箇所はそのままになっており、一方「左」大臣とある箇所は追筆により「右」大臣になってしまっているのである。こうした改変後の大島本本文を、現在の注釈書は活字にしているのである。校合本文がそもそも「右」と「左」大臣が混在する本文であつたからなのか、あるいは校合校訂が完全に行われなかったからなのか不明である。大島本の校合本文については、いまだ明らかになつておらず、少なくとも改変後の大島本の使用については、こうした問題が付随することを考慮に入れなければならないだろう。そうであれば大島本については当初の本文によらなければ語ることができないであろう。

以上のことを勘案すれば、『細流抄』のいうように「夕きりは左大臣なる事分明の事」であるから、この竹河卷末での夕霧の昇進記事を起点にして以降の巻卷では、夕霧の官位表記は本来の本文は「左」大臣と表記されていたはずである。そうではあるが『花鳥余情』のよつた本文のごとく、「右」大臣としか読めない本文が早くから伝存していたことも又事実である。現存する諸本でも、筆跡筆順からは「左」であるが、「右」のように見える草体の字もある。また草体からは「左」とも「右」とも

読めたので、それをそのまま書写したかと考えられる字もある。こうした草体による伝伝の間に、「左」から「右」が発生したのである。さらには大島本、蓬三本に見られるように「左」を追筆によって「右」に改変するなど、意図的な所為によって「右」大臣となつてしまっているものも見られるのである。

このように夕霧の昇進以後の官位が「右」大臣と表記されているのは、作者によるものではなく、本来の「左」大臣が伝伝の間に「右」大臣表記になり、これをさらに大島本に見られるように、後人の意図的な追筆によつて「右」大臣になつてしまったのである。したがって諸本における「左」大臣、「右」大臣の相違は、本文の異同ではないことから、竹河卷末の昇進以降の夕霧の官位については、本来の本文では当然「左」大臣と表記されており、「左」大臣と解釈されるべきである。

竹河卷末の昇進以降の夕霧の官位について、紅梅本・書陵部本・蓬三本が「左」大臣表記であるのは、「右」大臣表記と考えられる定家本によらず、大島本の「左」大臣表記を伝える明融本・肖柏本によつて考えると考えられる。このように夕霧の昇進記事の問題について、実隆が『細流抄』で一家言をなすことができたのは、「左」大臣表記を伝える大島本・明融本・肖柏本から学び得た成果であろう。一方日大本が「右」大臣表記であるのは、定家本系統の本文を伝えるためであろう。

少なくとも『源氏物語』本文のうち、定家本、三条西家の本文については、定家や実隆が到達した段階での解釈に相応しい本文選択のために他本による校合校訂、さらには新しい独自の本文までもが取り入れられて作成されていることが分かった。まずそのために定家本については親本が臨模された流れを伝える大島本のごとく、三条西家の本文作成にあ

たつても定家本が臨模されたのであろう。紅梅本はこの臨模本の非常に近くに存在する。したがって大島本→定家本以来の三条西家の本文の流れについては、紅梅本の存在ぬきには語れないであろう。

注

(1) 上野英子氏『源氏物語三条西家の世界―室町時代享受史の一様相』

(二〇一九・一〇 武蔵野書院)。

(2) 大島本(『大島本源氏物語DVD-ROM版』、花散里巻では、当初の大島本に擦消し・抹消・補入などの操作が行われて、1「いつれと」は「いつと」、2「木」は「木の」、3「女の」は「女御の」、4「女の」は「女御の」となっている(拙論3)。したがって本章では大島本は、改変された本文ではなく当初の本文による。定家本(前田家本)、明融本(東海大学付属図書館蔵)、蓬左文庫蔵三条西家本(以下蓬三本)、京都大学蔵平松家本は日(平)、吉川家蔵本も肖柏本(吉)とし、不一致部分のみこれをあげる。花散里巻では紅梅本と熊本大学本(以下熊大本)の本行本文は、漢字仮名表記の相違のみであったので、紅梅本(熊)とした(ただし熊大本は、紅梅本に見られるイ文傍書はない)。実践女子大学蔵公条筆本は、横井孝氏・上野英子氏のご調査によれば、該本中に「公条筆」とする紙票(付箋)があったという。尾州家本(『尾州家河内本』八木書店)、他の調査の出来なかった河内本、池田本などの本文については、『源氏物語大成』、『源氏物語別本集成続』による。なお検討する例について、表記・音便の相違は別に論ずべきと考え、また意味がとれず他本と関わりがない本文の訂正は誤写として検討の

対象から除き、1～94の通し番号を付した。

(3) 拙論「大島本花散里巻の再検討―「花散里をめぐって」(『中京大学文学部紀要』第49巻 第1号 二〇一四・一〇)。

(4) 熊大本は紅梅本のごとくの傍書イ文を有しないので、紅梅本とは書写の意図が異なるようである。しかしながら紅梅本に酷似する文字で書写され、行数・一行の文字数などほとんど一致している。あるいは熊大本は、もう一本の紅梅本として書写されたかとも考えられる。

(5) 拙論「右大臣とと左大臣―大島本における夕霧の官位表記をめぐって」(『中京大学国際教養学部論叢』第1巻 第2号 二〇〇九)。梗概本『源氏小鏡』では通行と異なる「竹河・紅梅」の巻の順序になっている。『源氏大鏡』では「竹河」の巻名注に「紅梅竹河とも竹河紅梅ともいふ」とある。なお『源氏大鏡』(古典叢書)、『源氏小鏡』(『諸本集成』岩坪健編 和泉書院)、『細流抄』・『花鳥余情』・『弄花抄』(『源氏物語古注集成』現代の注釈書は『古典セレクション』(小学館)。

(6) 拙論「『風葉和歌集』と『物語二百番歌合』―『源氏物語』夕霧の官位表記をめぐって」(『風葉和歌集研究法』第七号 二〇〇七・九)。

(7) 明融本※14・15は草体「左」を上からなぞって「右」としている。書陵部本※38は「右」傍書「左」である。蓬三本※14・15・16・17・18・19・20・21・24・32・33・34・35は、もとは「左」を追筆あるいは胡粉で擦り消して「右」としている。